

I S S N 0287-1084

I S S N 0919-8458

レジャー・レクリエーション研究

第57号

第36回学会大会発表論文集

日本レジャー・レクリエーション学会第36回学会大会

平成18年12月2日(土)・3日(日)

於：平安女学院大学

日本レジャー・レクリエーション学会

2006年12月

1. 印刷・製本

発表論文は、提出された原稿をそのまま縮写し、論文一題につきB5版見開き2ページまたは4ページにオフセット印刷され、「レジャー・レクリエーション研究（大会発表論文集）」として製本される。

2. 原稿用紙

提出原稿は、指定の原稿用紙（A4版）4枚以内に限る。なお、予備を含め合計6枚の原稿用紙が同封されている。

3. 文字

本文文字は、邦文タイプ（4号活字）またはワードプロセッサ（12ポイント・24ドット以上）を用いて、横書き印字したものに限る。

4. 演題・氏名等

①演題は、原稿用紙上部第1行と2行を用い、副題がある場合には行を改めて記載する。

②演題には、本文より大きな活字または倍角文字を用いること。

③氏名は、演者と共同研究者について行を改めて区別し、演者には氏名のすぐ前に○印をつけること。

④所属機関名は、氏名に続いて（ ）付で記入する。また、複数の共同研究者が同一の機関に所属する場合には、まとめて（ ）付で記載すること。

5. 本文

①本文は、目的、方法、結果、考察など、できるだけ分かりやすくまとめ、研究論文として完結していること。

②本文各段は、最初の一字分をあけて書き始めること。

③原稿用紙の字数は、40字×40行の1600字となっている。

④図表などを使用する場合にも、必ず本文枠内に収めること。

6. 送付要領

①同封の厚紙にはさみ、原稿とそのコピー2部を同封のこと。

②同封の提出用封筒を使用し、書留郵便（簡易書留可）で郵送のこと。

③提出要領が守られていない場合には、原稿を受け付けない場合がある。

7. 締切期日

2006年9月30日（土） 当日消印有効

8. 送付先

〒354-8510 埼玉県入間郡三芳町藤久保1150-1
淑徳大学 国際コミュニケーション学部
西田俊夫研究室内
日本レジャー・レクリエーション学会編集委員会
電話・FAX 0492-74-1511

目 次

日本レジャー・レクリエーション学会 第36回学会大会開催に寄せて 日本レジャー・レクリエーション学会会長 鈴木 秀雄 … 1	A-03 高齢者介護サービス事業施設別におけるレクリエーションに対する関心について ～レク・セミナー参加者アンケートの結果から～ …30
日本レジャー・レクリエーション学会 第36回学会大会開催要項 …………… 2	A-04 大学生のオープンウォーター講習における生きる力の変容 ……………32
日本レジャー・レクリエーション学会 第36回学会大会組織委員会 …………… 4	A-05 レジャー教育としてのキャンプ・プログラム ～Camp 0-AT-KA における実修活動～…………34
日本レジャー・レクリエーション学会 第36回学会大会実行委員会 …………… 5	A-06 幼稚園における2泊3日のキャンプに対する保護者の考え ～私立H幼稚園サマーキャンプを対象とした事例研究～ …36
参加者へのご案内 …………… 6	A-07 民間スポーツクラブに通う中・高校生の生活時間について…………40
(発表者へのお願いとお知らせ) …………… 7	A-08 総合型地域スポーツクラブの運営の実態 ～神奈川県内18クラブを事例として～ ……………44
(座長へのお願いとお知らせ) …………… 7	A-09 昭和初期刊行の余暇・娯楽関連書籍の情報源 ～中田俊造著『教育上より見たる娯楽と休養』と『Leisure and Its Use』 by H.L.May and D.Petgen の場合～…………48
(討論者・質問者へのお願い) …………… 7	B-01 介護予防教室における目的別レクリエーションプログラムの開発と効果に関する研究(1) ……………52
第36回学会大会開催地略図 …………… 8	B-02 老人病院における余暇支援 ～行事参加者増加への試み～ ……………56
日本レジャー・レクリエーション学会 第36回学会大会基調講演・シンポジウム ……………11	B-03 老人病院における余暇支援 ～余暇自立支援の試み～ ……………60
基調講演 現代社会におけるレクリエーションの意義と課題 ～保健福祉学の立場から～ 同志社大学社会学部・同大学院社会学研究科教授 岡本 民夫 …12	B-04 高齢者施設における楽しいレクリエーションプログラムについての研究 ……………64
シンポジウム 共に育つために求められているレジャー・レクリエーション コーディネーター 国際基督教大学 高橋 伸 …13	B-05 温水プール利用者の特性と利用決定要因に関する研究 ～ケアポートみまき・温泉アクティブセンターを事例にして～ ……68
パネリスト こどもの遊びの現状 手づくりほいく研究会代表 酒井 妙子 …14	B-06 伊勢志摩国立公園成立の特異性 ……………70
地域福祉の推進に福祉現場としてどのように取り組むか 兵庫県社会福祉協議会総務企画部主任 村田 明子 …15	B-07 「レジャー活動」と「レクリエーション」に関するランダム化比較試験のシステムティック・レビュー…………74
さらに増加する余暇(自由時間) 武庫川女子大学文学部教授 吉田 圭一 …15	
日本レジャー・レクリエーション学会 第36回学会大会発表演題 ……………17	
A-01 地域青少年活動における学生リーダーの活動意識に関する報告 ～都内A区リーダー達の事例～ ……………24	
A-02 デンマークにおける公営高齢者(含認知症者)介護型住居・デイサービスセンター併設についての報告 ～IFA会議における訪問見学プログラムから～ …28	

B-08	メディア・ビオトープ構築に関する基礎的研究……76	P-5	障害者スポーツセンターにおける知的障害児の余暇支援の報告 ……………107
C-01	教員養成大学学生における「野外活動」の意識に関する研究 ～教員志望者と非教員志望者に着目して～ ……………78	P-6	障害者とレクリエーション ～A県立総合リハビリテーションセンターにおける余暇教育プログラム～ ……………107
C-02	地域スポーツイベントにおけるプログラムの満足度に関する研究 ～小学生を対象にしたレクリエーション・スポーツプログラムの事例～ ……………80	P-7	老人病院における余暇支援～特殊疾患療養病棟への余暇支援の試み～ ……………108
C-03	「レクリエーション講習会参加者の特性とニーズについて」 ～平成17年度大阪府レクリエーション協会アンケート調査より～ ……………82	P-8	体操による健康の自己管理能力を高めるための取り組み ～心身への影響をみる「気づきスコア」を使って～ ……108
C-04	社会福祉におけるレクリエーションの展開と課題 ～文部科学省検定教科書を通して～ ……………84	P-9	大学生にみる自由時間の構造とその類型化 ……………109
C-05	レクリエーション組織とプロスポーツクラブとのパートナーシップ事業に関する報告 ……………88	P-10	児童の放課後における自由時間の意識と行動 ……………109
C-06	福祉領域におけるレクリエーションに関する専門家の導入をめぐる提言 ～セラピューティックレクリエーションを中心に～ ……90	P-11	「介護保険制度など環境の変化にともなう特養老人ホームにおけるレクリエーション・プログラムの変遷と今後の課題」 ……………110
C-07	元気高齢者に対する要介護予防的運動の積極的導入を図るための視点 ～運動形態からの提案～ ……………94	P-12	花と緑のまちづくりにおける地域住民の認識に関する研究 ～長野県小布施町を事例として～ ……………110
C-08	障害者のスポーツにおけるEquityとEqualityの視点 ～英国の事例から～ ……………96	P-13	自然学習における教材の制作 ～磐梯朝日国立公園・磐梯山を対象とした地形+情報模型パズル～ ……………111
C-09	余暇活動における水の事故に関する研究 ～特に新聞の掲載記事分析を中心に～ ……………100	P-14	武尊山百漫歩(100km)トレイルの道づくりと管理運営に関する課題 ……………111
第36回日本レジャー・レクリエーション学会大会 ポスター発表演題……………104		P-15	輪島市三井地区における農村景観の保存・活用手法に関する研究 ……………112
P-1	森林浴におけるリラックス効果 ……………105	P-16	棚田における景観体験構造に関する研究 ……………112
P-2	大学生の余暇活動について ……………105		会則及び諸規程他 ……………114
P-3	レクリエーション活動におけるエコロベースの検討 障害者エコロベース大会の追跡調査 ……………106		役員選出細則設置の趣旨 ……………118
P-4	レジャー志向性尺度の開発に関する研究 ……………106		投稿規程・原稿作成要領・投稿票 ……………124
			学会大会号編集企画 ……………131

日本レジャー・レクリエーション学会 第36回学会大会開催に寄せて

日本レジャー・レクリエーション学会(JSLRS)

会長 鈴木 秀 雄

(関東学院大学人間環境学部)

第36回学会大会のテーマは「ともに育つために求められているレジャー・レクリエーション」です。平安女学院大学（大阪：高槻キャンパス）の多大なご協力をいただき、ここに盛大に開催できますことを心から感謝するしだいです。

特に、マーレー寛子大会実行委員長には多くの時間とエネルギーを割いていただき、大会の企画から運営まで深くかかわっていただきました。役員初め、学会員の皆さんの心からの感謝もこめて、ここに深く御礼を申し上げます。

さて、小田切毅一学会副会長は、先の「学会ニュースNO. 83」（2006年11月）の挨拶で、“レジャー・レクリエーションから「生活の質」（QOL）への挑戦を”と題して、今、抱える社会の諸問題を、レジャー・レクリエーションの課題として捉え、これからの時代に挑戦する「キー概念」とレジャー・レクリエーションをみなし、そのための研究対象を一層横断的・複合的に再検討していく必要がある、と述べています。

この“Quality of Life”は、時に、生命の質であったり、生活の質であったり、人生の質であったりもしますが、超高齢化社会、そして既に人生の三分の一が余暇である超余暇社会に生きる我々にとって、QOLもさることながら、むしろもっと先にある「個人の生活の喜び（EPL=Enjoying Personal Living）とは何なのか」を学会としても明確に示していかなければならない専門領域でもあります。

特に高等教育機関（研究科、専攻、学部、学科、コースなど）において、レジャー・レクリエーションの研究・教育が制度化され、カリキュラムとして位置づけられたレジャー・レクリエーションの高度な研究・教育の実践とともに、その高度で学際的な **Discipline** を有する研究者、教育者、指導者の養成・輩出も急務です。

甚だ卑近な例ではありますが、関東学院大学では人間環境学部（4学科構成）に対応する形態で、1研究科1専攻5領域の大学院を2008年に設置することを目途に準備を進めています。5領域のひとつに、学会と全く同じ共通言語を有する「レジャー・レクリエーション環境領域」が設置されます。レジャー・レクリエーション環境論；レジャー・レクリエーション・スポーツ特論；セラピューティックエクササイズ特論；スポーツ医学特論；運動栄養学特論；レジャー・空間・リゾート環境特論；修士論文対応のレジャー・レクリエーション環境演習Ⅰ～Ⅳなどが開設予定科目です。

今後、多くの高等教育機関でのレジャー・レクリエーション研究・教育が活発になされ、高度な人材育成がなされることを願うばかりですが、本学会長としても、また前述大学院研究科設置構想における研究科委員長予定者としても、学会と密接な連携をとりながら博士課程までの実現に力を注ぎたいと願っています。

今回の学会大会も多様な発表形式により研究成果の発表の場が準備されています。また、学会総会では、学会活性化に向けて、いくつかの新機軸が提案されます。多数の学会員のご参加とご協力により、第36回学会大会が実り多き研究・交流の場になりますことを心から願っています。

日本レジャー・レクリエーション学会 第36回学会大会開催要項

大会テーマ「共に育つために求められているレジャー・レクリエーション」

1. 主催：日本レジャー・レクリエーション学会
2. 主管：日本レジャー・レクリエーション学会第36回学会大会実行委員会
3. 期日：平成18年12月2日(土)、3日(日)
4. 会場：平安女学院大学（高槻キャンパス）
〒569-1092 大阪府高槻市南平台5丁目84-1

5. 日程

第1日目 12月2日(土)

11:00～12:00 理事会（1号館2階会議室C.D）

12:00～13:10 受付（4号館1階）

13:00～13:15 会長挨拶 鈴木秀雄（学会会長）

大会名誉会長御挨拶 山岡景一郎（平安女学院大学学長）

13:15～14:30 基調講演（9号館1階 9-101教室）

「現代社会におけるレクリエーションの意義と課題
～保健福祉学の立場から～」

岡本民夫（同志社大学社会学部・同大学院社会学研究科教授）

14:45～16:45 シンポジウム（9号館 1館 9-101教室）

共に育つために求められているレジャー・レクリエーション

コーディネーター：高橋 伸（国際基督教大学）

パネリスト

「こどもの遊びの現状」

酒井妙子（手づくりほいく研究会代表）

「地域福祉の推進に福祉現場としてどのように取り組むか」

村田明子（兵庫県社会福祉協議会総務企画部主任）

「さらに増加する余暇（自由時間）」

吉田圭一（武庫川女子大学文学部教授）

パネリストとコーディネーターのご紹介

第36回学会大会実行委員 茅野宏明

17:00～18:30 懇親会（食堂）

第2日目 12月3日(日)

9:00~	受付開始	(4号館会議室C.D)	
9:30~10:30	研究発表	A会場 (4号館4-104教室)	3題
		B会場 (4号館4-105教室)	3題
		C会場 (4号館4-106教室)	3題
10:40~11:40	研究発表	A会場 (4号館4-104教室)	3題
		B会場 (4号館4-105教室)	3題
		C会場 (4号館4-106教室)	3題
11:00~14:40	ポスター発表会場オープン	(4号館4-101・102教室)	
11:40~12:10	ポスター指定発表時間	(発表者配置時間)	
11:40~12:40	昼食(食堂)		
12:40~13:40	総会	(9号館1階9-101教室)	
13:40~14:40	研究発表	A会場 (4号館4-104教室)	3題
		B会場 (4号館4-105教室)	2題
		C会場 (4号館4-106教室)	3題
	ポスター発表		
11:40~12:10	A-②会場	(4号館4-101教室)	8題
	B-①会場	(4号館4-102教室)	8題

理事会 平成18年12月2日(土) 11:00~12:00 会場 1号館 2階 会議室 C.D.
総会 平成18年12月3日(日) 12:40~13:40 会場 9号館 1階 9-101教室

大学食堂：12月2日、3日両日とも大学食堂の営業はしていませんが、場所のご利用が可能です。

喫煙所：喫煙は指定された場所をお願いいたします。(学内図参照)

日本レジャー・レクリエーション学会 第36回学会大会組織委員会

大会名誉会長	山岡景一郎〔平安女学院大学学長〕
大会会長	鈴木 秀雄〔学会会長 関東学院大学〕
大会副会長	小田切毅一〔学会副会長〕
	坂口 正治〔学会副会長 東洋大学〕
監 事	大谷 善博〔学会監事 福岡大学〕
	寺島 善一〔学会監事 明治大学〕
大会委員長	西田 俊夫〔学会理事長 淑徳大学〕
委 員	麻生 恵〔学会常任理事 東京農業大学〕
	小椋 一也〔学会常任理事 国際医療福祉大学大学院〕
	片桐 義晴〔学会常任理事 (社福)新宿区障害者福祉協会〕
	嵯峨 寿〔学会常任理事 筑波大学〕
	下村 彰男〔学会常任理事 東京大学大学院〕
	田中 伸彦〔学会常任理事 (独法)森林総合研究所〕
	西野 仁〔学会常任理事 東海大学〕
	沼澤 秀雄〔学会常任理事 立教大学〕
	松尾 哲矢〔学会常任理事 立教大学〕
	山崎 律子〔学会常任理事 (株)余暇問題研究所〕
	横内 靖典〔学会常任理事 城西大学〕
	天野 勤〔学会理事 聖徳大学〕
	浮田千枝子〔学会理事 群馬松嶺福祉短期大学〕
	小野寺浩三〔学会理事 東北福祉大学〕
	上村都貴絵〔学会理事 (株)コーソル〕
	古城 建一〔学会理事 大分大学〕
	劔持 武〔学会理事 社会福祉法人伸生会〕
	高橋 伸〔学会理事 国際基督教大学〕
	田中 光〔学会理事 洗足学園短期大学〕
	茅野 宏明〔学会理事 武庫川女子大学〕
	土屋 薫〔学会理事 江戸川大学〕
	マーレー寛子〔学会理事 平安女学院大学〕
	師岡 文男〔学会理事 上智大学〕

日本レジャー・レクリエーション学会 第36回学会大会実行委員会

- | | | |
|---------|---|-----------------------|
| 大会実行委員長 | ○ | マーレー寛子〔平安女学院大学〕 |
| 監事 | ※ | 大谷 善博〔福岡大学〕 |
| | ※ | 寺島 善一〔明治大学〕 |
| 事務局長 | ◎ | 西田 俊夫〔淑徳大学〕 |
| 大会幹事 | ○ | 茅野 宏明〔武庫川女子大学〕 |
| | | 小西 治子〔大阪体育大学〕 |
| | | 田島 栄文〔甲子園短期大学〕 |
| | | 長岡 雅美〔武庫川女子大学〕 |
| | | 松尾 純子〔大阪医療秘書福祉専門学校〕 |
| 実行委員 | ◎ | 麻生 恵〔東京農業大学〕 |
| | ◎ | 小椋 一也〔国際医療福祉大学大学院〕 |
| | ◎ | 片桐 義春〔(社福)新宿区障害者福祉協会〕 |
| | ◎ | 嵯峨 寿〔筑波大学〕 |
| | ◎ | 下村 彰男〔東京大学大学院〕 |
| | ◎ | 田中 伸彦〔独立行政法人森林総合研究所〕 |
| | ◎ | 西野 仁〔東海大学〕 |
| | ◎ | 沼澤 秀雄〔立教大学〕 |
| | ◎ | 松尾 哲矢〔立教大学〕 |
| | ◎ | 山崎 律子〔(株)余暇問題研究所〕 |
| | ◎ | 横内 靖典〔城西大学〕 |
| | ○ | 天野 勤〔聖徳大学〕 |
| | ○ | 浮田千枝子〔群馬松嶺福祉短期大学〕 |
| | ○ | 小野寺浩三〔東北福祉大学〕 |
| | ○ | 上村都貴絵〔(株)コーソル〕 |
| | ○ | 鋸持 武〔社会福祉法人伸生会〕 |
| | ○ | 古城 建一〔大分大学〕 |
| | ○ | 高橋 伸〔国際基督教大学〕 |
| | ○ | 田中 光〔洗足学園短期大学〕 |
| | ○ | 土屋 薫〔江戸川大学〕 |
| | ○ | 師岡 文男〔上智大学〕 |

◎学会常任理事、○学会理事、※学会監事

参加者へのご案内

1. 受付

平安女学院大学 高槻キャンパス

12月2日（土）12:00～15:00 人間社会学部 事務室前

12月3日（日）9:00より 人間社会学部 事務室前

2. 参加費

- 正会員 4,000円
- その他の一般の方（大学院生含む）2,000円（12/3のみ）
- ただし、基調講演・シンポジウムについては公開のため参加費無料
- 学生（学部、短大、専門学校の在学生）参加費無料

3. 大会本部

平安女学院大学 高槻キャンパス

12月2日（土）…人間社会学部学生研究室

12月3日（日）…人間社会学部学生研究室

4. 昼食

大学付近は住宅街による規制のため、コンビニエンスストア等はありません。

昼食を予約されている方は、12月3日（日）受付時に食券をお受け取りの上、学食にてお召し上がりください。学食は、学会昼食予約者のみの対応です。

5. 駐車場

お車でのご来場はご遠慮ください。

6. 喫煙

学内指定箇所での喫煙にご協力ください。

(発表者へのお願いとお知らせ)

1. 発表受付

各発表会場の入口で受付を行います。各自の発表時刻の30分前までに受付をすませ、「次演者席」におつきください。

2. 発表資料

口頭発表に関する補足資料等については、50部を発表受付時に提出してください。なお、資料には必ず演題番号(例:A-1)、演題、演者氏名を明記してください。

3. 発表会場のメディア対応状況

(1) パワーポイントの使用

発表会場にはWindows対応ノートパソコンを設置しております。使用希望の方は、Windows対応のCD又はUSBフラッシュメモリをご持参の上、受付時にお申し出ください。

(2) OHC・OHPの使用

発表会場にはOHC・OHPを設置しております。使用できるものは、写真や現物、紙媒体です。希望の方は、受付時にお申し出ください。

(3) スライドの使用

スライド映写機へは対応可能です。希望の方は、受付時にお申し出ください。

4. 発表時間

各発表演題につき、発表15分です(13分ーベル1回、15分ーベル2回)。なお、質疑討論は一演題につき5分とし、各発表セッション毎にまとめて行います。

(座長へのお願いとお知らせ)

各発表会場の入口で座長時間の30分前までに受付を済ませてください。開始20分前には「次座長席」にお座りください。

時間を厳守して進行するようにご協力ください。

質疑討論は、各セッション毎にまとめて該当時間でとり行うようにお願いします。

発表取り消しなどで空き時間ができた場合、討論や休憩にあてられるなど、自由にご裁量ください。

(討論者・質問者へのお願い)

挙手のあと、座長の合図を待って、所属・氏名を告げたのち、参加者にわかるように発言してください。

■第36回学会大会開催地略図

■会 場 平安女学院大学 高槻キャンパス
〒569-1092 大阪府高槻市南平台5丁目84-1

大学までのアクセス

遠隔地から平安女学院大学まで

☆新幹線利用の場合

新大阪（JR東海道・山陽本線新快速 11分）→高槻

☆航空機利用の場合

・関西空港

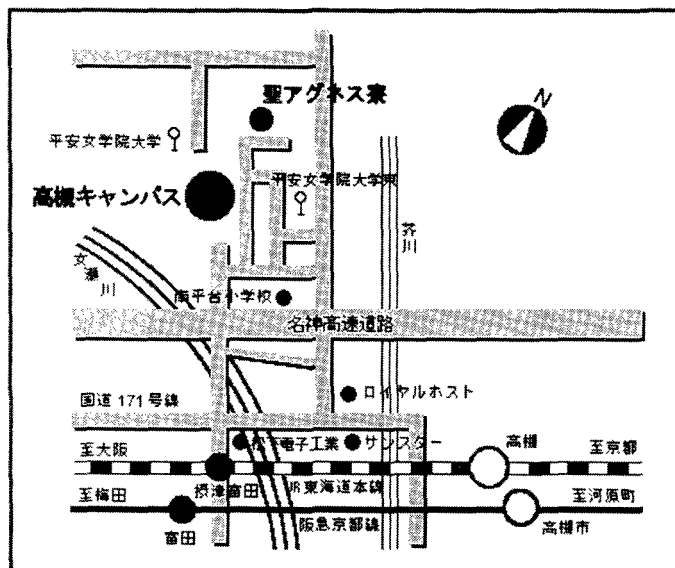
（JR特急はるか約50分）→新大阪（JR東海道・山陽本線新快速 11分）→高槻

・伊丹空港

（大阪モノレール）→南茨木（徒歩一分）→南茨木（阪急京都本線急行）→高槻市（徒歩8分）
→高槻

・神戸空港

（神戸新交通ポートアイランド線）→三宮（徒歩2分）→三ノ宮（JR東海道・山陽本線新快速37分）→高槻

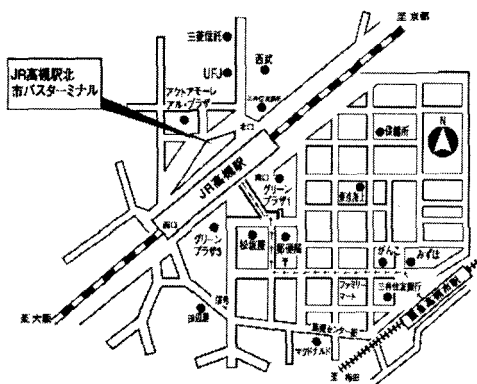


注) バス停は「平安女学院大学前」で下車ください。この2つ前のバス停が「平安女学院大学東」ですが、キャンパスまで少しわかりにくいと思います。

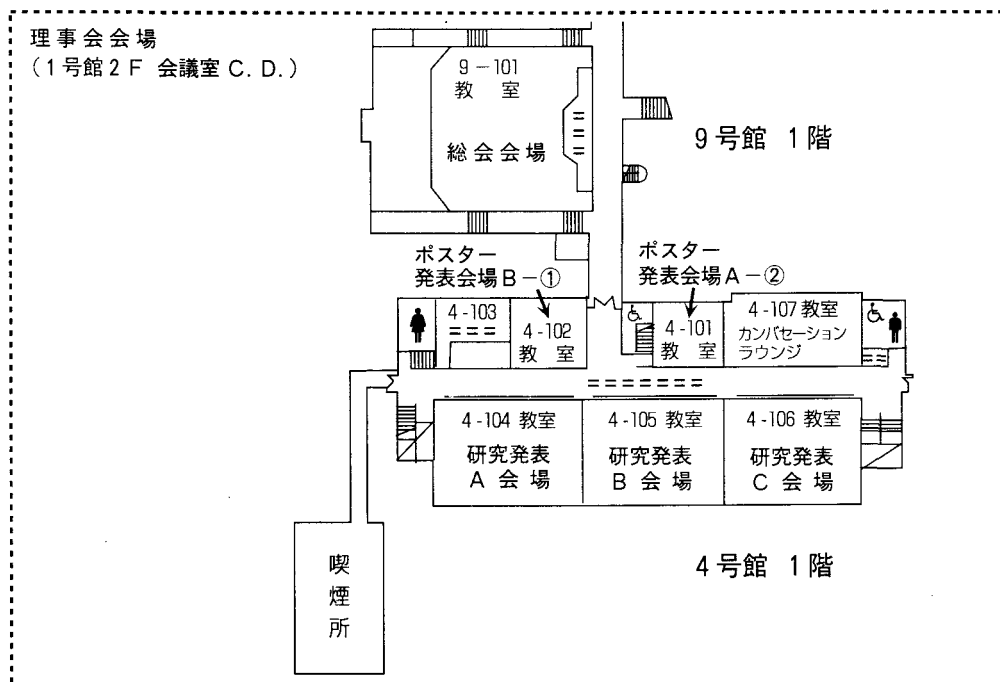
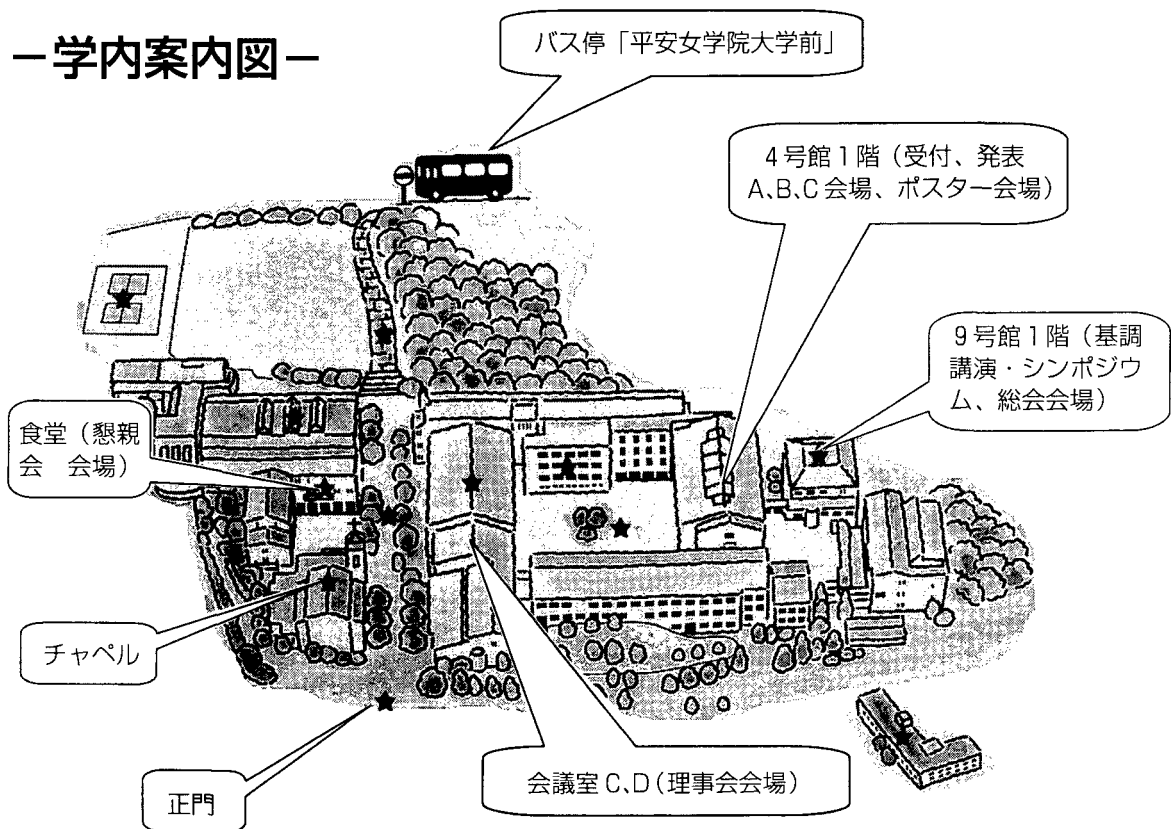
平安女学院大学高槻キャンパスへは、JR「高槻」へ新快速で「大阪」から約15分、阪急「高槻市」へ快速特急で「河原町」、「梅田」から約20分。

JR高槻駅北（京都寄り出口）から市バス67番「平安女学院大学」行き、70番「平安女学院大学経由関西大学」行きに乗車約15分、「平安女学院大学」下車すぐ。

JR高槻駅北バスターミナル5番のりばが本学行きののりばです。



— 学内案内図 —



日本レジャー・レクリエーション学会

第 36 回学会大会

基調講演

シンポジウム

現代社会におけるレクリエーションの意義と課題 ～保健福祉学の立場から～

同志社大学社会学部・同大学院社会学研究科教授

岡本 民夫 氏

大会テーマと講演までの経緯ならびに講師のご紹介

今大会のテーマを決定するにあたり、レジャー・レクリエーションは人が育つには欠かすことができない、という学会会員にとっては当たり前のような視点が出発点となった。人の育ちに関わるイメージは保育の領域を重複することが多分にある。幼少期に人格形成はおおよそ決まるとか、少年少女のための児童厚生施設では遊びの指導者が配置されているとか、「育ち」は子どもを中心に理解されていることは否めない。

他方、人は生を受け死に至るまでのライフサイクルの中で生きている。歳を重ねる度に、その時々にはふさわしい生き方を学んだり、継承したりして、人として育っていく。つまり、「育ち」は保育の領域にとどまらず、生きる人すべてに関係するという視点に、レジャー・レクリエーション研究はどう対応していくべきかを論じ合おうという主旨で設定された。

今大会のテーマ「共に育つために求められているレジャー・レクリエーション」にあたり、基調講演を岡本民夫先生にお願いした。岡本先生は、長年にわたり日本の社会福祉分野や精神保健福祉分野の発展に貢献されており、1980年代よりメディアやITを駆使した教授法の実践開発にも携わっておられる。また、高校時代に短距離選手、学生時代にはキャンプカウンセラーを経験され、多くのレジャー・レクリエーション研究者と共通した体験をもっておられる。それらの体験については、岡本先生からお話していただく予定であり、ご講演を依頼した理由も理解していただけることと思う。(講演当日、配付資料あり)

岡本 民夫(おかもと たみお)氏略歴

1936年、和歌山県生まれ。関西学院大学文学部卒業後、浅香山病院神経精神科医局臨床心理部に所属。その後、熊本短期大学(現熊本学園大学)教授を経て、1980年より同志社大学。現在、社会学部社会福祉学科教授・大学院社会福祉学研究科教授。

専門分野：社会福祉援助技術(ソーシャルワーク理論史)

社会活動： 元日本社会福祉実践理論学会会長
文部科学省教科書審議会第八部長・会長代理
日本社会福祉学会・学会賞審査委員長
関西社会福祉学会会長
宇治市福祉サービス公社理事長

主著

『ケースワーク研究』(ミネルヴァ書房、1973年)

『医療福祉の研究』(ミネルヴァ書房、1980年)

『世界の社会保障・カナダ』(東大出版会、1998年)

『世界の社会福祉9 アメリカ・カナダ』(旬報社、2000年)

『社会福祉原論』(ミネルヴァ書房、2002年)

ほか、多数

共に育つために求められているレジャー・レクリエーション

パネリスト 酒井妙子（手づくりほいく研究会）
村田明子（兵庫県社会福祉協議会）
吉田圭一（武庫川女子大学）
コーディネーター：高橋 伸（国際基督教大学）

大会テーマ「共に育つために求められるレジャー・レクリエーション」のもとに開催されるシンポジウムは、テーマ決定過程で練られた次の3つのキーワードを中心に展開する予定である。

1. 子ども、遊び
2. 地域、住民、
3. 余暇、将来像

手づくりほいく研究所代表の酒井妙子氏は、子どもの遊び環境の整備を中心に、子どもの遊び現場を見てきている。特に、子どもは「遊びの天才」という表現についての問いかけを始め、遊びの成立要素の検証、子どもにとっての遊びと大人が考える子どもの遊びの考察、遊びは子どもに必要なか、必要な遊びとは何かについて問い直している。本シンポジウムでは、「子どもの遊びの現状」を中心にご報告とご提案をしていただく。

兵庫県社会福祉協議会総務企画部主任の村田明子氏は、地域と社会福祉を主に日々の業務に携わっている。他方、高齢者の介護予防や心身の健康保持のための各種体操の啓発にも積極的に関わっておられる。社会福祉士としての幅広い現場経験をもとに、本シンポジウムでは、「地域福祉の推進に福祉現場としてどのように取り組むか」を中心にご報告とご提案をしていただく。

武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科教授の吉田圭一氏は、レクリエーション上級指導者、レクリエーション・コーディネーターとして長年日本レクリエーション協会や兵庫県レクリエーション協会を支えてこられた。また、各種種目の指導技術の実践的研究だけでなく、レクリエーションの定義づけ、ワークシェアリング、そして余暇（自由時間）の変化などの理論的研究にも携わっている。本シンポジウムでは、「さらに増加する余暇（自由時間）」を中心にしたご報告と問題提起をしていただく。

コーディネーターには、国際基督教大学教養学部助教授高橋伸氏にお願いした。国際的なキャンパスで国際色豊かな学生たちを教育している幅広い視野を活かしたコーディネートをお願いした。

これらの意見やそれを受けての活発な討論を通して、ご自身の研究を振り返り、再認識や新たな着想へのきっかけとなるなど、今後の研究活動あるいは教育活動に寄与できたら幸いである。

なお、シンポジストの発表概要は次のとおりである。

こどもの遊びの現状

手づくりほいく研究会代表 酒井妙子

いじめ、自殺といったとても残念な事件報道が相次ぐなか、近年の子どもたちの引きこもり・不登校・無気力・指示待ち・若年性鬱・拒食等という心の問題や変わった行動もとても気になる。そして、これらのことが少なからず、本日私に頂いたテーマである「子どもの遊びの現状」に関係しているのではないかと思う。

1. 果たしてこどもは遊びの天才か

こどもと言えば「遊び」が容易に想像されるように、私達は「こどもは遊ぶものだ」とか、「こどもは遊びの天才だ」とか思いこんではいないだろうか。果たして本当にそうだろうか。私がか関わっている冒険遊び場で大勢のこどもたちがやってくる。遊び場だけ「遊びにくる」というよりは「やってくる」と表現した方が彼らの行動を表すのにじっくりいく場面が少なからずある。例えば、屋外の遊び場なのに大人とお喋りをしたり、ゴロゴロ寝ころんだり、家から持ってきたゲームをしたり、私達が考える「遊び」とはだいぶかけ離れた時間を過ごしている。

2. 遊びが成立するための「遊び環境4要素」

『あそびの環境デザイン』の著者、仙田満氏によると、こどもの遊びが成立するには「時間」「空間」「友達」「方法」という「遊び環境の4要素」が必要である。「遊びたい！」という強い気持ちがあれば、4要素の成立を待たずして彼らは遊ぶ。しかし、その気持ちに少し元気がない時にこれらの要素が必要となる。そこには「自由」が保障され、こども自身が十分な時間があると感ずること、十分と思える面積や管理や制限のない自由な空間が保障されていること、遊びたい友達が遊びたい時にいること、そして遊びの方法を伝えていく機会や組織が存在していることである。遊びの天才と言われたこどもたちがその才能を発揮するには、大人社会に存在している時間・空間・人間関係を見直す必要がある。

3. こどもにとっての遊び、おとなが考えるこどもの遊び

最近、遊び場で次のような親子の会話を耳にすることがあり興味深く受け止めている。遊び場には電車が一両設置され、中で絵本を読んだり、玩具で遊んだりできる。座席に寝ころんでゴロゴロするのもなかなか居心地が良くこどもたちには人気。来るなり電車の中に入ってくるこどももいるが、そこで親たちの「今日は遊ぶっていったでしょ！早く外に出てきて遊びなさい！」という言葉を聞く。かつて「勉強しなさい」と言っていた親たちが今度は「遊びなさい」と言っている。先ほど「遊びにくる」よりは「やってくる」と記したが、本当にこどもたちは遊んでいないのだろうか。結論から言うと、大人が「こどもの遊びだ」と考えているような遊びをしなくなった。「遊び」とは本来どんな活動であっても本人が「遊び」と自分の中で位置づけた事柄のみが「遊び」であって、これが遊びという活動などない。お絵かきが遊びである時もあれば、そうでない時もあるように、時には算数の計算ドリルや国語の漢字ドリルが遊びであることもある。

4. 何故「遊び」が必要なのか、必要な「遊び」とは何か

こどもたちは遊びを通して多くのことを育むと言われ、こどもたちが抱えている問題に対して「遊び」には大きな期待がかかっている。けれども、こどもたちの「遊びの出発点」は「おもしろそう、やってみたいな」であり、「あー楽しかった、またやりたいな、よーしもう一度」である。この気持ちが彼らの「遊び」に対する全てであり、何ものにも代え難い宝物、まさに生きるエネルギー、生きる力の源である。大人が期待するものは、こどもの将来にとって必要不可欠ではあるが、かれらにとってはたまたまの産物にしかすぎない。私は「こどもの遊びをこどもの世界に帰してあげたい!」と願っている。こどもたちの遊びがこどもたちの世界に帰ることで、少しずつかもしれないが、何か、いろいろなことが健康的に変わっていくのではないかと考えている。

地域福祉の推進に福祉現場としてどのように取り組むか

兵庫県社会福祉協議会総務企画部主任 村田 明子

福祉専門職は、常に人を支援することの難しさに日々直面している。地域における他機関・多職種との連携や支援困難事例だけでなく、利用者・家族からの苦情やトラブルにも対応しなければならない現状もある。また、社会的に援護を要する人たちに対する生活圏域を基盤とした援助のあり方や、終末期への支えのあり方など、今後、ますます重要になってきている。本人の真のニーズは何か、最後までその人らしく生きることを支えるということがどういうことなのか、地域福祉の推進に取り組む福祉現場の現状から問題点や課題について、次の4つの観点から報告したい。

1. 社会福祉・地域福祉の現場を大きく変えた介護保険制度
2. 福祉専門職の実態とは
3. 問われる権利擁護の視点と地域で暮らすということ
4. 求められる協働・多様なネットワークの構築の必要性

さらに増加する余暇(自由時間)

武庫川女子大学文学部教授 吉田 圭一

レクリエーションの価値やレジャー(余暇)の機能への期待とともに、それらを可能にする「量」としての余暇(自由時間)に関心を持つことも重要であると思う。21世紀を迎えて、余暇の量は増加するのか、減少するのか。

1 労働時間短縮と余暇

わが国、平成17年(2005)の年間総実労働時間は1,834時間であった。戦後最も多かった昭和

35年（1960）の2,432時間からみると1年間の総実労働時間が598時間減少したことになる。1日の労働時間を8時間として換算すると74日間分の減少である。このように先進諸国における20世紀後半の労働時間短縮に関する政策あるいは労使間の努力は、労働時間の短縮による自由時間の増加を目指したものであった。

2 21世紀の労働量

20世紀の労働は、ある意味で働きたいだけ働ける状態であった。大量消費を支える大量生産は年々仕事量を増加し、それをまかなう労働力を必要とした。

しかし、資源の枯渇や地球環境再生の必要から、21世紀の労働は20世紀とは異なった在り方を模索しなければならなくなったのである。大量消費への反省は地球資源を消耗する生産面での仕事量の減少をもたらすであろうし、さらに高度化すると予想される機械化は、人間の労力が担う部分をさらに奪うことになる。それは必要とされる労働量の減少を意味することになり、全体としても個人にとっても、量的に今までと同じだけ働くことができなくなる状態を意味しているのである。

3 労働力の増加

仕事量・労働量の減少が予想される21世紀は、その一方で労働力の量が確実に増加する世紀である。国連は50年後の地球人口を89億人と予測している。さらに、働ける年齢が肉体的にも高くなってきていることや、男女共生社会に関する意識の高まりによる女性の社会進出などから、働きたい人、働ける人がますます増加することは否定できない事実である。

4 労働の分配

今後予想される仕事量と労働力の量のアンバランスをいかにして解決するかは、人類に課された21世紀最大の課題であるといえる。

その観点のキーワードの一つが労働の分配（ワークシェアリング）である。一定の仕事量の中で、より多くの人々が働くことができる労働環境を作るためには、仕事を分け合うという単純な法則へ行き着くことしかないのである。当然、自由主義社会・自由経済社会において、それぞれの仕事の持つ意味あいや金銭的な価値まで分け合うことはできないにしても、少なくとも働ける時間を分け合うことは可能である。

5 余暇（自由時間）の増加

21世紀における余暇（自由時間）の増加は、働きたくても働けない時間が増えてくることによる増加である。望まなくても増加する余暇（自由時間）は、これまでの増えることを望んだ余暇（自由時間）とは少々別の意味を含んだ時間としての認識が必要になってくるのである。

もっと働きたいという意欲や余裕がある労力を、余暇（自由時間）のなかで受け止めなければならぬのである。余暇活動のひとつとして、働く意欲や労力を発揮できる場を作り出すことが求められることになる。

日本レジャー・レクリエーション学会

第 36 回学会大会発表演題

日本レジャー・レクリエーション学会 第36回学会大会一般研究（口頭）発表演題

■研究発表 A会場（4号館1F 4-104教室）

□座長：西野 仁〔東海大学〕9：30～10：30

A-01 地域青少年活動における学生リーダーの活動意識に関する報告

～都内A区リーダー達の事例～

○栗原 邦秋〔余暇問題研究所〕

A-02 デンマークにおける公営高齢者(含認知症者)介護型住居・デイサービスセンター併設についての報告

～IFA会議における訪問見学プログラムから～

○山崎律子〔余暇問題研究所〕

上野 幸〔余暇問題研究所〕

高橋和敏〔余暇問題研究所〕

A-03 高齢者介護サービス事業施設別におけるレクリエーションに対する関心について
～レク・セミナー参加者アンケートの

結果から～

○廣田治久〔余暇問題研究所〕

山崎律子〔余暇問題研究所〕

上野 幸〔余暇問題研究所〕

質疑応答

□座長：沼澤秀雄〔立教大学〕10：40～11：40

A-04 大学生のオープンウォーター講習における生きる力の変容

○山下雅彦〔福山平成大学〕

A-05 レジャー教育としてのキャンプ・プログラム

～Camp 0-AT-KA における実修活動～

○高橋 伸〔国際基督教大学〕

廣田治久〔余暇問題研究所〕

A-06 幼稚園における2泊3日のキャンプに対する保護者の考え
～私立H幼稚園サマーキャンプを対象とした事例研究～
○知念嘉史〔東海大学〕

☆質疑応答

□座長：山崎律子〔余暇問題研究所〕13：40～14：40

A-07 民間スポーツクラブに通う中・高校生の生活時間について
○阿部純士〔東海大学大学院〕
西野 仁〔東海大学〕

A-08 総合型地域スポーツクラブの運営の実態
～神奈川県内18クラブを事例として～
○吉原さちえ〔東海大学〕
西野 仁〔東海大学〕

A-09 昭和初期刊行の余暇・娯楽関連書籍の情報源
～中田俊造著『教育上より見たる娯楽と休養』と『Leisure and Its Use』
by H.L.May and D.Petgen の場合～
○西野 仁〔東海大学体育学部〕

質疑応答

■研究発表 B会場（4号館1F 4-105教室）

□座長：土屋 薫〔江戸川大学〕9：30～10：30

B-01 介護予防教室における目的別レクリエーションプログラムの開発と効果に関する研究(1)

○小池和幸〔仙台大学〕

高崎義輝〔仙台大学〕

B-02 老人病院における余暇支援

～行事参加者増加への試み～

○左近慎平〔(医法社)慶成会 青梅慶友病院〕

草壁孝治〔(医法社)慶成会 青梅慶友病院〕

B-03 老人病院における余暇支援

～余暇自立支援の試み～

○草壁孝治〔(医法社)慶成会 青梅慶友病院〕

左近慎平〔(医法社)慶成会 青梅慶友病院〕

質疑応答

□座長：佐橋 由美〔大阪樟蔭女子大学〕10：40～11：40

B-04 高齢者施設における楽しいレクリエーションプログラムの楽しさについての研究

○吉岡尚美〔東海大学〕

植木順子〔(医)鳳香会デイサービスセンターパラソル〕

佐藤宏子〔(医)鳳香会デイサービスセンターパラソル〕

B-05 温水プール利用者の特性と利用決定要因に関する研究

～ケアポートみまき・温泉アクティブセンターを事例にして～

○徳田つづる〔東京農業大学地域環境科学部〕

上岡洋晴〔東京農業大学地域環境科学部〕

岡田真平〔身体教育医学研究所〕

本多卓也〔東京大学教育学部〕

B-06 伊勢志摩国立公園成立の特異性

○油井正昭〔桐蔭横浜大学、(財)国立公園協会〕

質疑応答

□座長：小池和幸〔仙台大学〕 13：40～14：20

B-07 「レジャー活動」と「レクリエーション」に関するランダム化比較試験のシステマティック・レビュー

○上岡洋晴〔東京農業大学〕

津谷喜一郎〔東京大学大学院〕

高橋美絵〔身体教育医学研究所〕

本田卓也〔東京大学教育学部〕

春日翔子〔東京大学教育学部〕

山田有紀子〔東京厚生年金病院図書室〕

眞喜志まり〔横須賀市立市民病院図書室〕

下嶋 聖〔東京農業大学〕

B-08 メディア・ビオトープ構築に関する基礎的研究

○土屋 薫〔江戸川大学〕

質疑応答

■研究発表 C会場（4号館1F 4-106教室）

□座長：小野寺浩三〔東北福祉大学〕9：30～10：30

C-01 元気高齢者に対する要介護予防的運動の積極的導入を図るための視点
～運動形態からの提案～

○田中 光〔洗足学園短期大学〕

鈴木英悟〔東海大学非常勤〕

鈴木秀雄〔関東学院大学人間環境学部〕

C-02 障害者のスポーツにおけるEquityとEqualityの視点
～英国の事例から～

○田中暢子〔英国ラフバラ大学大学院〕

鈴木秀雄〔関東学院大学人間環境学部〕

C-03 余暇活動における水の事故に関する研究
～特に新聞の掲載記事分析を中心に～

○鈴木英悟〔東海大学非常勤〕

鈕持 武〔(社福)伸生会、関東学院大学大学院〕

鈴木秀雄〔関東学院大学人間環境学部〕

質疑応答

□座長：嵯峨 寿〔筑波大学〕10：40～11：40

C-04 福祉領域におけるレクリエーションに関する専門家の導入をめぐる提言
～セラピューティックレクリエーションを中心に～

○鈕持 武〔(社福)伸生会、関東学院大学大学院〕

鈴木英悟〔東海大学非常勤〕

鈴木秀雄〔関東学院大学人間環境学部〕

C-05 社会福祉におけるレクリエーションの展開と課題
～文部科学省検定教科書を通して～

○滝口 真〔西九州大学健康福祉学部〕

- C-06 レクリエーション組織とプロスポーツクラブ
とのパートナーシップ事業に関する報告
○竹田隆行〔日本文理大学〕

質疑応答

□座長：滝口 真〔西九州大学〕 13:40～14:40

- C-07 教員養成大学学生における「野外活動」の意識に関する研究
～教員志望者と非教員志望者に着目して～
○佐藤修大〔大阪体育大学〕
松永敬子〔大阪体育大学〕
鈴木祐志〔大阪体育大学大学院〕
井澤悠樹〔大阪体育大学大学院〕

- C-08 地域スポーツイベントにおけるプログラムの満足度に関する研究
○鈴木祐志〔大阪体育大学大学院〕
松永敬子〔大阪体育大学〕
井澤悠樹〔大阪体育大学大学院〕

- C-09 レクリエーション講習会参加者の特性とニーズについて
～平成17年度大阪府レクリエーション協会アンケート調査より～
○横山 誠〔(財)大阪府レクリエーション協会〕
相奈良 律〔(財)大阪府レクリエーション協会〕

質疑応答

地域青少年活動における学生リーダーの活動意識に関する報告 — 都内A区リーダー達の事例 —

栗原邦秋（余暇問題研究所）

キーワード：青少年健全育成 リーダー養成 活動意識

I 問題意識

レクリエーションと青少年教育は歴史的にも実際的にも密接な関係にある。近年、暴力行為、いじめ、自殺、不登校、家出などの増加に象徴される青少年に関わる問題が大きくクローズアップされている。

こうした背景のもと、地域における青少年教育に関心が集まるなか、橋本らは（2000）、リーダーセミナー参加者と一般中学・高校生との友人関係意識を比較検討した結果、セミナー参加者に「ひとりよりも友人といることが落ち着く」「互いに悩みを打ちあけられる」とする傾向が有意であることを検証した。さらに、橋本らは（2001）、リーダーセミナーへの参加理由の把握を試み、「学校外の人と知り合える」「さまざまなことに挑戦したい」とする傾向があることを示した。その一方で、私的生活領域の関心に止まっており現代青年の特徴（いわゆるミーイズム）の存在を指摘している。

報告者は、従来よりレクリエーション専門家として地域の青少年教育活動に携ってきたが、平成17年4月より都内A区における青少年健全育成事業の一環である「中学・高校生対象リーダー養成事業」に携る機会を得ている。ここで、スタッフである6名の学生リーダーの活動姿勢・態度に着目した。それは、互いに親密に和みながらも自分達の役割に対する責任や使命を十分に果たそうとする真摯な姿であった。

そして、彼らのスタッフ活動を促しているであろう意識の在り様やその形成過程の特徴を探り得た上で、リーダー養成の受講生を対象に検討を進めた前述の先行研究の結果も加味して考察を進めるならば、今後の青少年活動の運営に有益な示唆を得られるのではないかと考えるに至った。現在はスタッフの側にある学生リーダー達自身も、以前はプログラムの受講者だった経緯をもつからである。

II 目的

本研究の最終的な目的は「リーダー養成事業等の地域青少年活動におけるリーダー（スタッフ）の活動意識とその形成過程を把握し、今後の運営に有効な示唆を得ること」とした。その上で、今回は「『A区中学・高校生対象リーダー養成事業』の学生リーダー達が一連の運営場面において示す活動姿勢・態度の特徴を探ること」とした。

III 方法

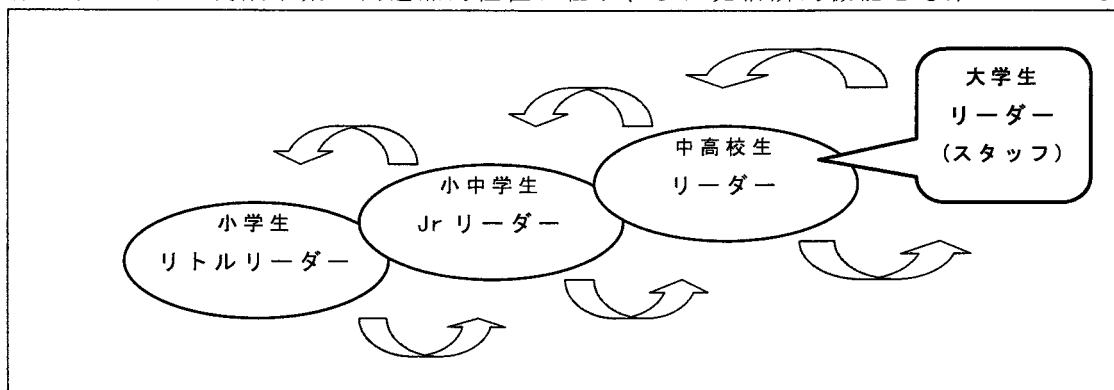
報告者が平成17年4月より都内A区「中学・高校生対象リーダー養成事業」にディレクターとして携るなかで、学生リーダー6名が企画会議・準備作業・プログラム実施中・事後評価会などの運営場面および関連するインフォーマルな場面において示した行動を観察し、その具体的な事例を抽出・整理した上で検討を加えた。

IV A区「リーダー養成事業」の構図と概要

「リーダー養成事業」はA区における青少年健全育成事業の一環として、その主旨に「青少年の意欲を引き出し、青少年がいきいきと取り組み、充実感を味わえる育成活動をめざし、青少年が試行錯誤して成長できる場、リーダーとしての力を発揮できる場となること」

(A区長期基本計画・分野別プラン)を掲げて運営されている。当該事業は昭和43年より教育委員会の主管により開始され、平成14年度からは区民生活部へ移管されながら現在に至る。同区内では18地区ごとに配置された「青少年対策地区委員会」の主導により小・中学生を対象にする「リトル／ジュニア・リーダー養成」が実施されており、子ども会、祝祭行事参画、地区キャンプ、各種スポーツ大会などの活動展開を図っている。

本報告で取り上げる「中学・高校生対象リーダー養成事業」は、下図に示すように区内の青少年リーダー養成事業の到達点的位置に在り、また発信所的機能をも果たしている。



A区青少年活動(リーダー養成)の構造図

「中学・高校生対象リーダー養成」のスタッフである学生リーダー達と受講生は、各地区におけるリトルリーダーやJr.リーダー活動にも携る機会があり、それぞれにリーダーシップを発揮している。そして学生リーダー自身も地区の青少年活動における受講者だった経緯をもっている。「持ち上がり／順次指導制」と「循環／還元」の関係が成立すると考えられる。

中学・高校生対象リーダー養成年間プログラム概要

	対象	実施時期	時間×回数	テーマ・概要など
春期	高校生	5・6月	3×6回	グループワーク・リーダーシップ
夏期	中・高	7・8月	5×6回 宿泊研修3泊4日	協力・協働・企画・実行
冬期	中・高	1・2・3月	3×4回 5×2回	「遊びの広場(校庭開放)」

年度の開始にあたる春期の講座では高校生を対象にする。夏期、冬期へと続く講座において高校生達が中学生達のまとめ役となることを想定している。夏期の講座は中学生と高校生がミックスされ、互いに協力し合い共同作業(プロジェクト)を試行することに焦点を置く。冬期は、受講生が近郊の小学校に赴き児童達に対して遊びのリードを体験する「遊びの広場(校庭開放)」をメインに据えている。

V 結果・考察

学生リーダーのプロフィールは次のとおりである――

リーダーA：女性	保育専門学校生	(保育士志望)
リーダーB：男性	教育大学生	(小学校教諭志望)
リーダーC：女性	体育大学生	(教職・インストラクター志望)
リーダーD：男性	法学部学生	(具体的志望先不明)
リーダーE：女性	看護専門学校中退	(具体的志望先不明)
リーダーF：男性	教育学部学生	(教職志望)

最年少 20 歳。最年長 22 歳。全員が、A 区内に在住。同時期に A 区 Jr. リーダー養成講座をおよび中学・高校生対象リーダー養成講座を受講した共通体験がある。

学生リーダー達が示した行動事例

観察場面	行動事例
事前会議 スタッフ会	<ul style="list-style-type: none"> ・議事内容やディレクターの発言を几帳面にメモする ・単に受け身な出席ではなく、自発的に意見を発する ・ディレクターから提供される課題をむしろ期待している様子 ・難題(挑戦)課題については、先ず質問して内容の理解に努める ・その上で、簡単に拒否や諦めをせず、「やってみる」と意志を示す
事前準備 話し合い 準備作業	<ul style="list-style-type: none"> ・自主的に集合している ・茶菓を持参する ・話し合うべき主題から容易に逸れて長時間におよぶこともある ・むしろ長時間集うことを楽しんでいる様子 ・雑談に夢中となって作業がほったらかされることもある ・準備作業を進めながら受講生の様子を頻繁に会話している ・「前はアアだったのに…」「学校で旨くいってないのか…」など ・宿泊研修の下見へ自主的に出掛ける ・「全員がその目で確かめて、同じ感覚や意識になりたい」と言う ・新しいゲームを指導していくことに意欲的 ・<ゲームの本>を持参して、内容やリードの方法を質問してくる ・昼休みにソングリードやゲーム指導の練習を自発的にしている
プログラム 実施中	<ul style="list-style-type: none"> ・自主的に余裕のある時間を考えて早めに集合する ・これに遅刻するリーダーには寛容でありつつ互いに「ダメジャン」 ・自主的に打ち合わせやリハーサルをすることもある ・受講生への挨拶を意図的に明朗にするように努めている ・「正しく立つ」「話し方」などには互いに留意を促し合っている ・適切な服装を自主的に心掛けるようになった ・消極的(引込み思案)な受講生には親身にフォローする ・感情が入りすぎて時間配分を疎かにする場面もある

<p>宿泊研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・6色のカバーオールを自費で揃え着用する ・体力的に辛い準備作業にも“嫌な顔”はしない ・重い臼の移動も楽しんでる様子（男性リーダー） ・追跡ハイクのポイント設定など労力のかかる準備をむしろ好む ・受講生の日記へのコメントを「眠いー」といいつつ詳細にする ・キャンプファイヤーの実施に及んではさらに真剣な顔つきになる ・自分達もよく感激して涙を流している ・全力を出しきる意気込みを示す
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・互いのプライバシーにもオープンでよく知っている ・当日に病気や体調不良でも出てくる（安易に休もうとしない） ・女性リーダー達は周到・執拗で男性リーダー達は比較的ドライ ・「もっとできるんじゃない?」「そこまでやるか?」 ・互いの傾向（個性）を容認して旨くバランスを保っている ・「先輩達がしてくれたことを今後は自分達が…」と言葉にする

- 茶菓を持参して長時間に及ぶ“井戸端会議的”な話し合いや和気あいあいと準備作業を進めている場面には、同好サークル的に交友を楽しんでいる様相が伺える。
- スタッフとして集うことは、彼らにとっても＜居心地のよい場所＞になっていると考えることができる。学生リーダー達は、かつては同じ講習の受講者であったことから、橋本らが指摘したセミナーへの参加理由および友人関係意識にある「学校以外の友人を求めて」「ひとりよりも大勢でいることに落ち着きを感じる」という特徴がそのまま継続しており、さらに補強されているかに考える。
- リーダー達が示す役割遂行に対する意欲は惜しめないものに伺える。「先輩の後をしっかり継いでいこう」とする発言に代表されるように、責任感・使命感を強く抱いているように伺える。これも、かつての有意義な体験を通じて実感した共通の価値観に基づくのであろうと推察できる。
- リーダーとしての実質的な役割の遂行には、“仲間意識的”な寛容もみられるが、一定の厳しさも示している。体調不良であってもそれを押して出てくることや、ユニホーム、重労働も厭わずにすること、キャンプファイヤーではとくに真剣になることで、彼ら自身が“より良き先輩”になろうと努めていることが伺える。

VI 結 論

今回の研究はA区リーダー養成事業の学生リーダー達が一連の運営場面で示す活動姿勢・態度の特徴を探ることであった。その結果、「彼ら自身にとって良き居場所である」「受講者だった当時に実感した共通の価値観」「より良き先輩として、自分達が実感した価値観を継続しようとする意識」などを伺い知るに至った。リーダー養成に代表される青少年教育をより一層有意義に運営していく為には、「順次指導制」の成果といえる、これらの特徴を重視した上で、青少年がその時期に獲得するに相応しい普遍的な価値を導く長期的視野に立つことの必要性を再認識することができた。しかしながら、今回の研究では客観的な基準による系統的な分類・分析には至らなかった。今後は、さらに研究方法の検討を加えながら研究を継続していくことで、より有効な成果を得るよう努めていきたい。

デンマークにおける公営高齢者（含認知症者）介護型住居・
 デイサービスセンター併設についての報告
 —IFA 会議における訪問見学プログラムから—

○山崎律子、上野 幸、高橋和敏（余暇問題研究所）

キーワード：高齢者介護型住居、IFA、高齢者レクリエーション、統合介護

I はじめに

本報告に至った IFA 会議・・・IFA とは、International Federation on Ageing の省略名で、老年（加齢）を考える国際連盟といわれる国際（NGO）組織である。1992 年に設立された。全世界における高齢者の QOL 向上のための政策や現実を知らせ、教育し、推進する使命をもつ。昨年までは、Yitzhak Brick(イスラエル)が会長であったが、本年デンマークの会議において、Irene Hoskins(アメリカ)夫人が指名された。全世界から 60 カ国以上が参加している。日本からも白石 正昭氏がアクティブに参加し、今年より、穂積 久医師が理事になった。隔年ごとに世界会議が開催されている。今年デンマーク・コペンハーゲンにおいて第 8 回会議が行われた。会議は大別して、経済関係、住宅関係、アクティブ・エイジング・QOL 向上関係、高齢者参加によるメリット関係の多領域にわたる。日本からも 10 数題発表された。その他に高齢者介護関係の訪問見学プログラムがあった。

II 本報告の目的

本報告は、高齢者介護型集合住居の訪問見学より、介護方針と現実を観察した結果の報告、およびデンマークにおける高齢者への対応傾向を考察することを目的とした。

III デンマークの概要

デンマークは、デンマーク王国（Kingdom of Denmark）と称されているように、立憲君主制である。北欧の中で最も南に位置し、国土は、約 4.3 万平方キロメートル（九州とほぼ同面積）の面積を有する。ヨーロッパ大陸と陸続き（ドイツ）のユトランド半島と 500 近い島々からなる。なだらかな地形が続いて、丘陵、森、海岸線などが美しい。人口約 541 万人。（2005 年デンマーク統計年鑑）その首都は、コペンハーゲンである。人口約 50 万人であるが、広域首都圏では約 108 万人（2003 年）という。19 世紀後半から酪農国として、経済的にも発展し、農産物加工、造船、機械・化学工業、美術工芸などを基盤とした近代的工業国となっている。現在、一人当たりの GNP が世界でトップレベルに位置し、先進的な社会保障制度をもつ福祉国家として知られている。

IV デンマークにおける高齢者への対応傾向

その背景・・・デンマークにおける社会保障制度は、租税による保障方式である。この方式は、北欧型として北欧一般にみられる。高齢者福祉においても 1974 年制定の“社会支援法”（1998 年社会サービス法となり、廃止した）や 1987 年の“高齢者住宅法”などが契機となり、その形態を従来の施設ケア中心から、在宅ケア重視への移行が主流となってきた。それは、デンマークそのものの核家族中心の家族形態が大きな要因となった。子どもは親と同居するようなことはなく、親を扶養することはない。加えて女性の社会的役割や高齢者の捉え方の変化も要因となった。すなわち 1970 年代までは、高齢者を半病人扱いにして、日常生活に少し支障があると、プライイェム（日本の特別養護老人ホームに相当する）に入り、医療と介護を受けるに止まっていた。しかし、1970 年代後半以降から、

高齢者は誰からの束縛も命令も受けることなく、自由に自分の時間を使える人生であるがゆえに、老齢期ではあるが、QOLをより高められ得る最も充実した時期として理解されてきた。また1988年から“社会支援法”によって、プライイェムの新設が禁止された。なぜなら、プライイェムは高齢者の真のニーズを無視して一方的に「ケアパッケージ」をサービスするだけで、かえって高齢者の自立を損ない、事実経済的負担が大きすぎるという事態があったからであろう。それらを是正する基本に、高齢者福祉の3原則（1989）が打ち出された。すなわち、継続性、自己決定、自己資源開発などの原則である。

一般的な現状・・・現在、デンマークの高齢者福祉は“統合介護”に代表される。その拠点になっているところは、地域にある“高齢者センター”で、多様な機能を統合した地域高齢者サービスを行っている。具体的には、地域ごとの高齢者センター+高齢者住宅+デイケアセンター（コモンを含む）を目指している。現在は、高齢者住宅、介護型住宅、ケアハウス、プライイェム、グループホーム、プライセンター、アクティビティセンター、配食サービス、ホームヘルプなどあり、多様なサービス機能を果たしている。その結果、プライイェム入居者数やケアハウスも減少傾向にあるという。

V 訪問見学による観察結果

訪問見学対象の概要・・・コペンハーゲン市郊外にある“プライセンター”（かつてはプライイェムとして機能していた施設であったが、改装して介護型集合住宅+デイケアセンターとして現存している）で、認知症者も居住する。総数70アパートメントがあり、その一角にはデイケアセンターも併設されている。介護職員とその他の職員10数名、およびボランティアで運営されている。2階建で中庭もあり、落ち着いた佇まいであった。デイケアセンターでは、レトルトのキッチンとその用具が用意され、内装にも家庭的な配慮がなされていた。

観察結果・・・ちょうど十数人の入居者が集会室で、お茶を飲みながら談笑していた。以下ディレクターの説明と主な観察結果を列挙することにした。

- ・個々のアパートメントは、狭いながらも、個人の家具が持ち込まれ、内装も個人の嗜好が反映されていた。

- ・入居者は、圧倒的に女性が多い。

- ・認知症者の徘徊・無断外出が時々あるが、その事態になると、スタッフが手分けをして探し出して、連れ戻すとのことである。デンマークの安定した国情によるものと考えられる。

- ・全体的に概観すると、要介護入居高齢者も介護スタッフも、ともに“ゆとり”を感じさせた。ごく普通の生活を楽しんでいる様子であった。

VI まとめ

この訪問・見学プログラムは、一瞥ではあるが、レクリエーション関係者に対しても大きな示唆を与えてくれた。すなわち、国状の違いがあるにせよ、ゆとりを感じさせたことは大きな刺激となった。高齢者レクリエーション活動支援に関しても、その置かれた状況によって柔軟に対処する必要を再確認した。現在日本の高齢者福祉においても、制度的には目覚しく進展しているが、名実ともに高齢者のQOLを高められるように期待するところである。

以上

高齢者介護サービス事業施設別におけるレクリエーションに対する関心について
— レク・セミナー参加者アンケートの結果から —

○ 廣田 治久（余暇問題研究所） 山崎律子（〃） 上野 幸（〃）

キーワード： 高齢者介護、レクリエーション・セミナー

1. はじめに

高齢者介護福祉とレクリエーションに関する問題は、近年本学会をはじめ他の学会においても注目されており、多くの研究発表がなされている。山崎、上野、廣田らもデイサービスや特別養護老人ホームの現場事例を基に研究を行なった(レジャー・レク研究 39号 1998、51号 2003年)。その中でレクリエーションに対する正しい理解やプログラムに対するマンネリ化を危惧している実態や指導・支援のための技術の向上や教育の必要性を述べている。

介護福祉に関するレクリエーションの教育プログラムとしては、とくに日本レクリエーション協会が公認する福祉レクリエーション・ワーカーや各介護福祉資格取得のためのカリキュラムとして行なわれている。しかし、このような公認の資格としてではなく「レクリエーション」をキーワードに民間組織として研究者らがセミナーを主催してきた。このセミナーに多数の参加者が集まっている背景には、レクリエーションに対する介護福祉施設の関心が潜在的に高いことを示すのではないかと考える。また、参加者により良い内容のセミナーを開催し、高齢者介護福祉施設におけるレクリエーションの啓蒙を進めていくためには高齢者介護施設のレクリエーションに対する関心の実態を把握することが重要と考える。

2. 目的

本研究は実践研究として、高齢者介護サービス事業施設別のレクリエーションに対する関心の実態を把握する。あわせて民間有料セミナー参加者のアンケートに見られるセミナーへの参加動機やセミナーへの感想を分析することを目的とした。

3. 研究方法

- ・ 対象：A社が主催する有料の「レクリエーション・セミナー」の参加者
- ・ 方法：セミナー終了時に実施された参加者アンケートをもとにその参加者所属施設、参加動機を集計。また、アンケートに書かれた感想をまとめる
- ・ 期間：2005年8月から2006年5月
- ・ セミナー実施回数：調査対象期間中全27回
- ・ 参加者総数 1601名
- ・ 実施都市：青森(1)、仙台(1)、高崎(2)、千葉(1)、埼玉(2)、東京都内(1)、府中(1)、横浜(1)、静岡(2)、名古屋(3)、大阪(2)、京都(2)、神戸(2)、岡山(1)、広島(1)、金沢(1)、福岡(1)、北九州(1)、沖縄(1)
※ () 数は、1会場における実施回数
- ・ アンケート回収数：1523
- ・ A社セミナーの主な内容：「レクリエーションの正しい理解」「プログラムの立案方法」「具体的支援方法」

4. 結果

表1 事業施設別参加数割合

施設名	通所系 施設	グループ ホーム	介護老人 保健施設	特別養護 老人ホーム	有料老人 ホーム	その他
%	51.13	7.65	14.10	11.70	3.39	12.03

表2 参加動機

参加動機	本人の意思で	上司に勧められて	その他
%	47.21	47.67	5.12

<アンケートの感想>

- ・レクリエーションの基本的な考え方を学び、知識が広げることができた。
- ・介護現場を経験した上での具体的な説明や支援方法がわかりやすかった
- ・「大人の幼稚園」と言われて心が痛んでいたが救われた気がした。
- ・職場が変わりレクを担当することになり、何をどのように行なったらわからなかったがヒントを得られた。
- ・車椅子や身体麻痺、認知症利用者への対応を学ぶことが出来た。
- ・可能ならば定期的に職員を受講させたい。

5. 考察

- ・事業施設別参加数では、デイサービスに代表される通所系施設が全体の半数を占めており、これらの施設での関心が最も高いことが明らかとなった。
- ・通所系施設に比べグループホームや特別養護老人ホームなどの参加数の少ない理由は、認知症や麻痺などの高齢者に対して「レクリエーション活動は難しい」といった先入観が背景にあるのではないかと考える。
- ・レクリエーション・セミナーへの参加の動機は、「本人の意思」、「上司の勧め」が約半分以上を占めている。これは管理者側にレクリエーションに対する関心が高いものと推察される。
- ・参加者はレクリエーションに関する継続的な教育機会への参加意欲は高いと考えられる。
- ・レクリエーションの基本的な考え方、介護の現場や要介護高齢者を熟知した支援方法を学ぶことは、本人の自信を高め、今後のレクリエーション支援への意欲を高めることにもつながっている。
- ・認知症や麻痺、車椅子など多様な利用者に対するプログラムやそれらを一同に支援する現場を持つことへの課題を感じている現状にある。

6. まとめ

今回得られた知見から、研究者らの先行研究と同様な結果となった。すなわち、レクリエーションへの正しい理解を促すこと。またそれらを理解した上で、認知症や身体能力の低下のある高齢者へのレクリエーション活動支援にも、支援の基本や技術を高めていくことが高齢者介護福祉のレクリエーションにより必要であると考えられる。

これらのことを踏まえて、今後もより良いセミナーの実施に努力していきたい。

大学生のオープンウォーター講習における生きる力の変容

○山下雅彦(福山平成大学)

I. 目的

わが国は、中緯度帯に存在して南北に延び四方を海に囲まれた島国で、海岸線 34,000km 余りを持つ、環境的には海洋スポーツ・レクリエーション活動の場に恵まれた特徴をもっている。中でも、スクーバダイビングは、SSF(2006)の調査によれば大学生が今後行いたい運動・スポーツの上位種目である。また、教育的潜在能力が高く、ストレス解消の効果に優れていると報告されている。

そこで、本研究では、2泊3日のオープンウォーター講習が受講した学生の「生きる力」の変容について検討していく。

II. 方法

1. 調査対象

調査対象は大学生 28 名(男子 17 名, 女子 11 名)であった。

2. 講習概要

講習内容は、指導団体 PADI オープンウォーター講習のプログラムに沿って平成 18 年 6 月 13, 20, 27 日に学科講習を大学学内で行い、7 月 7 日～9 日の 2 泊 3 日で、高知県柏島において海洋実習を実施した。

講習以外の行動計画は全て受講者全員で計画を立てるとともに、宿泊についてはテント泊とし、食事は自炊を行なった。

3. 調査方法

調査は、Pre-test として実習出発前に、Post-test として大学到着後に行った。「IKR 評定用紙」による評価とともに、自由記述による評価も行い、学生のスクーバダイビングへの印象をとらえる手段とした。なお、統計処理にはエクセル統計 2006(アドインソフト)を用いた。

4. 「IKR 評定用紙」

橘らは(2003)、長期自然体験村で小中学生を対象に行ったキャンプに対して、「IKR 評定

用紙」を用いて評価を行い、「生きる力」の変容に焦点をあてたキャンプの評価およびキャンプの環境条件やプログラムの差異から生じる変化について報告している。この報告では、「生きる力」を伸ばすキャンプとそうでないキャンプが存在することが示され、プログラムの違いによって、キャンプの効果に差が出ることを客観的に指摘している。「IKR 評定用紙」は 14 の下位尺度ごとに 5 つの質問が用意され、70 からなる質問項目で構成されている。そして、14 の下位尺度は 3 つの中間尺度でまとめられ、これら 3 つの尺度をまとめたものを「生きる力」とし、この「生きる力」を測定するために作られた評定用紙である。

「IKR 評定用紙」の評価 1～6 をそれぞれ、5 点～0 点とし、70 項目の質問の合計点を求め、参加者全員の得点をもとに平均点を求め、講習前後で比較した。なお、各下位尺度 5 項目のうち、1 項目は反転項目としているため、それらについては、評価の 1～6 について、それぞれ 0 点～5 点を配点した。

III. 結果および考察

1. 「IKR 評定用紙」による総合評価

評価の結果は、図 1 に示すとおりとなった。講習開始前の得点は 132 であったが、講習終了時には 269 となり、有意に得点が向上した ($p < 0.01$)。

このことから、受講した大学生に対して、2 泊 3 日と短期ではあるが、ダイビングの効果として、生きる力の全体にわたって好ましい影響を与えたと考える。

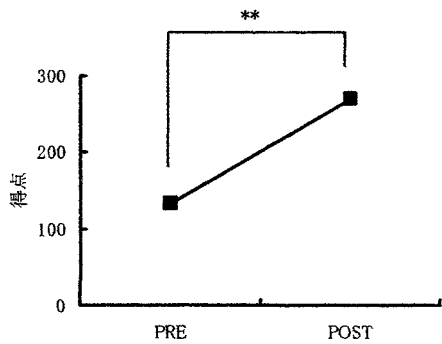


図1 生きる力得点の変化

**p<0.01

2. 下位尺度の変化による評価

14項目からなる下位尺度の変化は図2に示すとおりとなった。図から明らかとなっており、すべての指標において、受講後の得点が上昇し、その上昇が統計的に有意であった(p<0.01)。

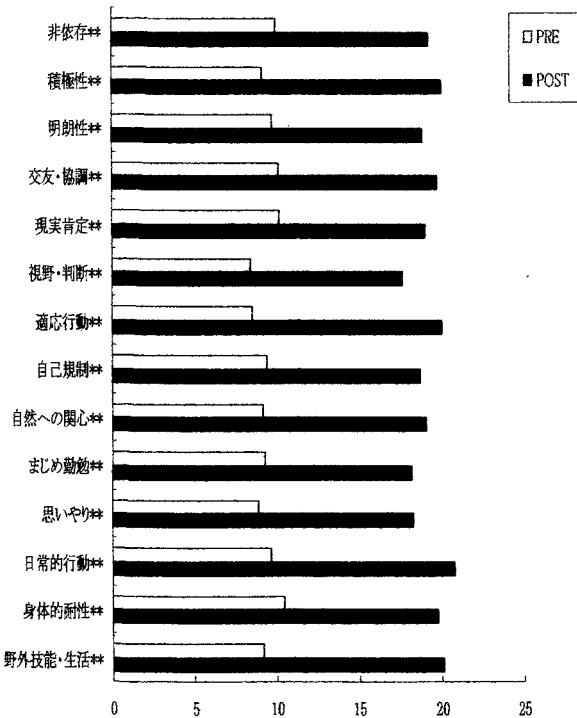


図2 生きる力各指標の実習参加前後の比較

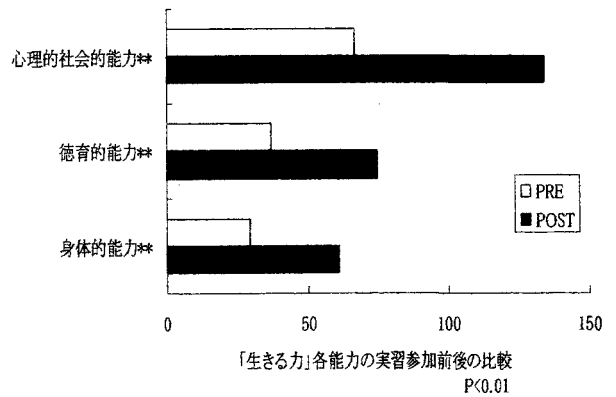
**p<0.01

このことから、海中、海底と閉ざされた自然環境と制限された動きなど、様々な課題を克服しながら行ったことで、オープンウォーター講習をとおして自然のすばらしさを体感していることが窺える。

3. 中間尺度からみた評価

下位尺度の1から7の心理的社会的能力、8から11の徳育的能力、そして、12から14の身体的能力の視点からみた評価が図3である。図に示すとおり、すべての項目において、講習実施後の得点は増加しており、その増え方は統計的に有意であった(p<0.01)。

この結果から、2泊3日という短期ではあるが、受講生にとって、これらの能力を向上させる上で十分な影響力を与えることが示唆された。



「生きる力」各能力の実習参加前後の比較
P<0.01

IV. まとめ

1. 本報で調査した「IKR 評定用紙」による評価は、講習実施後、有意に上昇しオープンウォーター講習が「生きる力」を上昇させる意味で有効であることがわかった。
2. 「心理的社会的能力」「徳育的能力」「身体的能力」の3上位指標すべてで有意に上昇が認められ、オープンウォーター講習においてこれらの能力を高めることがわかった。

レジャー教育としてのキャンプ・プログラム

—Camp O-AT-KAにおける実修活動—

高橋 伸 (国際基督教大学) 廣田治久(余暇問題研究所)

キーワード: レジャー教育、組織キャンプ、キャンププログラム、実修、Camp O-AT-KA

1、はじめに

本報告は、アメリカ合衆国で行われている夏期少年長期キャンプにおいて、プログラムの中心として日課的に行われている各種スポーツやハンドクラフト、アート活動に焦点を当て、キャンプで行われるレジャー教育としての意義及び機能を明らかにすることを試みたものである。

アメリカ合衆国の組織キャンプは19世紀末から20世紀初頭に数多くのキャンプが設立された。既に100年以上の歴史を持ち、現代アメリカ社会において子ども達の代表的な夏のプログラムとして定着している。期間は1週間から4週間、居住型キャンプ施設に滞在し、スポーツ、ハンドクラフト、アート、音楽、演劇、野外活動などさまざまなレジャー活動を体験する。こうした活動は長年にわり子ども達の心身の成長に有効であると実施、改善されてきたものである。今回は特にキャンプの中心的プログラムである日課的活動を取り上げ、キャンパーの生涯に関わるレジャー教育としての機能という視点から、これらの活動の内容やその狙い、さらにその意義を明らかにし、今後の日本における諸活動に応用することを目的として検討した。

本報告は高橋が1997年(6-8月、8週間)及び2006年(6-7月、5週間)にアメリカ合衆国メイン(Maine)州セバーゴ(Sebago)湖畔のキャンプ・オーアトカ(Camp O-AT-KA)にスタッフとして参加し、その実地調査および参加経験を通して報告するものである。

尚、ここでは日課的活動を「実修」活動と呼ぶこととした。キャンプ・オーアトカではこの活動を「Crafts」と呼んでいる。「Crafts」の持つ「技能、特殊な技術」という意味合いとキャンプにおけるその目的・役割から、各種スポーツ活動、創作活動、芸術活動などに亘る固有の技能を学び修めるという意味で使用されていると考え。日本語で言うクラフト＝手工芸という意味合いとも区別するために「実修」という呼び方をする。

2、キャンプ・オーアトカの概要

設 立: 1906年(明治39年)、米国キリスト教聖公会(Episcopal Church)デネン牧師(Rev. Dennen)によって創設され、本年100周年を迎えた。メイン州で現存する3番目に古いキャンプ。

名 称: Camp O-AT-KA。O-AT-KAは“*Our Aim to Keep Achieving*”というキャンプ標語の頭文字。

所 在: 米国メイン州(米国最東部)南部、セバーゴ湖畔(南西部)、敷地約12.3万坪

施 設: キャンパー用キャビン20棟、本部棟、食堂、教会、講堂、看護棟、スタッフ用キャビン等30棟、水上活動施設、各種スポーツ施設、各種クラフト工房、砂浜、小島等

期 間: スタッフ・トレーニング、準備(6/19-24)、第1セッション(4週間、6/25-7/22)、第2セッション(3週間、7/23-8/12)

参加者: 主に東部州からの少年(7~15歳)約110名(2006年、第1セッション)。スタッフ・看護師、キャビンカウンセラー、CIT、管理担当等約45名

構 成: 1グループ5~7人にリーダー、アシスタント2名。グループの年代によりジュニア(7~11歳)、ミドル(12・13歳)、シニア(14・15歳)の3つのユニットに分けている。

日 課: 旗揚げ、食事、掃除、水泳、実修活動、午睡、イブニングプログラム、キャビンタイム等。

特別行事：ギャラハードプログラム（儀式行事）、日曜礼拝、ハイキング、海水浴、独立記念日、スポーツ大会、ダンスパーティー、野球観戦、トリップデー、アウトトリップなど。

3、実修活動の概要

キャンプ・オーアトカにおけるキャンプ・プログラムは、大別すると日課的に行われる実修活動、食後のイブニング・プログラム、毎週水曜日ユニット別に外出するトリップ・デー、希望者のみ参加のアウトトリップ、そしてスポーツ大会やキャンプファイアーなどの特別行事などがある。

その中でもキャンプの中心となるのが実修活動である。実修活動は1コマ55分（移動10分）で朝9時から3コマ、午睡後2時半から3コマおこなわれる。キャンパーは事前に自分が参加したい活動を申請し、プログラム・ディレクターによって予定が決められる。但し、午前中1コマは水泳（必修）が入る。2週間で合計8～10回行われ、このスケジュールは2週間毎に変更される。

活動種目には水上活動（水泳、カヌー、カヤック、ヨット、競技ヨット、水上スキー、ライフガード）、スポーツ活動（テニス、サッカー、バスケットボール、野球、ラクロス、アーチェリー、ライフル射撃、陸上）、野外活動（Jr.メイン・ガイド、自然・環境、クライミング・ウォール、釣り、フライ製作、釣竿製作）創作活動（陶器、ステンドグラス、木工、写真、アート&クラフト、ロケット製作、音楽、スチールドラム、演劇、オーアトカ補修）など30種目以上あり、それぞれの活動には専門的技術や資格を持ったリーダーとアシスタントが1～3名つき指導に当たる。

4、レジャー教育としての実修活動

1) 生涯行える活動を学べる。

種目はどれも生涯を通して楽しめるスポーツ・趣味活動で、多岐にわたる種目が用意されている。キャンパーは自分の興味や希望で最大10種目（水泳を除く、5種目×2週）を経験できる。さらに1種目につき8～10回できるので、ある程度の練習によりその活動をより理解し、自分に合った活動であるか確かめる余裕もある。さらに、気に入った活動は4週間続けて楽しむことができ継続して能力・興味を伸ばすことも可能である。

2) 活動の技術、知識、態度が体系化されている。

各活動には年代を加味した、技術、知識、態度の習熟目標が体系的に設定されている。この習熟度には年代とともに段階が設定されていて、担当リーダーによって評価され認定される。この認定の段階によって活動の自由度や創作範囲が増したり、難易度が高くなったり、使用器具が増えたりする。認定の証として山形袖章（Chevron）が授与されインセンティブにもなっている。

また通常の活動に加えて、スポーツ活動においては本人の希望、予選会、リーダーによる選考により年代ごとにキャンプ代表チームが組織され、近隣キャンプとの対抗試合を行う。創作活動では展示の機会を設けるなど、向上心や達成感を高めるように配慮されている。

3) 異年齢間の交流がある

それぞれの活動は個人の希望から参加者を構成するので異年齢のキャンパーと一緒に活動を行う。但し、年齢層によっては体力差、技術差があるので練習効果や安全面を考慮し、なるべく近い年齢層を集めて行うよう配慮されている。年少者は年長者の行動を見習い、年長者は年少者の面倒を見たりすることがごく自然に行われ、異年齢間の交流もなされている。

5、まとめ

幼少期、青年期に遊び経験の多い者は、その後のレジャー活動に積極的で満足度も高いといわれている。年少時から多様な活動を体系的に経験するとは、自分の興味、嗜好に合った活動を見出すことができ、生活の質を高めること、そして豊かさへとつながる。この実修活動が例えば、これから期待されている青少年育成を目的とした継続的な地域活動や放課後プログラムなどを進めてゆく上でも有用であると考えられる。

幼稚園における2泊3日のキャンプに対する保護者の考え ー私立H幼稚園サマーキャンプを対象とした事例研究ー 知念 嘉史 (東海大学)

I. はじめに

多くの幼稚園や保育所では、年中児（4～5歳）または年長児（5～6歳）に、園内および、園外の施設を使用して1泊ないし2泊の宿泊を伴う行事を「お泊まり保育」や「〇〇キャンプ」などと称して実施している。はたして、生後3年から6年間ほとんど親から離れる経験の少ない子どもたちが、2泊3日のキャンプを行うことを保護者はどのように考えているのであろうか。そして、2泊3日のキャンプは子どもたちにどのような影響を与えるのであろうか。

本研究は、幼稚園における2泊3日のキャンプを保護者がどのように考えているのか、意識調査を行い、幼稚園における2泊3日のキャンプの必要性や実施する際のポイントを明確にすることを試みた。

II. H幼稚園年長児サマーキャンプの概要

私立H幼稚園は、1973年に神奈川県伊勢原市に開園した。1976年度から30年に渡って園外の施設で2泊3日のキャンプを「サマーキャンプ」と称して実施してきた。現在は、幼稚園からバスで1時間以内の神奈川県愛甲郡愛川町の「愛川ふれあいの村」で実施している。

2006年度は7月18日から20日の間に、年長児63名とスタッフ24名（教職員19名、医師1名、大学生4名）で実施された。

キャンプは、教員1名に対して園児7名のグループで様々な活動を行う。日中は、自然を生かした工作やネイチャーゲームのコーナーを施設内に数カ所設置し、グループで話し合いをしながらコーナーを回る活動（コーナー活動）を中心に、夜は一般のアンサンブルバンドを招いてナイトコンサートやキャンプファイヤーを行った。このキャンプは「ゆっくり、ゆったり」をモットーとし、時間通りにプログラムを進めることに拘らず、園児と話し合い、教員が園児の様子を見ながら、それに合わせて3日間を安全に過ごすようにしている。

表1 サマーキャンプ日程表

1日目	活動	2日目	活動	3日目	活動
		7:00起床		7:00起床	
		7:30朝のつどい		7:30朝のつどい	
		8:00朝食		8:00朝食	
		9:00コーナー活動			
9:45	登園 (自主登園)			10:00	Free time
10:30	出発				
11:30	到着			11:30	昼食
	昼食	12:00	昼食		
	散策			12:30	退村式
13:00	入村式			13:00	ふれあいの村出発
		13:15	休息		
	コーナー活動	14:00	お話広場	14:00	到着
15:00	おやつ	15:00	おやつ	15:00	解散
17:00	入浴	17:00	入浴		
18:00	夕食	18:00	夕食		
19:30	ナイトコンサート	19:30	キャンプファイヤー		
21:00	就寝	21:00	就寝		
	スタッフミーティング		スタッフミーティング		

III. 研究目的

本研究は、幼稚園で実施された2泊3日のキャンプが保護者にどのように評価されているかを明らかにし、今後のキャンプ実施に役立てることを目的とする。

IV. 研究方法

H幼稚園の年長児63名の保護者に幼稚園行事に関する意識調査を実施した(2006年9月)。その調査の「サマーキャンプについて」の項目の中から、「キャンプの日数について」、「出発前は心配だったか」の質問と、自由回答項目の「幼稚園教育における宿泊を伴う行事の必要性」「子どもを参加させる前に心配だった理由、心配ではない理由」について分析を行った。

V. 結果及び考察

今回の調査は、年長児保護者63名中56名(回収率88.9%)から回収した。

1. 「幼児教育における宿泊を伴うプログラムの必要性について

宿泊を伴うプログラムの必要性については、「必要」53名(94.6%)、「わからない」3名(5.4%)、「不要」0名であった。

「必要」と回答した理由(表2)は、主に「自立、自主性を養うから」、「貴重な経験になる」、「成長するから」、「その他」に分類できた。この結果は、文部科学省の中央教育審議会スポーツ・青少年分科会が実施した「子どもの意欲・やる気等の向上・低下に係る調査研究成果・事例の収集調査」の結果において、「達成感や成功体験が得られ、自信を持たせる活動」として、キャンプや野外体験活動を上げている事と一致し、幼稚園におけるキャンプでも、同様な効果が期待できる。

表2 幼稚園教育における宿泊を伴うプログラムの必要性

自立、自主性 (全11コメント)
親も子供を思いつつも巣立ちの心の準備が必要。子供も自立が必要。
親から離れ友達とキャンプすることで、自立する心が養われると思う。
自立心を養い、友達同士の連帯感をやしなうのにとてもよい経験になると思います。
子供の自立(精神面、生活面)を後押しするものとなる。仲間と協力して過ごす大切さを学べる。
親と離れる自立心やお友達と過ごす仲間意識は、家庭では経験することの出来ない貴重な行事です。
経験をするから (全7コメント)
やはり親元を離れてお友達や先生と過ごす事は子供にとって、とても貴重な体験だと思う。園以外では結局は「身内のお泊まり」しかできない。
家庭から離れての集団生活は子供達にも刺激になり、たくさんの事を経験できると思います。
絶対に必要であるかはわかりませんが、普段生活をとにもしているお友達と力を合わせながら、親と離れて過ごした経験は、とても貴重だったと思います。友情や自立心、自分にとっての家族という意識、そんな大切な事を心に芽生えさせて頂いた気がします。
お友達とともに、親のいない夜の時間を持つという機会があっても良いと思う。それにより、子供も親も成長、また何か新たな発見につながると思う。
成長するから (全10コメント)
子供自身がいろいろな意味で成長すると思う。
親と離れて精神的な成長が絶対あると思うからです。
精神的な成長が見られことが多いです。年中の1泊2日では、本人が不安な様子がありましたが、2泊3日のキャンプとなると、自分達でどうにかしなくてはと思うのか、洋服の出し入れを考えたり、生活に工夫が見られるようになりました。
親と離れて集団で宿泊することで精神的成長が見られたように思います。
その他
新しい世界を知る良い機会。
集団生活に慣れる為に必要だと思う。
幼稚園を決める時に、お泊まり保育があるかどうかで決めている人に出会い、子供は楽しかったといつまでも思い出に残ると聞いたけど、私にとっての必要性はわからない。

2. キャンプの日数について

H 幼稚園では、年長児の精神面や体力面を考慮し、2泊3日で実施している。それに対して保護者は、46名(93.9%)が「適度」。「長い」「少ない」「わからない」と回答したのはそれぞれ1名(2.0%)であった。この結果から、ほとんどの保護者は2泊3日を適度であると考えている。ちなみに、「キャンプに対するご意見、感想」の自由記述項目で、「親の方が3日以上は心配になって待ってられなくなりそう」との意見もあった。実際、キャンプが終了して幼稚園で再会した時、涙を流すのは親の方が多い。

3. キャンプ実施前の心配する事について

キャンプ実施前に保護者が子どもの事を心配していたかについては、「とても心配だった」と「まあまあ心配だった」を合わせると16名(32.7%)、「あまり心配ではなかった」「全く心配ではなかった」を合わせると33名(67.3%)と予想していたのと逆に心配はしていなかった。その理由(表3)は、心配する理由として、「ケガ、体調面での心配」、「親から離れたことがないから心配」、「友達とトラブルを起こさないか心配」、「排泄に関する心配」に分類できた。逆に心配ではない理由は、「引率者に対する信頼」、「楽しみにしている子どもの様子から」、「宿泊経験があるから」などであった。

ちなみにH幼稚園では、年中児に幼稚園のホールで1泊するプログラムを行い、翌年に2泊のサマーキャンプを行っている。その経験が保護者や子どもたちに心配させないのであろう。

表4は、今年度の年中児と年長児の保護者の X^2 検定を用いた比較を見ると理解できる。年中児の保護者の方が年長児の保護者よりも心配している事が明らかである。

表3 実施前に心配する理由、

ケガ、体調面での不安
ケガ、発熱等が心配。
健康面の心配以外の特になかった。
気候が不安定のため健康面が心配だった。
帰りたいという気持ちが強すぎて体調をこわすのではないかとということ。
1人で身のまわりの事もできていましたので、そういう点では先生にあまりご迷惑をお掛けする心配はないと思いましたが、事故やケガについて少し心配でした。
親から離れたことがないことからの不安
親から離れたことがないので、どうなるかわからなかった。
いつも母親と一緒に寝ていたので、お友達とちゃんと寝れるか少し心配でした。
幼稚園のサマーキャンプ以外、親と離れて泊まったことがないので心配だった。
友達とのトラブルを起こす不安
幼稚園では我慢出来ているような事が、家庭では我慢できず甘えたり、怒ったりする事が多い為、友達と過ごす時間の長いキャンプで、トラブルを乗り越えられるか心配でした。しかし、頑張っで欲しいという期待もありました。
トラブルなしに長時間お友達と過ごせるかどうか。お家に帰りたいと言いついでないか。
排泄に関する不安
夜におねしょをすることがまだあるので。
トイレ面の心配でした。
引率者に対する信頼による安心
日にちが近づくくと本人は少し気弱になりましたが、家庭でできることは練習しておいたので、あとは、幼稚園の全てのスタッフを信頼していたので、保護者は全く心配しておりませんでした。
先生方がたくさんいるので、心配ないと思いました。日常生活から他の学年の先生も、子供をみてくださるのがわかるから。
先生方を信頼していたので。
毎年同じ施設を利用しての為、先生方が慣れているから。医師も同行して頂いているから。
先生方を信頼していますし、園医が同行してくださるので心配はありません。
園医が一緒なので心配がない。すぐに迎えに行ける場所で行われているから。
楽しみにしている子どもの様子を見て安心
年中時に一度経験しており、本人はとても前向きに楽しみにしていた為。
子供自身がサマーキャンプをとっても楽しみにしていた為。
実施前から楽しみにしていたし、親は「ついて来てはダメだよ」と話していたので心配はしていませんでした。
親がいると甘えませんが、いないと思うとしっかりしなければという自覚を持つタイプだと信じているので。
宿泊経験による安心
年長だし昨年1泊経験しているの。
年中時に宿泊を経験していたから。
子供だけでお泊まりしたことがあるから。
年中サマーキャンプを経験しているの。
その他
家庭の教育方針が自主、自立なので宿泊活動には賛成している。

VI. まとめ

本研究は、幼稚園における2泊3日のキャンプに対する保護者の評価を考察したものである。この研究で明らかとなった点は次のようである。

1. 約9割の保護者が宿泊を伴う行事を「必要」と考え、2泊3日の日数についても「適度」とであると回答した。

2. 「必要」な理由は、「自立や自主性が養われる」「貴重な経験」「成長するから」であった。

3. 約3割の保護者はケガや体調面、友達とのトラブルなどを心配していた。残りの約7割の保護者は引率者を信頼している事、出発前に楽しみにしている子どもの姿を見る事、事前の宿泊経験がある事などから心配してはいなかった。

4. 事前に1泊での予行演習などを行っておくと、子どもたちは次のお泊まりを楽しみに迎えることができ、保護者も安心して送り出すことができる。

全体を通して、幼稚園における2泊3日のキャンプについて、保護者は肯定的に捉え、高く評価している事が伺えた。

今回の調査では、保護者側のみに調査を行った。今後は、スタッフ側の評価や、プログラムや運営の検討も行い、幼稚園や保育所での宿泊行事がさらに質が向上するよう探求していきたい。

表4 宿泊前の保護者の心配する年中児保護者と年長児保護者の比較

	とても心配だった		まあまあ心配だった		あまり心配ではなかった		全く心配ではなかった		合計(人)
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	
年中児保護者	18	27.7	21	32.3	20	30.8	6	9.2	65
年長児保護者	4	7.1	16	28.6	29	51.8	7	12.5	56

※ $\chi^2=10.71$ $P=0.013$

参考文献

- 1) 文部科学省中央教育審議会スポーツ・青少年分科会(第36回)資料
「子どもの意欲・やる気等の向上・低下に係る調査研究成果・事例の収集調査」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo5/gijiroku/001/06031401/003.htm
- 2) 飯田稔、1979、「幼児キャンプ参加者の母親の不安に関する研究ーキャンプの効果とキャンプ中の子どもの泣きに関連して」、日本体育学会大会号、30号、pp.187
- 3) 中西雄俊 他、1970、「幼児キャンプに対する親の期待についてー幼児のキャンプ活動に関する考察Iー」、日本保育学会大会発表論文抄録、23号、pp.211-212
- 4) 中川もも 他、2005、「長期・短期キャンプが小中学生の生きる力に及ぼす効果」、野外教育研究、第8巻第2号、pp31-43

民間スポーツクラブに通う中・高校生の生活時間について

○阿部 純士（東海大学大学院生） 西野 仁（東海大学）

I、はじめに

1997年中央教育審議会は、一人一人の能力・適性に応じた教育を実現する上で、それまでのような与えられた教材や機会を単に受け入れるのではなく、主体的に行動することが必要であるという主旨を第二次答申に盛り込んだ。¹⁾ また、2000年9月にスポーツ振興基本計画が文部省（現文部科学省）によって策定され、10年間で全国の各市町村に最低1つの総合型地域スポーツクラブの育成を全国展開するという目標が掲げられた。²⁾

こうした社会状況の変化に伴い、中学生・高校生のスポーツは、それまでの学校教育の一環である部活動一辺倒から、民間スポーツクラブ、あるいは総合型地域スポーツクラブなどを含めたより広い範囲へと、機会・空間が急速に拡大しつつある。このことは、それまでの学校と家庭・地域という単純な図式に、学校の部活動とは異なるスポーツクラブという別の機会・空間が加わったことになり、その結果、中・高校生の日常生活経験は、活動内容も、行動範囲も、仲間関係も変化してきていると容易に想像される。どのような変化が起きつつあるかを明らかにするためには、単純に民間・地域スポーツクラブに通い始める前と通い出した後を、時系列を追って比較することが論理的に妥当である。他には、通っている人の群と、通っていない人の群を比較することでも可能である。しかし、いずれの方法でも、まずは、それらのクラブに通っている生徒が、どのような日常生活を送っているかを把握することからスタートすべきである。本発表は、そのスタート部分として行った民間スポーツクラブに通う中学生・高校生の生活時間調査の結果をまとめたものである。

II、研究の目的と方法

1、研究の目的

民間スポーツクラブに所属する中・高校生は、どのような日常生活を送っているかを明らかにすること。

2、研究の方法

民間スポーツクラブに通っている中・高校生を対象に、アンケート調査と生活時間調査によりデータを収集し、特徴を記述する。

1) アンケート調査

アンケートは、調査対象者の属性を明らかにするために、「学年・年齢」の他に、「クラブ活動について」「学校の活動について」「クラブ・学校以外の活動について」質問した。

2) 生活時間調査

国際比較調査で使用されたザライ方式を基に原らによって設計された調査票（原式）を参考に鑑・高橋・西田らによって構成された調査票を使用した。記入内容は、「いつ」「どこで」「誰と」「何を」「自由・義務」「2次的行動」とし、5分以上継続して行った活動を1日24時間の行動票に記入してもらった。

III、調査の実際

1、対象と調査期間

対象は、サッカーを中心に活動している神奈川県都市部にあるKスポーツクラブに所属し、現在練習に通っている中学生・高校生とした。Kスポーツクラブには2006年6月現在、男子中学生が21名、男子高校生が25名所属しているが（女子はいない）、休部状態の生徒もあり、9月の調査時点では、中学生20名、高校生20名が通っていた。それらの合計40名全員にアンケート及び生活時間調査を実施した。しかし、実際に調査に協力してくれた生徒は、中学生18名（90%）、高校生12

名（60%）であった。アンケート調査からは、学校の部活動にも参加している生徒は中学生が6名（33.3%）で、高校生は一人もいなかった。塾に通っている中学生は7名（38.9%）で、高校生は4名（33.3%）であった。高校生の中で1名のみがアルバイトをしていた。

調査期間は、中学生は2006年9月14日（木）から20日（水）まで、高校生は16日（土）から22日（金）までの連続した7日間であった。この期間中に、中学生は、14日（木）、17日（日）、19日（火）が、高校生は16日（土）、19日（火）、21日（木）が練習日であった。

2、集計と分析

統計的な分析にはデータ数が十分ではないと判断し、生活時間調査を基に、クラブの活動がある平日とない平日、クラブの活動のある休日とない休日を比較した。

IV、結果

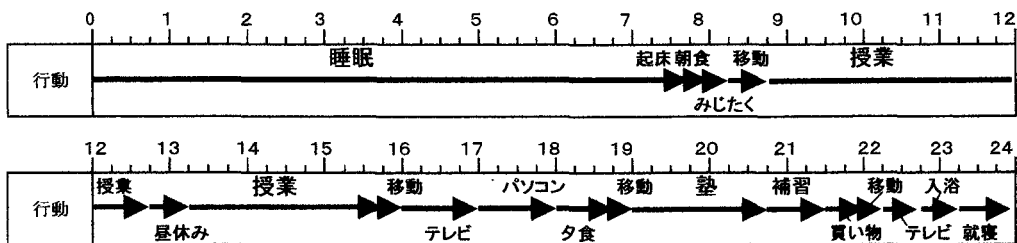
（1目盛りは、15分。●—● スポーツクラブでの活動時間、→ その他の活動時間）

1、中学生A君の一日：中学2年生14歳。Kクラブ所属歴6年。学校の文化部活動にも所属している。塾に週4回通っている

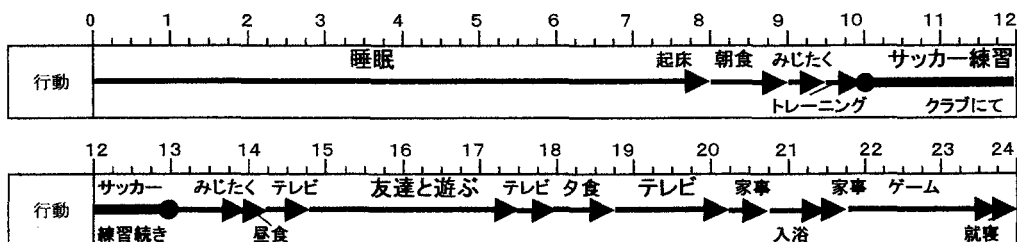
1) スポーツクラブ活動日の平日：9月19日（火）



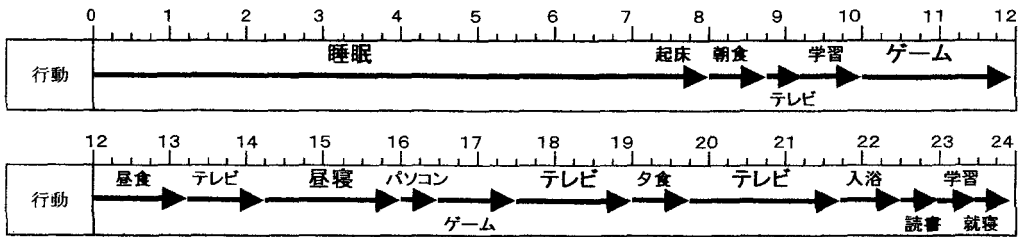
2) スポーツクラブ非活動日の平日：9月20日（水）



3) スポーツクラブ活動日の休日：9月17日（日）

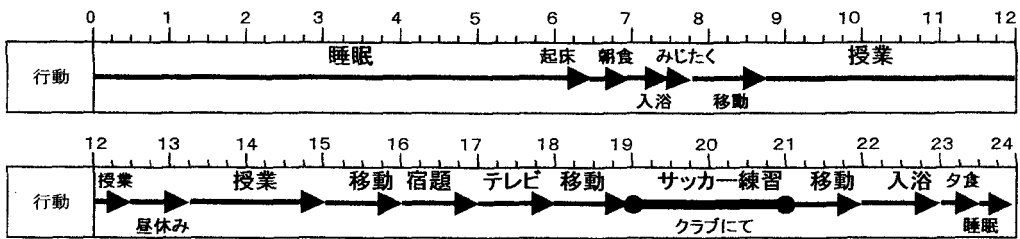


4) スポーツクラブ非活動日の休日：9月18日（月、敬老の日のため休日）

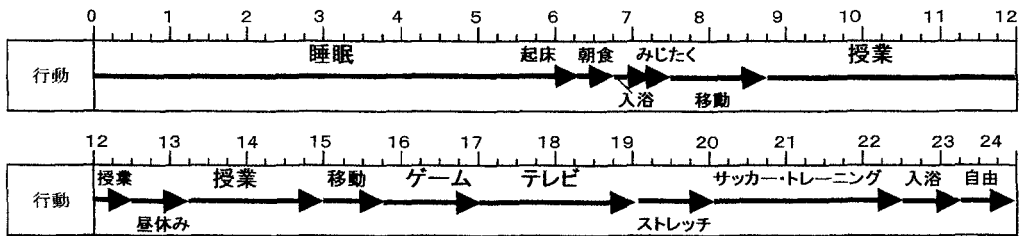


2、高校生B君の一日：高校1年生15歳。Kクラブ所属歴1年。学校の部活には所属していない。塾に通っていない。バイトはしていない。

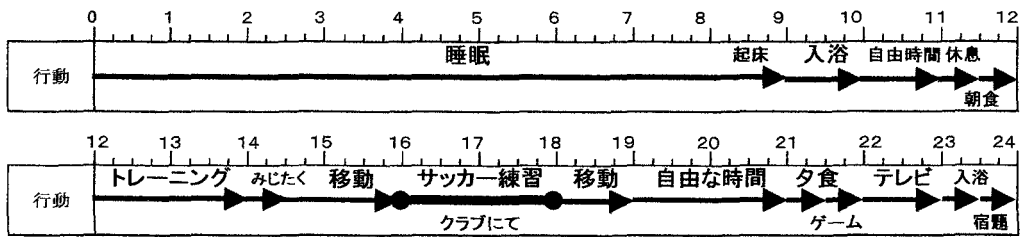
1) スポーツクラブ活動日の平日：9月21日（木）



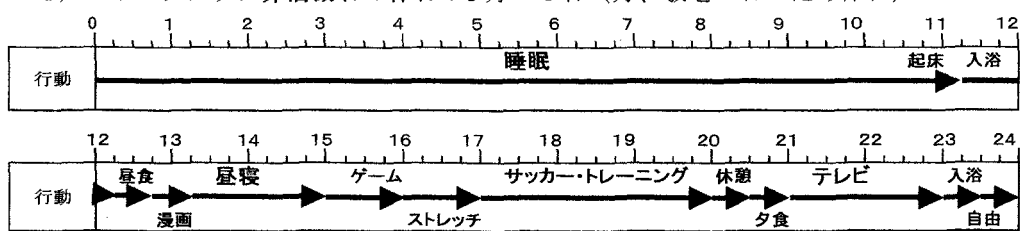
2) スポーツクラブ非活動日の平日：9月20日（水）



3) スポーツクラブ活動日の休日：9月16日（土）



4) スポーツクラブ非活動日の休日：9月18日（月、敬老の日のため休日）



V、考察

中学生A君の平日の生活は、スポーツクラブ活動が週2回と塾が週3回あり、平日は5日間ともきまった活動がある。スポーツクラブの活動は、19時から21時であるが、準備や身支度、移動に活動の前後1時間が費やされ、自由な時間は睡眠前30分余りのテレビの視聴のみであった。スポーツクラブの無い日には塾に行く。帰宅時刻はいずれの日も22時を越えるが、クラブの無い日には、身支度や移動が少ない分、テレビ、パソコン、買い物などに費やす余裕が若干伺える。

A君のスポーツクラブ活動がある休日は、やや、遅めに起床し、朝食後、まもなく、練習にでかける。しかし、午後2時には帰宅し昼食後、友人と遊び、テレビやゲームに費やす。スポーツクラブのない休日は、やはり、遅めに起床し、ゲームとテレビが大半で、途中1時間半程度の昼寝をしている。朝と夜に勉強をするが、多くはない。

A君のデータが示すように、塾とスポーツクラブの活動が夜間に行わざるを得ないことから、平日は極端に忙しく、休日は、それを解消するためか、極端にリラックスする様子が伺える。

高校生B君の平日の生活は、スポーツクラブがある日はもちろん、無い日も、ストレッチや、サッカーのためのトレーニングを行っている。ゲームやテレビの視聴はあるものの自主的な学習はほとんど見当たらない。

B君のスポーツクラブがある休日は、平日の6時起床からは遅い9時に起床し、入浴や休息の後、遅い朝食（昼食）をすませ、トレーニングの後、練習に出かける。その後、自由な時間を過ごした後、ゲームやテレビ視聴をし、就寝直前に宿題をしている。スポーツクラブのない日の休日は、朝11時過ぎによりやく起床し、昼食後、また昼寝をする。それから、ゲームをした後、ストレッチを1時間ほど行い、3時間ほどサッカーのトレーニングを行う。夕食後、テレビを2時間ほど視聴する。

B君は、平日、休日ともに、スポーツクラブの活動があろうとなかろうと、生活の中心がサッカーにあることが伺える。休日は、しっかりと休養し、自主的な学習活動、読書、趣味活動などに費やす時間がほとんどない。

忙しい中学生のA君と、サッカー筋の高校生B君の生活ぶりは、スポーツクラブに通う青少年にとって特殊なケースではないだろうと推測する。青少年が全人格的に発達することを望む立場からは、こうした生活ぶりは、マイナスの影響を及ぼしはしないだろうかと懸念する。今後、さらにデータ収集を重ね、実態をより明確にして行きたい。

参考文献

- 1) 中央教育審議会, 1997, 「中央教育審議会第二次答申の概要」
- 2) 文部省, 2000, 「スポーツ振興基本計画」

総合型地域スポーツクラブの運営の実態

－神奈川県内 18 クラブを事例として－

○吉原 さちえ(東海大学)、西野 仁(東海大学)

I. はじめに

全国各地で総合型地域スポーツクラブが相次いで創設されている。2006年7月に開かれた中央教育審議会で、「スポーツ振興基本計画の見直し」に対する意見交換が行われた。それに基づいた「スポーツ振興基本計画」改訂版(2006年9月21日付、文部科学省)によれば、2005年7月現在、全国の市区町村の約33%にあたる783市町村で、2,155クラブが創設したとのことである。¹⁾クラブ創設数だけを見れば、全国の市区町村数にほぼ相当する値であるが、783市町村以外の残りの約67%にあたる市区町村においては、未だ、クラブの創設に至っていない状況である。2000年に発表された「スポーツ振興基本計画」に記された到達目標は、2010年までに全国の各市町村において少なくとも1つは総合型地域スポーツクラブを育成することであった。これを踏まえ、「スポーツ振興基本計画」改訂版では、クラブが存在しない市区町村への働きかけを積極的に行い、クラブを育成するための更なる取り組みが求められている。

しかし、ここで考えなければならないことは、これまでのようにクラブの育成に関してだけ力点をおいた施策であればよいのかということである。2000年から本格的に始動してきた総合型地域スポーツクラブの推進事業は、今年で6年目を迎えた。総合型地域スポーツクラブの現状は、創設を目指して活動している「育成段階のクラブ」と、自立してクラブ運営を行っている「創設後のクラブ」が混在している状況である。つまり、今までは、育成段階にあるクラブに対しての取り組みにだけ力点を置いていればよかったのであるが、今後は、創設後のクラブの取り組みに対して比重を置くべき必要があり、その時期は間近に差し迫っているのである。すでに現場では、クラブを創設したものの、それをどうやって運営すればよいのか、クラブ運営に関する様々な問題に直面している。

今後、各市区町村において創設後のクラブがクラブ運営に関して怒涛に迷うことなく、地に足をつけた取り組みをしていくことが出来るようにしなければならない。これを踏まえて、創設後の総合型地域スポーツクラブの運営の実態を正確に把握し、その実情を積み上げていくことが、今後のクラブ運営を行う上で、貴重な資料となるに違いないと考え、本研究に着手することとした。

本研究の目的は、神奈川県内で総合型地域スポーツクラブとしてクラブ運営を行っている18クラブを対象に、それらの運営の実態を明らかにすることである。18クラブのうち、10クラブは、クラブ運営歴が1年未満である。8クラブは、1年以上のクラブ運営歴があり、これらの中には、25年以上もの間、地域で、総合型地域スポーツクラブとして(創設時は、総合型地域スポーツクラブを目指して)クラブ運営を行ってきたところもある。

尚、本研究では、県立体育センターが2006年6月に実施した神奈川県内総合型地域スポーツクラブ(創設済み17クラブ)に対する聞き取り調査結果を参考資料として用いた。

II. 研究の目的と方法

1. 研究の目的

研究の目的は、県内総合型地域スポーツクラブ18クラブにおけるクラブ運営の実態を把握することである。

2. 研究の方法

1) 調査方法

調査方法は、質問用紙によるアンケート調査である。

アンケート用紙は、18クラブの代表者、理事長、クラブマネージャー、事務局長など、いずれもクラブ運営のキーパソンに対して、郵送による配布をし、回答後、返信用封筒にて返送するように依頼し

た。

調査項目は、クラブ創設年月日、運営スタッフ(クラブマネジャーの有無、事務担当者の有無など)、年間予算額(年間収入と年間支出)、資金確保の方法、施設(活動場所、クラブハウス、事務局)、財源、情報についてなどである。

2) 調査対象クラブ

調査対象クラブ(18クラブ)は、表1のとおりである。調査範囲は、神奈川県内7市1町にわたる。YH市が5クラブ、KS市が3クラブ、YS市1クラブ、HT市が2クラブ、KK市1クラブ、FS市が1クラブ、SH市が4クラブ、SK町が2クラブである。これら18クラブのうち、アンケート調査に対して回答が得られたのは、12クラブ(67%)であった。

表1 神奈川県内総合型地域スポーツクラブ(18クラブ)一覧

1	NPO法人Kクラブ	7	K中学校区「Wクラブ」	13	SSスポーツ・レクリエーションクラブ
2	NPO法人YRA	8	Mスポーツクラブ	14	NPO法人SFクラブ
3	Kスポーツクラブ	9	NPO法人SBスポーツクラブ	15	Sスポーツコミュニティ
4	Sスポーツくらぶ	10	Mスポーツクラブ	16	NPO法人SC1994
5	Hスポーツレクリエーションクラブ	11	NPO法人SRスポーツクラブ	17	SSスポーツクラブ
6	NPO法人Tスポーツクラブ	12	ZOスポーツクラブ	18	NPO法人YSCクラブ

3) 調査期間

調査期間は、2006年9月10日～9月20日までの10日間である。しかし、20日以降も随時アンケート用紙を受け取った。

Ⅲ. 結果

1. 人材について

図1は、クラブ運営におけるキーパーソンの年齢である。12クラブのうち「40代」が3名、「50代」が7名、「60代」が2名であった。

図2は、キーパーソンのクラブ運営以外の仕事の有無である。4名が「無(専業)」、8名が「有(兼業)」と回答した。後者が兼業している職業は、「会社員」、「ランドスケープデザイン」、「IT関連企業」、「スポーツクラブ経営」、「印刷業」、「アルバイト」であった。

図3は、運営スタッフの発掘と育成状況である。7クラブが「行っている」、4クラブが「どちらとも言えない」、1クラブが「行っていない」と回答した。

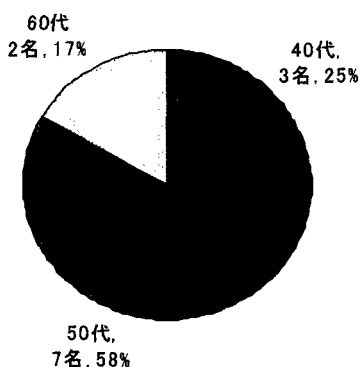


図1. クラブ運営のキーパーソンの年齢

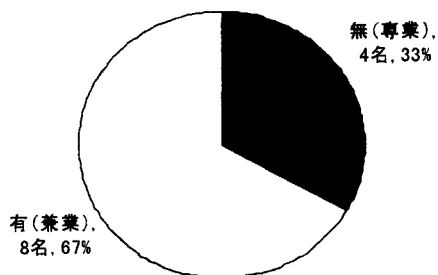


図2. キーパーソンのクラブ運営以外の仕事の有無

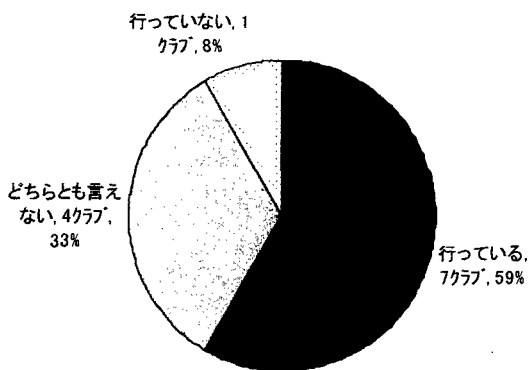


図 3.運営スタッフの発掘と育成状況

クラブマネージャーの有無については、7クラブが「いる」と回答し、5クラブが「いない」と回答した。

専従スタッフの有無については、「いる」と回答したクラブ、「いない」と回答したクラブどちらも5クラブずつであった。

事務担当者の有無については、11クラブが「いる」と回答し、1クラブが「いない」と回答した。

実技指導者の有無については、10クラブが「いる」と回答し、2クラブが「いない」と回答した。

2. 施設について

活動場所の所有については、12クラブともに、所有しているのではなく、「借用している」と回答した。それらのうち、3クラブは、その場所を「優先的に利用することができる」と回答した。

活動場所の数については、1クラブが、「1ヶ所」と回答し、残りの11クラブは、複数の場所で活動を行っていた。それらのうち8クラブが「2～3ヶ所」と回答した。3クラブは、「10ヶ所前後」の活動場所を確保していた。

クラブハウスの有無については、3クラブが「ある」と回答し、9クラブが「ない」と回答した。「ある」と回答した3クラブともに、それは、クラブが所有しているものではなく、「借用しているクラブハウス」であるとのことであった。

事務局の有無については、9クラブが「ある」と回答し、3クラブが「ない」と回答した。「ある」と回答したクラブのうち、2クラブについては、「クラブ所有の事務局」であるとのことであった。

3. 財源について

図 3 は、クラブの年間収入と年間支出の予算額についてのグラフである。7クラブが「100～500万円」、1クラブが「1,000～3,000万円」、1クラブが「5,000～10,000万円」、1クラブが「10,000万円以上」と回答した。また、未回答のクラブが1クラブあった。

クラブの財源確保の方法については、3クラブが「会費収入」のみであった。残りの9クラブのうち、2クラブが「会費収入+事業収入」であり、2クラブが「会費収入+補助金/助成金」であり、3クラブが「会費収入+事業収入+補助金/助成金」であり、1クラブが「会費収入+事業収入+補助金/助成金+団体/個人賛助金」であった。また、残りの1クラブは「会費収入+事業収入+賛助金」でクラブの財源を確保していた。

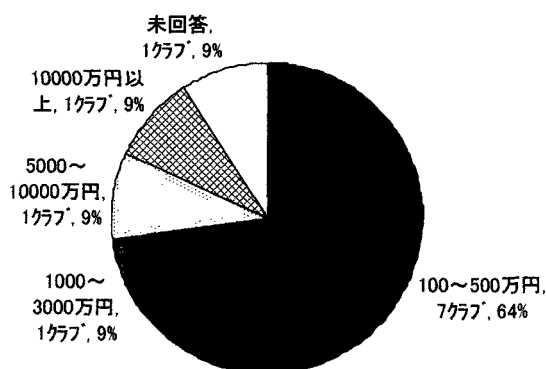


図 3.クラブの年間収入と支出の予算額

補助金/助成金の内容については、「toto助成金」、「行政(市や町から)からの補助金」、「企業広告収入」であった。

4. 情報について

クラブ内外における情報提供についてである。クラブの内外部ともに、複数の手段で情報提供していることが分かった。

クラブの内部に対する方法は、8クラブが「ホームページ」を活用していた。また、5クラブが「電話連絡」や「メール(携帯電話、パソコン)」を使用していた。その他3クラブが「ニューズレター」を発行していた。クラブの外部に対する方法は、8クラブが「クラブホームページ」を活用していた。7クラブが「クラブパンフレット/クラブリーフレット」を作成し、配布をしていた。4クラブが「クラブの広報誌」を発行していた。また、4クラブが「地域の広報誌」を活用し、1クラブが「メディア(新聞・ラジオなど)」を使用していた。それから、5クラブが「口コミ」で情報提供していた。これらの他には、月間/年間スケジュールを定期的に配布しているクラブもあった。

IV. 考察及びまとめ

「人材」・「施設」・「財源」・「情報」の4つの観点からクラブ運営の実態を把握した。

「人材」:クラブ運営の鍵を握るキーパーソンは、50代が最も多かった。この年代は、クラブ運営だけを専念して行うことは難しいと考えられる。運営スタッフの発掘や育成は、すぐに出来ることではないので、日頃から地道に取り組む必要があると思われる。「クラブマネジャー」・「専従スタッフ」・「事務担当者」・「実技指導者」については、特に「事務担当者」の配置が今後のクラブ運営の透明化を図る上で、重要なポイントになると思われる。「施設」:「活動場所」は比較的確保されているが、クラブ会員の増加によっては、不足する事態も念頭に入れておかななくてはならない。「クラブハウス」・「事務局」の有無については、「事務局」はなんとか確保しようとしているようであるが、「クラブハウスの確保まではなかなか手が回らない状況と言えよう。「財源」:クラブの規模によって「年間収入と年間支出予算額」に違いがあるようだ。一概にどのぐらいの財源が必要であるとは言い切れないが、クラブ運営に支障のないように財源を確保することが大切である。運営費用の確保には、「会費収入」・「事業収入」・「補助金/助成金」・「賛助金」などがあるが、クラブによって様々な組み合わせを行い、財源の確保に努めているようだ。「情報」:クラブ内外に対して、情報提供を行っている。ホームページを活用するクラブが比較的多く見られる。特にクラブの内部関係者には、電話連絡のほか、パソコンや携帯電話のメールを利用しているようである。クラブを運営していくには、クラブ内外に対して、極め細やかな対応が必要である。偏った情報提供にならないように、関係者に見合った方法を随時検討し、工夫していくことが今後もクラブに求められるであろう。今後は、より詳細にクラブ運営の実態を把握できるよう、心がけていきたい。

主な参考文献及び参考資料

- 1) http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/18/09/06092217.htm (2006)「スポーツ振興基本計画」の改訂について、平成18年9月21日 文部科学省、文部科学省ホームページ、スポーツ・青少年局企画・体育課、別添(PDF:519KB) pp.13-22
- 2) 県立体育センター(2006)神奈川県内総合型地域スポーツクラブ(創設済み17クラブ)に対する聞き取り調査結果
- 3) NPO法人クラブネッツ、黒須充・水上博司(2002)「ジグソーパズルで考える 総合型地域スポーツクラブ」,(株)大修館書店

昭和初期刊行の余暇・娯楽関連書籍の情報源

—中田俊造著『教育上より見たる娯楽と休養』と

『Leisure and Its Use』by H.L.May and D.Petgen の場合—

西野 仁 (東海大学)

はじめに

わが国において、レジャー・レクリエーションへの関心が高まったのは、大正期に入ってからである。余暇にレジャーとルビをふり、『日常生活上の必須時間を控除した余剰時間』と定義し、娯楽休養にレクリエーションとルビをふって、『アメリカに於いては、遊戯なる内包的な意義と同義に制限されて居るが、……歐羅巴に於いては成人教育も教養的修業も、又政治的研究及び活動も、余暇の慰安的使用とされて居る事であるから、この余暇的活動を以て事實上我々のここに云う娯楽休養と同意義と見る事が出来よう。』(pp.356-357)と解説した中田俊造の著作『教育上より見たる娯楽と休養』は、昭和9年(1934)1月に中文館書店から発刊された。

その鋭い洞察とアメリカ、イタリー、ドイツ、イギリス、ベルギー、デンマーク、チェコスロバキア、そしてフランスでのレポートに一度は驚嘆したものの、あまりにも詳細な内容に、中田が文部省教学官であった時期の二年間の留学でこれだけの調査が果たしてできたのだろうかという疑念を感じ始め、本研究が始まった。中田が文部省の役人であったことから、国立教育研究所附属教育図書館(現国立教育政策研究所教育研究情報センター・教育図書館)に『中田俊造文庫』があることをつきとめ、その目録に Herbert L. May と Dorothy Petgen による Leisure and Its Use :Some International Observations と題する A.S. Barnes and Company から 1928 年に出版された書籍があることを確認した。この英文書籍と、中田の著作とを比較し、具体的にどのような関係にあったかをまず、明らかにすることとした。結果は、予想以上に二つの書籍には酷似点があったため、なぜ、そのようなことが生じたのかを考察することとした。なお、この中田の著作は、石川が監修した『余暇・娯楽研究基礎文献集』第 12・13 巻として、1989 年に復刻刊行されている。

中田俊造のプロフィール

中田俊造文庫目録によれば、中田俊造の略歴は、次のようである。

『明治 14 年(1881)、5 月富山県に生まれ、富山県師範学校、東京高等師範学校卒業、広島高等師範学校助教授を経て文部省に入り、社会教育講師、東京博物館学芸官、社会教育官、図書監修官、教学官(この間欧米留学 2 年)等を経て、昭和 21 年(1946)に退職、昭和 23 年(1948)5 月学校図書株式会社取締役。昭和 46 年(1971)1 月 22 日他界。』

また、『余暇・娯楽研究基礎文献集』(1990)の解説によれば、大正 9 年(1920)から約 30 年間文部省で映画、幻燈、レコードなどの教育的利用にたずさわり、昭和 6 年(1931)から 7 年(1932)にかけて欧米を旅行した。

『教育上より見たる娯楽と休養』の内容構成と論評

昭和9年(1934年)1月に中文館書店から発刊された中田俊造の『教育上より見たる娯楽と休養』は、上巻が本文364ページ、下巻が本文313ページ、付録28ページの大著である。上巻は、次のような、14章からなっている。

- 第一章 社会教育の意義
- 第二章 社会娯楽の重要性
- 第三章 社会娯楽と現代日本の教育
- 第四章 アメリカの社会事業概観
- 第五章 伊太利に於ける「^{ドンボラボーロ}労働の後」
- 第六章 復興獨逸のヴンダーフォーゲル運動
- 第七章 獨逸と閑暇問題
- 第八章 埃太利に於ける青年會事業とウラニヤ會館
- 第九章 英吉利に於ける娯楽
- 第十章 白耳義に於ける娯楽
- 第十一章 丁抹に於ける餘暇使用問題への関心
- 第十二章 チェコスロヴァキア
- 第十三章 佛蘭西に於ける「娯楽」の研究
- 第十四章 娯楽と休養、餘暇問題への再吟味(上巻の所論を了るに當つて)

下巻は、蓄音機や、ラヂオ、演劇、博物館、活動写真、公園や遊園地などの実情を紹介し、農村娯楽の問題などに触れた後、結論として娯楽の社会的活用について論じている。

これらの内容を持つ中田の著作は、どのように識者には論評されているのだろうか？

石川は、『アメリカ、イタリー、ドイツその他10カ国近い外国の余暇と娯楽の現状をレポートしている。ナチズムによって娯楽が統制のための手段としてフルに利用されるまさに前夜の状況を記録したものとしても興味ある仕事である』と、述べている。(余暇・娯楽研究基礎文献集解説 p.9-10)

また、有末は、『非常に広範な内容を持った著書で、『単なる欧米の娯楽状況の視察報告書に止まらない、本格的な研究書となっている』(余暇・娯楽研究基礎文献集解説 pp.151)と評価している。とくに、上巻のまとめにも当たる第十四章 娯楽と休養、餘暇問題への再吟味(上巻の所論を了るに當つて)において、中田が余暇の定義をしていることを紹介している。

『Leisure and Its Use : Some International Observations』と『教育上より見たる娯楽と休養』との酷似箇所

Mayらの著作と中田のそれとを、照らし合わせたところ、次のような箇所が、酷似していた。それらは、全くの逐語訳、抜粋部分の訳、あるいは要約であったりした。

The Leisure Problem General Considerations (p.3-11)

→第14章 第十四章 娯楽と休養、餘暇問題への再吟味 (pp.356-364)

The International Labour Office and Workers' Spare Time (pp.11-19)

→(下巻)付録の四 國際労働局と労働者の閑暇問題(pp.26-28)

Notes on Children's Playgrounds (pp.19-25)

→(下巻)第 20 章の六 児童遊園地の問題(pp.578-585)

Some phase of Recreation in France, Germany and England

France (p.29-67)

→第 13 章の二 フランス人は果たして娯楽の施設に冷淡であるか?(pp.330-334)

→第 13 章の三 娯楽の特殊方面(pp.334-355)

Germany (p.68-140)

→第 7 章の二 一般的考察(pp.241-245)

→第 7 章の三 獨逸に於ける娯楽の特種方面(pp.245-246)

England (p.148-210)

→第 9 章の二 それの一般的視察(pp.285-288)

→第 9 章の三 英吉利に於ける娯楽休養の特種方面(pp.289-306)

Notes on Belgium, Denmark, Czecho-Slovakia, Austria and Italy

Belgium (p.213-p.226)

→第 10 章 白耳義に於ける娯楽(pp.309-312)

Denmark (p.226-233)

→第 11 章 丁抹に於ける餘暇使用問題への関心(pp.318-321)

Czecho-Slovakia (p.233-241)

→第 12 章 チェコスロヴァキア(pp.324-328)

Austria (p.241-246)

→第 8 章の付記 オーストリア人はいかに閑暇を利用しつつあるか。(pp.280-282)

Italy (p.246-254)

→第 5 章の第 1 節 序説(pp.152-157)

Supplement Recreation in the United States (p.254-268)

→第 4 章の付記 北アメリカ合衆国に於ける娯楽休養問題(pp.137-151)

これらの分析から、May と Petgen の著作の大半は、中田の著作の上巻に（一部は下巻に）翻訳され引用・抜粋されていることがわかった。これは、中田のこの著作は、全て May の著作の引用だと主張しているのではない。中田が見聞し、収集したであろう情報に基づいた記述と思われる箇所も多くある。しかし、第 7 章、第 8 章、第 9 章において典型的に見られるように、第一節では、中田自身の旅行の様子を記述した後、第二節、第三節の引用・抜粋部分へとつなぐ。例えば、第七章「獨逸と閑暇問題」では、第一節「はしがき」で、欧州旅行中、三回ドイツを訪問したことを中田がドイツ人家族と撮影した写真とともに紹介し、終わりの部分で『さて、このドイツに於けるリクリエーションは、いかにして、又、いかなる方法に於いて存在するか。之が私の本論なのであるが、この部分に於いては主として閑暇の利用に関して、論歩をすすめることとしたいのである』（pp.240-241）と書き足している。そして続く第二節『一般的考察』で、May らの『GERMANY General Observations』と第三節『獨逸に於ける娯楽の特種方面』で、May らの『Specific Activities』を部分的に抜粋・引用して構成している。しかし、その事実は、中田の著作には明記されていない。内容はそのまま抜粋し、順序を変えて構成し直し、載せたことが明確となった。つまり、中田の『教育上より見たる娯楽と休養』には、明らかに基と

なる書籍があったということである。

まとめと考察

余暇・娯楽基礎文献集の一冊として復刻刊行されている書籍の中心となる内容の多くが、同じ時期にアメリカ合衆国で刊行された書籍を抜粋・引用・要約したものであったという事実は、著作権が確立されている現代では、理解し難く、剽窃に当たる行為であろう。しかし、文部省の高官であった人物が著作権法に抵触するような行為をしたということを指弾するつもりはない。2年間の留学時に遭遇した書籍に共感し、見聞・経験し触発されたことを交えながら、日本人に紹介しなかったのだらうと素直に解釈することも可能ではある^{注1)}。当時は、出典を明記しないまま、外国文献の引用を是認してきた土壌があったのかもしれない。^{注2)}

本研究で明らかとなったことから、大きく、二つのことが示唆される。一つは、昭和初期の余暇・娯楽基礎文献の中には、著者が出典を明記しないまま、他者の考えや定義を著者の考えかと誤認しかねない記述で紹介されている場合があり、注意が必要であること。二つ目は、我々が、外国文献に基づいて著作を行う際には、それが、パンフレットやインターネット上の情報でも、できるだけ、その出典を明示することが必要であること。この点に関して、本研究者の過去の雑誌掲載記事にも、ページ数の関係等で、出典を記さなかったものがいくつかある。著者に剽窃の意識は無くとも、著作権の見地からだけでなく将来の再検証のためにも、出典をきちんと明示すべきであった。

本研究では、中田の翻訳の適否については触れなかった。しかし、外国文献を紹介する場合にさらに重要なことは、日本語訳が果たして適訳であったかどうかである。中田は **Recreation** を娯楽あるいは娯楽休養と訳し、**leisure** を余暇と訳している。さらに、原典があるのかどうかは別として、ロス・アンジェルスやサンフランシスコのレクリエーション政策についても詳細に紹介している。今回の研究を出発点として、**recreation** や **leisure** がどう訳されてきたかについて、今後、改めて探ってみよう計画している。

(注 1) しかし、中田は、序で『上巻に於いては、本問題に関して自分が日頃抱懐する教育観を記載した』とはっきり述べている。

(注 2) 佐々木等、富田彦二郎共著、『女子のチームゲームス』 大正 15 年(1926) 山海堂出版部発行は、内容から原書が存在が予想されるが、それは明記されていない。また、中島海著 小學校の遊戯 昭和 9 年(1934)目黒書店発行は、その表紙に **Games for School** とあり、『バンクロフト女史・アレン氏・フォーブッシュ氏の遊戯配當表によって見た』(p.1)

との記述があるが、出典を明確にはしていない。もちろん、大谷武一、安川伊三著 『チームゲームス』 昭和 4 年(1925)目黒書店 のように『参考書目』として出典を明記している書もある。

参考・引用文献

石川弘茂監修、余暇・娯楽研究基礎文献集 解説、大空社、1990

同上 第 12 巻、中田俊造著 『教育上より見たる娯楽と休養』(上)、(下)

Herbert L. May and Dorothy Petgen, *Leisure and Its Use: Some International Perspective*, New York, A. S. Barnes and Company, 1928

介護予防教室における目的別レクリエーションプログラムの開発と効果に関する研究（1）

○小池和幸（仙台大学）
高崎義輝（仙台大学）

I. はじめに

平成18年4月に介護保険法が改正された。これによって、従来の介護中心のサービスから介護予防重視型への転換が図られる。改正介護保険法には、「新予防給付」が創設され、新しく設けられた「要支援1」「要支援2」という範疇で介護予防サービスが実施される。また、介護予防通所介護における選択的サービスにはアクティビティ（集団レクリエーション）の実施が設けられた。従来のサービスに加えて要介護認定の非該当者へ地域支援事業として運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上、閉じこもり予防・支援、認知症予防・支援等の新しいサービスが盛り込まれた。

S大学では「転倒予防教室」を平成13年より近隣の市町村の住民を対象に実施してきた。現在では2市5町の自治体と協力して転倒予防、認知症予防を中心に介護予防教室（現在の地域支援事業）と介護予防にかかわる指導者の養成事業を並行して実施している。

本研究はS大学のこれまでに実践してきた介護予防教室の内容を基にこの教室におけるレクリエーションプログラムの役割と効果を整理することを目的とする。

II. S大学の介護予防プログラムの概要（レクリエーションプログラムを中心に）

S大学の介護予防プログラムの対象者は主に地域支援事業参加者の範疇であるために、日常生活に大きな支障きたす対象は少ない。

S大学の介護予防プログラムの大きな特徴の一つは「楽しい」運動による運動継続の促進と運動コミュニティの形成による活動性の向上である。

プログラムの構成は健康講話と筋力トレーニング、レクリエーションナルトレーニングである。「正しい健康知識の理解」と「楽しい運動実践」のコンビネーションプログラムである。

レクリエーションナルトレーニングはアイスブレイキング、ニュースポーツ、脳の元気アップゲーム、レクリエーションナルアクティビティから構成される。

III. 研究方法

S大学のこれまでのレクリエーションプログラムを活動分析の視点を用いて整理し、既製のレクリエーション財の介護予防プログラムへの活用までのプロセスとその構造について分析する。

IV. 結果と考察

1. 介護予防教室で活用された各レクリエーションプログラムの活動分析

S大学の介護予防教室で活用された主なレクリエーションゲーム 8種を身体

的要素、情緒的要素、知的要素、社会的要素の4つの要素で活動分析を試みた。
(表1)

活動分析したレクリエーションゲームは既にオリジナルのゲームを介護予防に必要な要素を組み込んで変化させたものである。

2. 介護予防プログラムへの変化の過程と構造

介護予防に役立つレクリエーションゲーム開発過程は2つある。一つは既製のレクリエーション財を活動分析して介護予防に効果のある身体的要素や知的要素を含んでいるものを選び出して変化させる方法。(図1) もう一つは、ランダムに既製のレクリエーション財と介護予防に必要な要素を掛け合わせる方法である。(図2) 例えば、転倒予防に効果のあるレクリエーション財へ変化させる場合は主に歩行動作等下肢筋群(腸腰筋、大腿四頭筋、下腿三頭筋等)の運動要素を加える。

表1 活動分析的視点から整理した介護予防(主に転倒予防)に役立つレクリエーション・ゲーム

ゲーム名	オリジナル	主な身体的要素	主な情緒的要素	主な知的要素	主な社会的要素
千里の道も一歩から	ジャンケンゲーム	一歩踏み出す運動 片足支持(バランス) 股関節の柔軟性	勝って嬉しい 負けて悔しい 焦り	勝負の仕組みの理解	1対多数の関係 競争
壁タッチジャンケン	ジャンケンゲーム 命令ジャンケン	歩く運動 腕立て スクワット	勝って嬉しい 負けて悔しい 焦り	勝負の仕組みの理解	1対1の関係 競争
別れても好きな人	ジャンケンゲーム	一歩踏み出す運動 片足支持(バランス) 上肢のバランス 股関節の柔軟性	勝って嬉しい 負けて悔しい 焦り	勝負の仕組みの理解 距離感とボディイメージ	競争 共同
世界一周ウォーキング	ジャンケンゲーム スゴロクジャンケン	歩く 早歩き	勝って嬉しい 負けて悔しい 焦り	勝負の仕組みの理解	1対1の関係 競争
あんたがたどこさ	シンギングゲーム	スクワット 前脛骨筋	リズムにのる心地よさ リズムに乗れないもどかしさ	リズム 規則性の理解	1対多数の関係 競争
うさかめ筋カトレニング	シンギングゲーム	足踏み スクワット つま先立ち 腹筋	リズムにのる心地よさ リズムに乗れないもどかしさ	リズム 規則性の理	1対多数の関係 競争
犯人は誰だウォーク	誰突つついた	歩く	当てて嬉しい 外れて悔しい	予測	1対多数の関係 競争
バグジー		一歩踏み出す運動 片足支持(バランス) 上肢のバランス 股関節の柔軟性 投げる	得点できて嬉しい うまくコントロールできず 残念だ	距離感とパワーの理解	競争

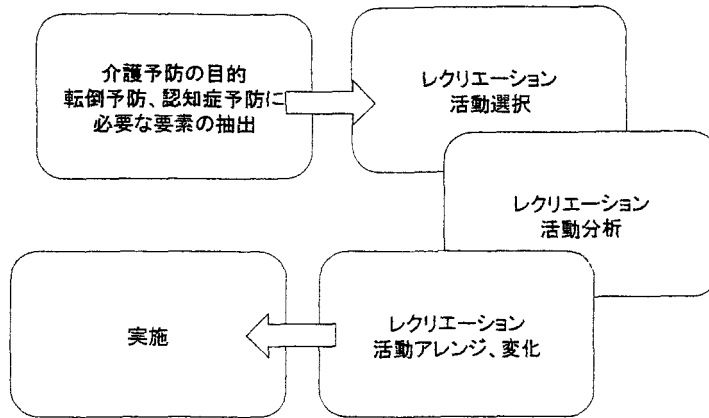


図1 介護予防プログラムへの変化の過程

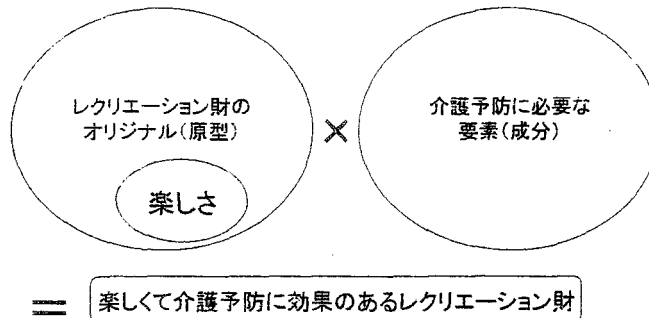


図2 介護予防プログラムへの変化の構造

V. まとめ

これまでの学校教育や社会教育現場で培われてきたレクリエーション財(主にグループを介したゲーム)の中には、転倒予防や認知症予防に必要な身体的、知的、情緒的、社会的要素が含まれているものが存在する。

予め、転倒予防や認知症予防に必要な要素を抽出して、既存のレクリエーション財の「楽しみ」の要素を損なわないように工夫して変化(modify)させることによって、介護に効果的かつ容易に動機付け可能なレクリエーションプログラムを創造することができると思われる。

そのためには、レクリエーション財の「楽しみ」の所在を的確に知ることが重要である。身体的要素、知的要素、社会的要素のどこが作用するのかの分析が必要不可欠である。

レクリエーションプログラムは介護予防プログラムにおいて対象者の運動意欲を向上させるのに効果的である。ただし、レクリエーション財の中には子供向けに作られたものあり、その場合には大人の感覚に適應させるための理由づけや行動するための必然性についての工夫が求められる。

介護予防教室における楽しい運動実践は既存のレクリエーション財を工夫することで相当程度の実施が可能であると思われたが、これは、レクリエーション財のオリジナルの持つ楽しみとグループメンバーの相互作用による「運動する場」の雰囲気や運動意欲の向上に起因するものと推測できる。

今後は、介護予防対象者が介護予防教室という運動グループを離れた時にレクリエーション財をどのように効果的に介入し、作用させる仕組みづくりが課題である。

<参考文献>

- 1) 吉田圭一・茅野宏明 (2001) レクリエーション活動援助法. ミネルヴァ書房
- 2) 武藤芳照他 (2002) 転倒予防教室 第2版. 日本医事新報社
- 3) 日本レクリエーション協会監修 (2004) やさしいレクリエーションゲーム. 成美堂出版
- 4) 日本レクリエーション協会 (2005) みんなのレクリエーションゲーム. 池田書店
- 5) 米国国立老化研究所、東京都老人総合研究所運動機能部門 (2001) 高齢者運動ハンドブック. 大修館書店
- 6) 余暇問題研究所 (2004) シニアの転倒予防に役立つ体操・ゲーム. ミネルヴァ書房
- 7) Wayne L. Westcott Thomas R. Baechle シニアのための筋力トレーニング. ナップ

老人病院における余暇支援

－ 行事参加者増加への試み －

○佐近慎平 草壁孝治（医療法人社団慶成会 青梅慶友病院）

I. 諸言

A 老人病院では、経営理念である「豊かな最晩年をつくる」の実現に向け、多職種が連携し患者へアプローチしている。A 老人病院リハビリテーション（以下リハビリ）室では、理学療法士（以下PT）、作業療法士（以下OT）、言語聴覚士（以下ST）、臨床心理士（以下CP）、レクリエーションワーカー（以下RW）、マッサージ師、個室サービス、リハビリクラーク、リハビリ助手が在籍し、病院全体の非日常活動はレクリエーション科が中心に、リハビリ室スタッフ、事務職員、病棟スタッフ、看護師（以下Ns）、ケアワーカー（以下CW）と連携し余暇を支援している。

A 老人病院リハビリ室では、入院時に患者を各専門職の視点からアセスメント、評価し、患者に負担なく最適な日常活動を提供するために、介護予防活動の場面、作業活動の場面、処方的活動の場面、内発的動因からの活動の場面（選択は制限）、本来の余暇活動の場面から選択し支援している。主な活動種目は、日常会話、体操、手芸、歌、書道、クラフト、回想法、散歩、マッサージ、新聞雑誌図書、喫茶プログラム、離床促進プログラム、余暇自立者対応環境プログラム、ビデオ鑑賞、コーラス、映画、季節の行事、宗教的行事、コンサート等である。

老人病院に入院する高齢者の余暇生活は、罹患する疾患、現存能力、個人特性、環境因子に余暇活動が制限される場面がみられる。余暇、趣味、活動の継続を制限する要因は、現存の心身機能、構造であり、発症前と変わらない余暇、趣味、活動の技術、機能を保持、再獲得することができれば、活動の種類も制限されにくく満足度も得られよう。しかし、老人病院に入院する患者の多くは、老化や発症による機能低下をもち、現存機能の維持、ソフトランディングが重要な目標となる。前述の理由から発症前の余暇活動を継続することが難しい患者が多く、機能低下を考慮せずに発症前同様の活動を支援した場合、建設的情緒、満足感は得られず、活動結果から喪失体験を助長してしまう恐れもある。さらに、旅行等の消費的で非日常性が高い余暇歴をもつ患者が多くみられ、同様の建設的情緒を得るためには、制限された施設環境での代替活動が必要となる。

本研究では非日常感の経験が可能な季節の行事に着目し、その参加動向を把握し、より多くの患者へ非日常体験の機会を提供する方法を模索する。

II. 方法

調査期間は、2005年10月から2006年7月とし、対象はA老人病院在院患者930名（月間在院平均762.8±21.61名）、標本数は930件であった。研究方法は、調査期間に開催した行事の参加状況を把握し、日常生活自立度（寝たきり度）、認知症高齢者の日常生活自立度にカテゴライズし、参加層の拡大のために参加阻害因子を検出しその対応を試みた。

1. A 老人病院の概要

平成 18 年 8 月現在で、患者総数 732 名（男性：21.3%、女性：78.7%）、平均年齢は 87.1 歳（男性：84.4 歳、女性：87.8 歳）、許可病床数 745 床（医療保険病床 248 床、介護保険病床 497 床）、在院期間 1,223 日（3 年 5 ヶ月）、年間死亡退院 242 名（62.7%）、平均介護度 4.0、余暇時間約 9.6 時間。

2. 参加阻害因子の検出

調査期間中に A 老人病院に在院した患者総数 930 名である。調査期間中に在院した患者の日常生活自立度、認知症高齢者の日常生活自立度をクロス集計した結果を表 1 に示した。表 1 から日常生活自立度、及び認知症高齢者の日常生活自立度は、B-IV、C-IV、C-M が多く 67.2% を占める。

表 1 日常生活自立度、認知症高齢者の日常生活自立度のクロス集計
(人)

	無、I	II	III	IV	M
A	2	6	1	11	0
B	33	66	64	157	80
C	3	12	27	329	139

A 老人病院では年間月間行事を 1 週間に 1 度の頻度で、非日常の場面の提供している。その中でも季節の行事は非日常性が高く、四季にあわせて開催し、いずれも個人生活の場所、社会との接点の場所から離れ、第 3 の場所で季節の食物を食べ、会場ディスプレイから季節感を感じる活動である。また、個人に参加の採択が委ねられ内発的動因からの活動の場面（選択は制限）、本来の余暇活動の場面が多く自由度が高い。

本研究では、A 老人病院の 7 割を占める B-IV、C-IV、C-M レベルの移動、摂食を参加阻害因子と考え、移動、摂食の面から参加増加を試みた。

1. 移動

日常生活自立度の B、C レベルは、寝たきりに分類されるグループであり、B レベルでは座位保持、C レベルでは自力で寝返りがうてるかどうかでさらに分類される。いずれも移動に制限があり自身で病棟を移動する患者が少数であり、大半は移動には他者の送迎を要する。認知症老人の日常生活自立度、IV は日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする、M は著しい精神症状や行動障害あるいは重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とするとされ、IV、M レベル共に場所の見当識の低下がみられ送迎を要する。

B-IV、C-IV、C-M は、送迎により季節の行事に参加可能なカテゴリーであり、生活の場を離れ、非日常感を味わうためには他者の送迎が重要な要因である。病院職員の送迎増加には物理的限度があり、家族参加増加が B-IV、C-IV、C-M の参加増加の一要因と考える。

2. 摂食

余暇活動に制限があり座位が保持できない B-IV、C-IV、C-M の多くの余暇活動は、能動的な活動、散歩、音楽、映画等が中心になる。しかし、食べることに對して能力を保持し

ている患者も見られ、季節の行事は、活動に制限のあるB-IV、C-IV、C-Mレベルの患者にとって、建設的情緒を得られる貴重な機会となる。

また、嚥下障害により現物での経口摂取が困難な患者は参加が制限され易く、昨年までは参加可能であったが、経口摂取が難しくなり、食事形態も移行してしまい参加を見送る家族も少なくなく、Ns、ST、OT、RWで本来の風味を損なわない程度の形状を協議し、行事当日には、Ns、STが担当患者の経口摂取支援することで参加増加を試みた。また、経口摂取が困難であっても会場の雰囲気を感じられるよう会場ディスプレイを強化した。

Ⅲ. 結果および考察

図1に平成16年10月から平成18年7月の季節の行事参加動向を示した。また、B-IV、C-IV、C-M増加に向けて試みた具体的な支援方法は以下である。

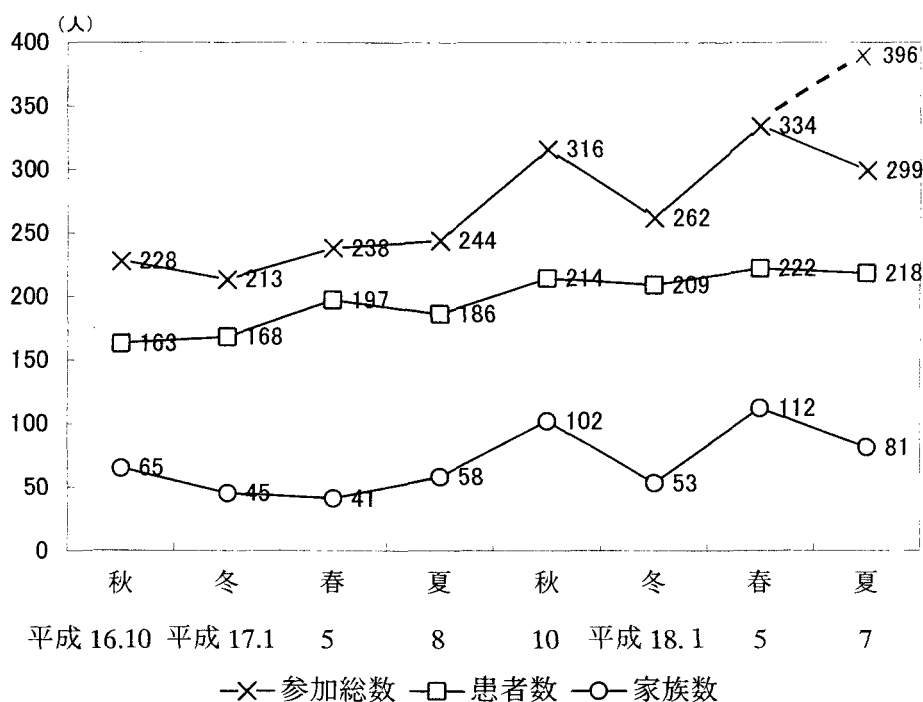


図1 平成16年10月から平成18年7月の季節の行事参加動向

1. 季節の行事「秋」平成17年10月

秋独特の匂い、草木、風の刺激をメインに院外で木曜日、金曜日の午後に開催し、家族参加増加のために家族単位で座れる席を30席新たに設けた。

実施結果、家族参加が増加した。室内の閉鎖された空間と異なり外での開放された活動のため、参加している他患の様子、会場の雰囲気、参加可能かどうかを判断でき、参加できない場合は散歩して帰ることができ、患者、家族ともに会場へ足を向かせた。参加を見送っていた層が行事参加の成功体験したことで、今後の行事参加のきっかけにもなった。

2. 季節の行事「冬」平成18年1月

院内にて木曜日、金曜日の午後に、家族単位で座れる席を中心に会場をレイアウトした。

病棟誘導に変動は無かったが、正月の面会と同時期であり家族参加は減少した。

3. 季節の行事「春」平成18年5月

「秋」同様に、院外で土曜日1日で実施し、経口摂取困難患者用メニューを準備し、当日、ST、Nsが介助した。

事前にポスターで経口摂取困難な患者用のメニューを準備している点、STが担当患者家族へ行事会場に常駐している点を告知したことで、経口摂取に不安を抱える患者が14名、経口摂取困難な患者8名が参加しST、Ns介入のもと楽しみとして摂取し、普段は経口摂取できない患者と家族は豊かな時間を過ごした。また、Nsが誘導した食事に対して拒否があった患者の場合は、季節の食材や会場の非日常性から経口摂取が可能になり、今後の経口摂取に貢献した場面も見られた。尚、誤嚥への危機管理は不可欠であり、専門職による介入はもちろんのこと、誤嚥発生時の対応を明確にする必要がある。

4. 季節の行事「夏」平成18年7月

院内にて土曜日1日で実施し、「冬」同様に、家族単位で座れる席を中心に会場レイアウトした。さらに、視覚のみならず触覚でも季節感を促進できるよう会場ディスプレイを強化した。また、介助者の送迎負担の軽減を目的に病棟へのお持ち帰りを新たに設けた。

結果、お持ち帰りが97名分利用され、参加総数は400名近い患者になった。また、病棟での送迎数に変化は無く、お持ち帰り分、新たな参加者が増加したと考えられる。病棟から会場への送迎に要する時間によって参加人数に限度があり、参加者を選択しなければならぬ場合や長時間の離床が困難な患者の参加という点からもお持ち帰りは有効であり、行事終了後、利用した病棟看護師長からも評価が高かった。

V. 結論

患者の身体機能、構造を日常生活自立度(寝たきり度)、認知症高齢者の日常生活自立度で大きく分け、その特徴から阻害因子を検出し、参加しやすい環境や工夫をすることで、行事参加者増加できた。

特に家族参加が増え、中には患者1人に対して複数での家族参加も多く見られた。季節の行事に参加し四季折々の刺激物による介入は特別な技術も必要とせず、患者と家族が共に季節感を味わうことにより、現存する認知機能、記憶機能を刺激され、日常あまり見られない表情や発語等を共有することは、患者と家族の豊かな最晩年に貢献する。

また、高度なプライバシー領域でのケアが多い介助者が、第3の場所で日常から開放され一個人の人格としての患者と豊かな時間を共有することは、患者を多角的に捉えることに役立つ。しかし、通常業務の他に送迎することは介助者の業務負担を増やし、送迎に要する物理的な時間の問題により患者を選択せざるを得ない場合は、介助者の葛藤を誘発しかねないことも考慮しなければならない。さらに、非日常活動であるため運営スタッフも通常業務よりも、高ストレスな場面に陥り易く、無理なく効率的に実施できるような計画が必須であり、その余裕が高品質の余暇活動の提供を可能にし継続開催にも繋がる。

今後も参加阻害因子に対応しつつ、患者の余暇生活向上への試みを継続し、患者と家族の豊かな最晩年に貢献したい。

老人病院における余暇支援 ～余暇自立支援の試み～

○草壁 孝治 佐近 慎平（医療法人社団慶成会 青梅慶友病院）

I. はじめに

施設における余暇生活支援は、施設職員やボランティアによる、グループまたは個別の形態を用いて、直接支援されていることが多い。本来余暇生活は、本人の好きなときに好きなことを好きなだけ行われるものである。しかし、高齢で疾病、障害がある人にとっては、一人で余暇生活を思うように過ごすことができない人もいる。可能であれば、本人の意思にそって、やりたいときにやりたいことが出来るよう支援できないかと考える。

A 老人病院の入院患者は、平均年齢約 87.1 歳、在院期間約 3 年 5 ヶ月、7 割から 8 割の人がここで人生の最後を迎え、余暇生活においても人生最後の余暇時間を送ることになる¹。「豊かな最晩年をつくる」を目標とし、入院日に多職種によるアセスメントを行い、理学療法士（以下 PT）、作業療法士（以下 OT）は、6 週間集中ケアを行い、身体、精神機能レベルをあげ、その後の生活を快適に過ごせるように努めている。

今回は集中ケア後、特に余暇生活を自立して過ごせるよう、環境を整備したので、ここに報告する。

II. 目的

1. 豊かな最晩年をつくる役割の一つとして、患者自身が自分で好きなときに好きなことを好きなだけ行える環境を整備する。
2. 余暇支援の方法を縦軸に障害老人の日常生活自立度判定基準（以下自立度）、横軸に認知症老人の日常生活自立度判定基準（以下認知度）²のセグメント表により分類をする。

III. 方法

A 老人病院において、余暇自立が可能な人を選出し、リハビリテーション（以下リハビリ）棟に来室されたときに一人 10 分刻みでどのような活動を行ったかを 1 週間調査する。入院患者とその利用者をセグメント表に落とし込み、能力と支援の関係を分類する。また、実際に利用した患者に利用しての感想をインタビューし、携わったスタッフに支援上、困ったことを記述してもらう。

施設：A 老人病院（療養病床 248 床、療養型 257 床、認知症疾患型 240 床、計 745 床）
男女比：男性 21.3%：女性 78.7%

調査期間：2006 年 8 月 1 日～7 日（2003 年 5 月開始）

場所：A 老人病院リハビリ棟

対象者：入院患者のうち、上記リハビリ棟利用対象病棟（療養病床 248 床、療養型 257 床、認知症疾患型 44 床、計 549 床のうち調査期間の入院対象者 548 人）で、一人でリハビリ棟へ移動でき、一人で活動を楽しめる人を PT、OT が選出。

内容：1) フィットネス 有酸素運動トレーニングマシン、大腿四頭筋・大殿筋強化マシン、三角筋・上腕三頭筋・大胸筋強化マシン、ウォーターベッド型マッサージ器

- 2) 趣味的活動 手工芸（ネット手芸、クロスステッチ、刺し子、編物など）、新聞、雑誌、書籍、そのほか個人のニーズのあるもの

3) おやつ 午前1回、午後1回、飲み物を出す。

時間：午前9時から午後5時の毎日（但し、年末年始の5日間を除く）

スタッフ：レクリエーション（以下レク）ワーカー2名、リハビリ助手2名、OT1名、臨床心理士1名、リハビリクラーク1名

IV. 結果

1. 利用者数：47人/548人 8.6%
（週1回以上参加した人数）

2. 利用者男女比：7人：40人

3. 利用者平均年齢：88.4歳
（74歳～103歳）

4. 時間帯別平均利用人数（1週間の平均）
：（参照：図1）

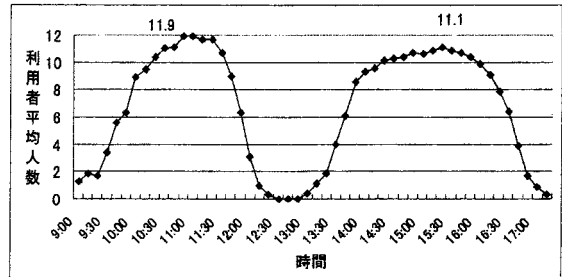


図1 時間帯別平均利用人数

5. 利用頻度：1日平均利用人数：26.1人

6. 曜日別利用人数：月曜日23人、火曜日31人、水曜日30人、木曜日28人、
金曜日25人、土曜日26人、日曜日20人

7. 毎日利用した人：10/47人（内男性2名）

8. プログラムの利用人数と利用時間
（1週間合計）（参照：表1）

表1 1週間で利用したプログラムの人数と時間

	人数	時間	平均
フィットネス			
ホットバック	19	490	24.2
マッサージ器	107	2260	20.8
下肢強化マシン	6	140	20.0
スクワット	2	40	20.0
有酸素運動マシン	38	760	19.2
平行棒	10	160	16.0
フーリー	13	120	9.2
小計	195	3970	18.5
趣味活動			
刺し子	19	2440	128.4
クロスステッチ	99	12470	126.0
パズル	9	990	110.0
ネット手芸	35	2650	75.7
編み物	1	40	40.0
読書	18	560	31.1
お話	7	210	30.0
書道	2	50	25.0
小計	190	19410	70.8
合計	385	23380	60.3

平均

平均

平均

9. 一人の利用時間：平均時間は71.1分（1日）。2時間以上利用者は9名、1時間以上2時間未満は23名（うち男性2名）、1時間未満は15名（うち男性5名）（計47名）

10. 利用トータル時間（1週間）：23,380分（47名）

11. スタッフのサポート内容：フィットネスはトランスファ介助、レベル・時間の設定、見守りなど。趣味的活動は手芸の糸通し・糸止め・折り返しのサポート、手芸の刺す所の印付、間違いの修正、作品の仕上げ、次作の内容のアドバイス、針・鋏等の安全管理、話を聞く、患者同士の会話のサポート、トイレ介助、状態の報告などである。

12. 利用内容：フィットネスのみ利用した人は11名（うち男性5名）、趣味的活動のみ利用した人は14名、フィットネスと趣味的活動両方を利用した人は22名（うち男性2名）であった。

13. 増やした種目：プーリー、ホットパック、平行棒、スクワット

14. 利用しなかった種目：三角筋・上腕三頭筋・大胸筋強化マシン

15. 患者の声：

(1)手芸をやらせてもらっているのので助かります。一日中やるのがなかったらどうしていいかわからない。

(2)私がここに入院して、娘はほしいものを作ってもらえるのですから最高ですよ。

(3)こんな私たちをやさしく面倒見てくれるので、何とかできます。

16. 職員の声（サポート上での問題点）：

(1)能力の低下により、本人のニーズと能力の差が大きくなる。

(2)能力の低下により、針等の管理が難しくなる。

(3)歩行器のブレーキのかけ忘れがみられ、監視が必要な人がいる。

17. 利用者をセグメント表に添付（参照：表2）

表2セグメント表 縦軸 障害老人の日常生活自立度判定基準 横軸 認知症老人の日常生活自立度判定基準

	無	I	IIa	IIb	IIIa	IIIb	IV	M
	認知症なし	何らかの嚔尿を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にはほぼ自立している。	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立している。家庭外でもこの状態が見られる	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さがときどき見られても、誰かが注意している。家庭内でもこの状態が見られる	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。日中を中心としてこの状態が見られる。	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。夜間を中心としてこの状態が見られる。	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。
A1	●●●●●○	●●●●●○	●●●●●○	●●●●●○	●●●●●○	●●●●●○	●●●●●○	●●●●●○
A2	●●●●●○	●●●●●○	●●●●●○	●●●●●○	●●●●●○	●●●●●○	●●●●●○	●●●●●○
B1	●●●●●○	●●●●●○	●●●●●○	●●●●●○	●●●●●○	●●●●●○	●●●●●○	●●●●●○
B2	●●●●●○	●●●●●○	●●●●●○	●●●●●○	●●●●●○	●●●●●○	●●●●●○	●●●●●○
C1	●●●●●○	●●●●●○	●●●●●○	●●●●●○	●●●●●○	●●●●●○	●●●●●○	●●●●●○
C2	●●●●●○	●●●●●○	●●●●●○	●●●●●○	●●●●●○	●●●●●○	●●●●●○	●●●●●○

●一余暇自立支援プログラム利用者 ◎レクワーカー、生活活性化員、PT,OTのプログラム、コンサート参加者 ○不参加者

V. 考察とまとめ

今回用意した種目のうち、フィットネスについては、トランスファとセッティングだけを行えば、その後はスタッフが側にいなくても一人で来ることを考慮に入れて準備した。そのことから、より少ないスタッフ（平日は2~3人、日祭日は2人）でより多くの人をサポートすることが出来た。趣味的活動は、女性患者が多いことから手芸が中心となった。作業自体は単調な繰り返しであるが、仕上がりがきれいで大人の作品として、またプレゼントとしても喜ばれるものを選んだ。結果、患者自身が日常で使うものから、子供、孫へのプレゼント、また、面会に来た友人などの来客への手土産としても利用している。

おやつは午前1回、午後1回の定時に出している。これは水分補給、楽しみとして、更には、集中し過ぎないように手を休めてもらう意味でも必要と考える。選んでもらえるように、ホットとアイスのそれぞれ5種類ずつのメニューを用意した。³

運営にあたっては、職員の声からも能力の低下による、本人のまだ出来るという思いと実際には難しくなってくる能力の差を埋めることに配慮が必要となる。更に進行し一人で来室できなくなると、病棟で用意しているプログラムに参加してもらうことになる。ここでは、病棟で余暇プログラムを展開している多職種のスタッフと話し合い、今まではどちらかというとお互い単独で展開していたプログラムの重なりを極力なくすようにし、病棟においても、楽しみの場が増えるように日常のプログラムを決定するようにした。

今回の利用者（47名）の1週間の利用トータル時間は23,380分（一人あたり71.1分）であり、患者は日中、病棟での日常生活場面から離れ、リハビリ棟で穏やかな時間を過ごすことができ、病棟スタッフはその間、他の患者に目を配ることができることにも繋がった。

表2のセグメント表では、自立度B1、認知度II b以上の、自分で移動が出来、活動も楽しめるレベルの対象となる人は84人、そのうち38（45.2%）人が利用した。半数以下ではあるが、ご自分で判断できる人であるため、自主性を重んじ無理強いはしなかった。高齢で、病状が安定期に入っていることはあるが、自立度B2、認知度II b以上の人については、座位保持が出来るレベルで、車椅子操作を取得することでリハビリ棟への参加の可能性があり、PTとの協力により患者本人のリハビリへの目標にもつながる場の設定となった。

自立度B1以上、IIIのレベルの人は、認知症により、車椅子操作、エレベーター操作、道順を覚えることは困難であるため、多くの人は病棟でのプログラムに参加することになる、そのため、病棟でのプログラムの充実を図らなければならない。

今回、本来の余暇活動のサポートになるよう、特に日常生活場面から離れ、時間、内容において自由度の高い環境を設定することが出来た。また、要介護認定に用いられている自立度、認知度から患者の能力に応じたサポートを予測する分類が出来、本人や家族のニーズとあわせて内容を決定することにより、満足度の高い余暇生活をサポートすることに繋がる。

今後は更に活動種目を増やし、環境の充実を図るとともに、「豊かな最晩年をつくる」ことを目標に、実践を通し研究を進めたい。

参考文献

- 1 草壁孝治・斎藤正彦編著『高齢者のレクリエーションマニュアル』ワイルドプランニング、2002年4月
- 2 認知症老人の日常生活自立度判定基準（平成5年10月26日厚生省老人保健福祉局長通知）
障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準（平成3年11月18日厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知）
- 3 草壁孝治・桑田美代子『vesta』財団法人味の素の文化センター、2004年11月、p18-20

高齢者施設における楽しいレクリエーションプログラムについての研究

○吉岡 尚美 (東海大学)

植木順子、佐藤宏子 (医療法人鳳香会 デイサービスセンターパラソル)

はじめに

本研究は、日本レジャー・レクリエーション学会第34回学会大会(2004年12月)において、著者の一人が発表した「楽しいレクリエーションプログラムについての一考察～楽しい環境づくりの提案～」¹⁾の内容を具体化したものである。第34回学会大会の発表で、高齢者施設では「楽しいレクリエーションプログラム」を実施することが望まれていることをふまえ、「楽しい」とはどのような状態を示すのか、またどのような環境の中で「楽しい」という感情が生まれるのかについて説明し、レジャー行動の先行研究をもとに「楽しみの段階モデル」(図1)を提案した。本研究の目的は、そのモデルに沿って様々なレクリエーションプログラムにおける楽しみの状況を調査することにより、どのような活動において高齢者は楽しみを得ているのか、またどのような環境で行えば、より高齢者に楽しいレクリエーションプログラムを提供できるのかを示すことである。

楽しみの第1段階

自分の意見を言える、自己で判断できる機会がある
フィードバックを受けることができる、リラックスできる
目標が持てる、仲間意識・共有意識が持てる
文化を感じる・知ることができる



楽しみの第2段階(集中)

達成感が味わえる、自己肯定ができる
不安を取り除くことができる、痛みを取り除ける
安心感を持つことができる、時間を忘れることができる



楽しみの第3段階(笑顔・感情表現・前向きな言動)

自分の存在を感じることができる、感情表現ができる
よい人間関係が保てる、前向きな気持ちが持てる

図1 楽しみの段階モデル

研究方法

先述の調査を試みるため、「楽しみの段階モデル」の中で示される項目の中で、客観的に判断できると思われる項目を参加評価表(表1)にまとめ、リーダーにチェックしてもらうことにより、参加者がどれくらいその項目の行動を起こしているかをみることで、楽しみを測定することにした。観察する項目は10項目で、2)～8)は、楽しみの段階モデルの第1段階から抽出し、1)の「集中しているか」は、ヴォークルら²⁾が、フローモデルの第2段階として Concentration/absorption (集中・夢中)を挙げていることから、楽しみの段階モデルの第2段階をまとめる項目として用いた。10)の笑顔については、田部井ら³⁾がいう、笑顔は楽しいときに起こる精神的作用であるということをもとに、第3段階の感情表現の中で最も正確に観察できる表現であると判断し、観察する項目とした。

研究の実施場所は、I県M市内にあるデイサービスセンターで、対象者は、デイサービスセンターの利用者33名(男性9名、女性24名)である。データは、2005年4月から7月までの可能な火曜日と金曜日に収集された。19種類のレクリエーションプログラムについて、毎回のレクリエーションプログラムのリーダーが、プログラム終了後参加者の様子を参加評価表にチェックした。さらに、レクリエーションプログラムに参加中の高齢者の様子をVTRで記録すると共に、職員が観察ノートを付け、気づいた参加者の言動や行動、表情を記録した。

データの分析

参加評価表で集められたデータは、行動の頻度を項目別にプログラムごとで集計し、多変量解析を用いて楽しみの要素の関係性を調べた。参加評価表にある項目のうち、プログラムの内容に極端に左右された3項目を省き、1)集中しているか、2)ゴール・目標が意識できているか、3)フィードバックは受けているか、4)会話はあっているか、5)自分の意思を述べているか、6)リラックスしているか、7)笑顔・笑いがあるか、の7項目を分析に使用した。VTRと記録ノートから集められたデータについては、有意的な言動や言動を抽出し、質的に表すこととした。

調査することができた回数が各プログラムによって異なったため、1回しか調査できなかったプログラムと、

表1 レクリエーションプログラム 参加評価表

利用者名 _____

		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)		
日付	プログラム名	集中していた	ゴール・目標を意識できていた	他者からの賞賛や評価を受けていた	輪の中に入っていた	会話が合った	協力・団結ができていた	自分の意思を表現していた	リラックスできていた	文化を意識できていた	笑顔があった	備考欄	記入者
合計													

のべ参加者数が 20 名以下のプログラムを省いた結果、分析できたプログラムは、「バグゴー」、「体操」、「回想法」、「円陣卓球」、「玉入れ」、「パラシュート」、「輸送りゲーム」、「羽根っこゲーム」、「音楽レクリエーション」、「対抗風船バレー」、「カラオケ」、「スプーンリレー」、「箱の中身」、「つり」、「紅白旗挙げゲーム」の 15 種類であった。

本稿では、これら 15 種類のプログラムについて、参加評価表で集められたデータの分析結果のみについて述べる。

結果

対象者の平均年齢は、約 80.1 歳、平均介護度は 2.39 であった。33 名の内、長谷川式簡易知能評価スケールが測定できたのは 15 名で、その平均値は 19.0 であり、「痴呆」とみなされる基準である 20 点を下回った。また対象者は、老人性認知症、多発性脳梗塞、高血圧、糖尿病、心不全など、高齢者に多く見られる疾病や障害の既往歴があった。

各レクリエーションプログラムのリーダーがチェックした記録用紙の結果が表 2 である。プログラム毎に、項目がチェックされた頻度を%で表している。このデータ

をもとに、それぞれの項目の相関関係を調べた結果が表3である。フィードバックと会話、集中とゴールおよび会話、笑いとフィードバック、会話、及び意思の関係がそれぞれ有意であることがわかる。

さらに、重回帰分析で、楽しみの段階の第2段階であ

る「集中」と、第3段階である「笑顔・笑い」に及ぼす要因を調べた結果、「集中していた」により強い影響を及ぼす要因が、「ゴール・目標を意識できていた」と示唆できた(表4)。しかし、「笑顔・笑い」に対して強い影響を及ぼすのに有意的な要因は見つけられなかった。

表2 プログラム別 楽しみの頻度(%)

項目 プログラム名	ゴール・ 目的	フィード バック	会話	意思	リラックス	集中	笑顔・笑い
バグゲーゲーム (n=44)	90.9	45.4	52.5	63.6	84	95.4	77.2
体操 (n=40)	82.5	0	2.5	50	67.5	92.5	52.5
回想法 (n=33)	18.1	9.09	27.2	27.2	60.6	54.5	27.2
円陣卓球 (n=24)	58.3	0	75	54.1	75	100	54.1
玉入れゲーム (n=25)	48	4	8	72	88	80	32
パラシュート (n=28)	32.1	0	25	78.5	82.1	89.2	67.8
輪送りゲーム (n=33)	78.7	9.09	54.5	36.3	63.6	100	57.5
羽根っこゲーム (n=22)	36.3	31.8	72.7	77.2	36.3	95.4	63.6
音楽レク (n=35)	22.8	2.8	11.4	48.5	85.7	62.8	51.4
対抗風船バレー (n=47)	59.5	36.1	34	78.7	74.7	100	87.2
カラオケ (n=53)	18.8	15	30.1	62.2	94.3	88.6	45.2
スプーンリレー (n=22)	90.9	63.6	63.6	59	68.1	100	86.3
箱の中身は? (n=25)	36	4	44	28	68	84	64
つり (n=35)	62.8	28.5	51.4	85.7	88.5	88.5	74.2
旗挙げゲーム (n=23)	52.1	0	4.3	34.7	95.6	86.9	0

n=のべ参加者数

表3 楽しみの各要素の相関関係

		ゴール	フィードバック	会話	意思	リラックス	集中	笑顔・笑い
ゴール	Personの相関係数	1	.495	.281	.112	-.045	.671(**)	.417
フィードバック	Personの相関係数	.495	1	.536(*)	.408	-.207	.404	.661(**)
会話	Personの相関係数	.281	.536(*)	1	.197	-.496	.517(*)	.574(*)
意思	Personの相関係数	.112	.408	.197	1	.110	.395	.522(*)
リラックス	Personの相関係数	-.045	-.207	-.496	.110	1	-.114	-.265
集中	Personの相関係数	.671(**)	.404	.517(*)	.395	-.114	1	.510
笑顔・笑い	Personの相関係数	.417	.661(**)	.574(*)	.522(**)	-.265	.510	1

** 相関係数0.1%水準で有意(両側)

* 相関係数0.5%水準で有意(両側)

表 4 集中に及ぼす要因の分析 (重回帰分析)

項目	標準化係数 (ベータ)	t
ゴール	.653 (*)	2.977
フィードバック	-.289	-1.085
会話	.350	1.637
意思	.033	.147
リラックス	.435	1.719
重相関係数	.681	
決定係数	.505	

考察

表3の相関関係の結果から、フィードバックが多いと会話も増え、笑顔が多く見られるという傾向がわかる。また、自分の意思を伝えることも笑顔につながると考えられる。さらに、ゴールや目標がはっきりしていると、プログラムに集中していることも示唆できる。これらのことから、「ゴール・目標」、「フィードバック」、「会話」、「意思」、「集中」、「笑顔」にはなんらかのつながりがあると思われ、楽しみを得る要因になっている可能性は高い。これらの要因の頻度を見ると、「バグゴゲーム」、「円陣卓球」、「対抗風船バレー」、「スプーンリレー」というプログラムにおいて比較的高いことがわかる。

しかしながら、表4から「ゴール・目標を意識できること」が「集中」につながる要因であることが考えられるものの、「笑顔」に対しての強い要因は見つからず、楽しみ段階モデルの流れを証明するには至っていない。これは、それぞれの項目のつながりが大きいため、影響力が分散し、「集中」と「笑顔」への影響力を弱めているのではないかと考えられるが、いづれにしても、モデルの流れが十分証明できない状態では、上記に記したプログラムのみが楽しいプログラムであるとは断定できない。また、研究計画にも問題が多くあった。本研究では、現場の状況に応じてデータ収集が行われたため、各プログラムへの参加者数や、調査回数など統一することができなかった。また、統計的に結果を出すためには、n数が十分ではなかった。さらに、参加評価表の項目へチェックするための基準になるマニュアルを作成したが、職員間の主観性や見方の違いを取り除くことは難しかったと考えられる。今後、楽しみの度合いをプログラム別に調査する場合、限定した参加者の変化をみていく方法も考えられるが、高齢者の特徴は画一ではないため、一般化は難しく、ケーススタディーとして取り組む方が望ましいと思われる。

加えて、「楽しい」という感情表現が必ずしも「笑顔」

だけではないことや、「リラックス」しているときに現れる柔らかな笑みをどこまでリーダーはチェックできるかという問題もあった。自己評価をしてもらうことが難しい認知症高齢者の楽しみ度を客観的に調査する場合は、映像や会話の記録を分析する質的研究法を選択することが取り組みとして必要である。

これらのことにより、当初の目的としていた「楽しみ段階モデル」の流れをもとに、高齢者が楽しみを得ているレクリエーションプログラムを確定することはできず、改めて、「楽しさ」という主観的な要素を数値的に分析する難しさがわかる結果となった。しかし、チクセントミハイら研究者が表してきた要因が「楽しみ」に関係することが確認できる結果も得られた。このことは、高齢者施設の職員に対して、楽しいプログラムを作り出す環境の要因を提案するきっかけになる。例えば、どのようなプログラムを行うにしても、活動中には目標やゴールを明確に示すこと、参加者にフィードバックを行い、会話を活発にすること、参加者が意思を述べられるように進めることなどを意識してもらえば、それが参加者の集中力や、笑顔につながる可能性があるのではないだろうか。また、バグゴゲームのように、これらの要因を引き出しやすい活動を選択することも必要だと考えられる。今後は、記録したVTRをもとに、活動中の言動に注目して、質的に整理する計画である。

参考文献

- 1) 吉岡尚美 (2004) 『『楽しい』レクリエーションプログラムについての一考察～楽しい環境づくりの提案～』レジャー・レクリエーション研究、53、80-83
- 2) Voelkl, J, Ellis, G, Walker, J (2003) 「Go with the Flow,」 Park & Recreation, Vol. 38, No. 8, 20-29
- 3) 田部井吉之助 (1974) 「楽しさの生理学」レクリエーション、163、7-11

温水プール利用者の特性と利用決定要因に関する研究

ケアポートみまき・温泉アクティブセンターを事例にして

○徳田 つづる（東京農業大学地域環境科学部造園科学科）

上岡 洋晴（東京農業大学地域環境科学部教養分野）

岡田 真平（身体教育医学研究所）

本多 卓也（東京大学教育学部身体教育学コース）

1. 対象施設

長野県東御市（旧北御牧村）は地域の急速な高齢化に備えて保健・医療・福祉の拠点施設を必要とし、平成7年4月に日本財団（旧：財団法人日本船舶振興会）の事業助成を受けて、高齢者総合福祉施設「ケアポートみまき」を開所させた。ケアポートみまきは、対象施設の「温泉アクティブセンター」に加え、市立温泉診療所（医療）や市健康福祉部（保健）、特別養護老人ホーム（福祉）、デイサービスセンター、ヘルパーステーション、訪問看護ステーションなどを有している。

その中でも健康増進部門を担うのが「温泉アクティブセンター」であり、高齢者福祉施設と地域住民との交流の場として、また、リハビリテーションや健康づくりの場としての役割がある。

平成18年6月1日現在、会員数1143名、非会員を含め1日平均430名の人々が利用している。会員は50～60歳代が多いが、子どもから高齢者まで幅広い年齢の人々に利用されている。

2. 目的

本研究は、子どもから高齢者、障害者からスポーツ選手まで、多くの人々に利用されている「温泉アクティブセンター」を事例とし、利用者の特性と利用決定要因を明らかにすることを目的とした。

3. 調査方法

調査期間は、平成18年8月29日から9月3日の6日間で、午前11時から午後21時40分（土曜日と日曜日は21時）までの時間帯に、無作為抽出法※により被験者を決定し、面接でのアンケート調査を行った。

調査項目は利用目的、利用頻度、滞留時間、教室参加の有無など47項目だった。倫理面への配慮として、被験者は同意のあった者だけを対象とし無記名回答とした。また、事前に東京農業大学総合研究所へ「人に関する実験・研究計画書」を提出して承認を得た。

※調査者による選択バイアスを除去することを目的として、営業時間内の00分、20分、40分に時刻を定め、プール利用後、その時刻から一番始めに更衣室から出てきた者に対して実施した。

4. 結果と考察

6日間で195名にアンケートを依頼し、男性76名(47%)、女性86名(53%)の計159名から回答を得た(回答率82%)。年代は10歳代未満6名(4%)、10歳代5名(3%)、20歳代3名(2%)、30歳代7名(4%)、40歳代10名(6%)、50歳代42名(26%)、60歳代55名(35%)、70歳代25名(16%)、80歳代6名(4%)で50歳代~60歳代が多かった。会員が130名、非会員が29名であった。

利用理由としては「健康のため」が89名(55%)、「リハビリ」が25名(16%)、「泳力向上」が15名(9%)、「ダイエット」が12名(8%)、「くつろぐため」9名(6%)、その他「紹介された」が6名(4%)、「コミュニケーション」が3名(2%)であった。

利用頻度は、週6日が29名(18%)、週5日が20名(13%)、週4日が26名(16%)、週3日が32名(21%)、週2日23名(14%)、週1日が15名(9%)、週1日未満が14名(9%)だった。

滞留時間は、1時間が41名(26%)、1.5時間が58名(36%)、2時間が43名(27%)、2.5時間が11名(7%)、3時間が5名(3%)、最も長かったのは4時間が1名(1%)だった。

料金に対する質問では、45名(28%)が「とても安い」、57名(35%)が「安い」、39名(25%)が「どちらでもない」、16名(10%)が「安くない」、2名(1%)が「全く安くない」だった。

また「スタッフの親切さ」を5段階評価してもらったところ「とてもそう思う」が96名(60%)、「そう思う」が54名(34%)、「どちらでもない」が9名(6%)、「そう思わない」「全くそう思わない」が0名だった。

温泉アクティブセンター内には30.5℃の25mプールを始め、42℃の全身浴プール、32℃の歩行専用流水プール、寝湯・打たせ湯のある37℃のリラクゼーションプール、ドライサウナ・スチームサウナなど様々な種類のプールがあり、利用方法も泳ぐ、歩く、教室に参加する、サウナで汗を流すなど様々である。運動方法が制限されないことや、スタッフが親切だという意見が多いことも中高年層が多く利用する理由だと考えられる。しかし、クロス集計や多変量解析をまだ行っておらず、現段階ではこれが議論の限界である。

5. 結論

分析の中間段階であるがプール内での利用方法が多様であり、スタッフが親切であることが多くの者に利用される理由だと推察される。今後、利用要因を定量化するために、細かな分析を進める必要がある。

伊勢志摩国立公園成立の特異性

油井正昭(桐蔭横浜大学・(財)国立公園協会)

1. はじめに

伊勢志摩国立公園が、13番目の国立公園として指定されたのは昭和21年(1946)11月20日、第二次世界大戦が終了した翌年で、まだ戦後の混乱の時代であった。以来今年(2006)は指定60周年を迎えた。指定当時の国立公園行政は、大戦中の業務停止から復活早々であり、職員も整わない中で伊勢志摩国立公園指定のエネルギーはどこから出たのであろうか。戦後の疲弊した国民の士気を高める「国敗れて山河有り」の認識だけでは、当時の国立公園行政では指定できる状況ではなかったと思われる。

そこで、本研究は戦後早々に指定された伊勢志摩国立公園の成立要因とともに、指定された国立公園の特性を明確にすることを目的とする。

わが国の国立公園誕生への動向は明治末にさかのぼるが、具体的な動きは大正10年(1921)に内務省が全国に16カ所の候補地を選定し調査を開始したときである。大正10年は5カ所の候補地を調査したが、担当する専門職員が少なく、また予算の問題から翌年からは毎年2~3カ所を調査し、大正14年(1925)までに14カ所を実施した。しかし、昭和元年(1926)と2年(1927)は経済不況と大正12年(1923)に発生した関東大震災復興事業などの影響から予算が獲得できず、調査は中断し、残り2カ所は昭和3年(1928)に予算が付いてようやく全ての調査を終了した。候補地16カ所の調査に8年を要している。伊勢志摩地域はこの16カ所の候補地に入っていなかった。

昭和6年(1931)に国立公園法が制定され、国立公園行政を担当する内務省は、「国立公園ノ選定ニ関スル方針」(昭和6年9月制定)¹⁾を策定し、16カ所の候補地を基に地域を厳選して国立公園指定を開始し、昭和9年(1934)3月15日に最初の国立公園として瀬戸内海、雲仙、霧島の3国立公園を指定した。以後、昭和11年2月までに12国立公園を指定して終わった。したがって、16カ所の候補地の中には、国立公園に指定されなかった地域がある。

2. 第二次世界大戦の国立公園行政への影響

昭和13年(1938)に国立公園行政は、新設された厚生省体力局に移り、時代を反映して体力向上が国の重要施策になり、国立公園の自然地での健民修練が推進された。戦時体制が強まり、昭和16年(1941)3月に行政機構の簡素化政策が閣議決定され、国立公園法の「国立公園委員会」が廃止になった¹⁾。そのため、国立公園協会内に私設機関として、政府関係機関の中堅職員や学識者を委員とする「国土計画対策委員会」が設置され、国民の体力向上、厚生活動、健民修練を行う自然地を確保する必要から、野外厚生地の適正な配分計画を討議した。この「国土計画対策委員会」の検討で、伊勢志摩地域の朝熊山、志摩台地、鳥羽海岸一帯が近畿地方、中部地方の人口が多い地域から容易に到達できる自然地として吉野熊野国立公園の拡張候補地に入った²⁾。昭和17年(1942)「国土計画対策委員会」は、9カ所の国立公園新設と富士箱根など4カ所の既設国立公園拡張を決め、内務省、厚生省、農林省など政府関係機関へ建議した。国立公園行政を担当する厚生省は、「国土計画対策委員会」が建議した地域を整理調整して、秩父、大島天城、志摩、琵琶湖、金剛高野、耶馬溪英彦山の6国立公園候補地を選定した³⁾。

ここで明確なことは、戦前指定の12国立公園は、「国立公園ノ選定ニ関スル方針」で国立公園の必要条件として定めた、「我が国ノ風景ヲ代表スルニ足ル自然ノ大風景地タルコト」、「日常体験シ難キ感激ヲ与フルガ如キ大風景」、「海外ニ対シテモ誇示スルニ足り世界ノ観光客ヲ誘致スルノ魅力ヲ有スル」地域を選定

したのに対し、昭和 16 年（1941）に選定した国立公園候補地は、体力向上、健民修練を行う自然地と位置付け、異なる基準で国立公園が考えられている点である。

志摩国立公園候補地の決定は、昭和 18 年（1943）8 月に三重県へ通達されたが、それより先に厚生省の調査は行われており、また地元では昭和 17 年（1942）6 月に志摩国立公園期成同盟会を結成して厚生省への陳情、国会議員への働きかけなど様々な運動を展開した⁴⁾。

昭和 19 年（1944）6 月に「決戦非常措置要綱」の閣議決定があり¹⁾、国立公園法に関する事務は停止し、進行していた国立公園指定関係の業務は中断したため、志摩国立公園は指定が実現しないままに終戦を迎えることになった。

3. 連合軍総司令部（G. H. Q）の指導

終戦後、国立公園業務は再開されたが、配置されている職員が 1～2 名の中で、伊勢志摩国立公園指定業務が進められたことは特異なことである。そこには、連合軍総司令部（G. H. Q）の指導と伊勢志摩地域の特殊事情が重なっていたことが背景にある。

昭和 20 年（1945）11 月 12 日に連合軍総司令部から、「美術品・記念物及び文化的歴史的地域の保護・保存に関する覚書」の指令が発せられ、戦時中設定した国立公園候補地の再度検討で、志摩国立公園候補地も対象になり、戦時中は国立公園指定を容認しなかった伊勢神宮から厚生省に神宮林保護のために国立公園指定の強い要請が行われている。

連合軍総司令部の方針で国家神道が排除され、戦後の混乱の中で神宮林が荒らされ、伊勢神宮は神域の保護が困難な状態になり、法的保護の道として国立公園指定を望み、大官司と小官司が厚生省に出向いて直接要請を行った⁵⁾。要請を受けた厚生省では、伊勢神宮の保護を前面にして国立公園指定を連合軍総司令部に申し出るとは難しいと判断し、志摩のリアス式海岸風景と荘厳な伊勢神宮林とを一体とする国立公園を考え、志摩国立公園から伊勢志摩国立公園へと名称を変え、指定を目指している。

戦後の国立公園行政は、連合軍総司令部の承認を受けなければ行うことができない指令が出ていたため、厚生省は事前に連合軍総司令部へ伊勢志摩国立公園新設のほか、既設国立公園の区域拡張を申し出たが、連合軍総司令部の指導は、伊勢志摩国立公園のみを認め、既設国立公園区域の拡張関係はアメリカ合衆国から国立公園専門家が来て後日指導する内容で申し出は認められなかった^{1) 5)}。

この時の連合軍総司令部国立公園担当官であったウォルター・ポパム大尉（Walter O. Popham）は、昭和 21 年（1946）6 月以後文化財調査なども含め、何回か伊勢神宮を訪れていて、伊勢志摩に理解を示したことが、戦後早い時期の国立公園誕生に大きく関わっている。ウォルター・ポパム大尉は申し出のあった全国の地域を視察した⁵⁾が、たびたび現地視察を繰り返したのは、伊勢志摩のみであろう。伊勢志摩国立公園成立には、連合軍総司令部の指導が強くはたらいている。

厚生省は昭和 21 年（1946）4 月に現地調査を行い、7 月に三重県知事から志摩一帯を国立公園に指定する要望、伊勢神宮から神域を国立公園にする陳情が厚生省に提出され、こうした状況を基に、伊勢志摩国立公園指定は連合軍総司令部に上申された。このような指定経緯は、他の国立公園には存在せず特異な経緯をたどっている。

特異という点で言えば、国立公園指定には国立公園にふさわしい自然状態を明確にする学術調査を行い、その成果をふまえて「国立公園委員会（現在は中央環境審議会）」の審議を経るが、伊勢志摩国立公園はその両方を行っていない。伊勢志摩国立公園指定の昭和 21 年は、国立公園委員会が復活していなかったことと、連合軍総司令部の指導という特殊事情がその背景だが、平成 18 年（2006）現在 28 カ所ある国立公園で、国立公園委員会または審議会に諮ることなく指定された唯一の国立公園である。

こうした様々な特異事情が伊勢志摩国立公園成立の背景にあった。

4. 国立公園計画の特異性

伊勢志摩国立公園の指定は、面積 52,036ha の区域のみの告示で、国立公園計画（以下「公園計画」とする）が立てられていなかった。そのため、全域が普通地域として扱われ、厚生次官から三重県知事に、特別地域を指定するまでは公園の保護利用上重要な事項は、事前に協議するよう「伊勢志摩国立公園の指定に伴い取扱い配慮方の件」（昭和 21 年 11 月 25 日）という通知が出され⁴⁾、指定当初は公園管理の方向が明確でない状況にあった。最初の公園計画は、昭和 25 年 6 月 20 日（厚生省告示第 177 号）に集団施設地区 1 カ所（賢島）と道路 6 路線（車道 4 路線・歩道 2 路線）の利用施設計画を決定した⁶⁾。

特別地域を指定した保護規制計画は昭和 27 年 3 月 1 日（厚生省告示第 35 号）で、公園面積 52,036ha に対し特別地域 10,700ha、普通地域 41,336ha を決定した⁷⁾。したがって、特別地域の割合は 20.6%、普通地域は 79.4% であり、他の国立公園に比較して特別地域の割合が小さく、普通地域の割合が大きい保護規制の弱い国立公園が成立することとなった。この公園計画では、特別地域の設定のほか、将来を考え渡鹿野、横山、小浜、中津浜の 4 カ所の集団施設地区、宿舍、野営場、棧橋など単独施設 49 カ所と歩道を決定した。単独施設は 20 カ所が棧橋であり、船遊関係と釣魚関係の施設に力を入れた利用計画となっている特徴がある。

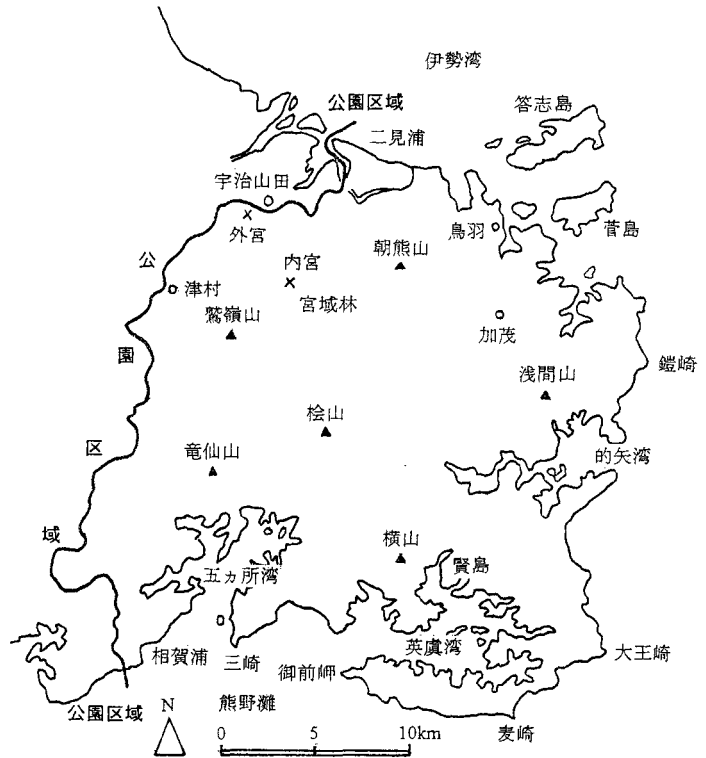


図-1 指定された伊勢志摩国立公園区域図

5. 考 察

第二次世界大戦後、社会が急速に変動し、国立公園内での大規模な開発が自然風景に影響をもたらしたこと、公園利用が普及したことなど、新しい時代に対応した自然公園制度を整備する必要性から、昭和 32 年（1957）に国立公園法が廃止になり、自然公園法が制定された。国立公園法の主な内容は自然公園法に継承された。自然公園法では、国立公園は「我が国の風景を代表するに足る傑出した自然の風景地」で、その自然風景地を保護するとともに、保健、休養、教化の利用増進を図ることを

表-1 公園面積と保護規制計画

	公園面積	特別地域	普通地域
昭和 21 年 11 月 20 日	52,036ha	—	—
昭和 27 年 3 月 1 日	52,036ha	10,700ha (20.6%)	41,336ha (79.4%)
平成 17 年 3 月 31 日	55,544ha	17,509ha (31.5%)	38,035ha (68.5%)

注：①公園区域は昭和 52 年再検討、昭和 60、63、平成 6、12 年に点検された。

②平成 17 年 3 月 31 日現在、28 国立公園の特別地域の割合は 71.3%、普通地域の割合は 28.7% である。

目的としている。自然公園法が定めている国立公園の定義や目的から考えると、伊勢志摩国立公園には様々な特異な状況がある。

伊勢志摩国立公園は、公園区域内に市街地が多く含まれており、自然の風景地以外の土地が広いことは、国立公園として特異な区域設定である。この状態は戦後の国立公園行政が復活早々のなかで、「国立公園ノ選定ニ関スル方針」に基づく公園区域の検討が、十分に行き届かない状況で指定した結果と思われる。また、伊勢志摩国立公園指定は、連合軍総司令部の指導の下でお墨付きを得て指定されたが、細部の検討が行われていなかった面がある。それは、指定時に公園管理の基になる公園計画を定めていない点に表われている。公園計画は、公園の将来像を示すものでもあるが、伊勢志摩国立公園の公園計画は指定から2年半後に利用施設計画の一部が、5年3ヶ月後に保護規制計画と利用施設計画が決定するなど、指定後随分時間が経過してからである。

自然風景の保護に関しては、保護規制計画で特別地域が20.6%と少なく、普通地域が79.4%を占めたことから規制の弱い風景保護が図りにくい公園が成立した。この保護規制計画が成立した理由は、公園内に市街地が含まれていること、土地所有が国有地や公有地が少なく私有地が多いことによると思われる。この土地所有状況は現在も続いており、公園面積に対して私有地の割合96.1%、保護規制計画で普通地域の割合68.5%は、28国立公園で最も多い特異な状況にある⁸⁾。

なお、公園利用の増進の点では、伊勢志摩は近畿地方、中部地方から到達性に優れており、年間利用者数が1,300万人を超え⁸⁾、利用面では十分機能している。

6. 結論

伊勢志摩国立公園が成立した要因と指定された公園の特性を明確にすることを目的にしたが、次のような結論を得た。

①伊勢志摩国立公園は戦後の国立公園行政復活早々に担当職員が整わないなか、連合軍総司令部（G.H.Q.）の指導の下で指定された。②連合軍総司令部には、伊勢志摩国立公園以外にも既設国立公園の拡張を申し出たが、伊勢志摩国立公園のみが認められる特異な事情があった。③戦後荒らされていた伊勢神宮の神域林を保護する目的があった。④国立公園内に、広く市街地を包含する区域が指定された。⑤国立公園の風景保護、利用の方向づけなど公園管理の基になる公園計画の決定が指定後5年3ヶ月も経過した。⑥公園計画は、保護計画で特別地域は20.6%、普通地域が79.4%を占め規制の弱い風景保護が図りにくい国立公園が成立した。⑦土地所有の私有地率96.1%、普通地域の割合68.5%は28国立公園で最も多い状態であり、公園成立時の状態が指定60周年を迎えた今日にも続いている。このような結論を総括すると、伊勢志摩国立公園は種々の特異性を有した国立公園として成立している。

参考文献

- 1) 厚生省国立公園部監修（1951）：日本の国立公園、51-59
- 2) 国立公園協会（1942）：協会記事、国立公園第14巻第3号、24-25
- 3) 環境庁自然保護局編集（1981）：自然保護行政のあゆみ、76-94
- 4) （財）伊勢志摩国立公園協会（1968）：伊勢志摩国立公園20年史、46-48
- 5) 石神甲子郎（1968）：伊勢志摩国立公園指定の思いで、伊勢志摩国立公園20年史、218-226
- 6) 厚生省国立公園部（1950）：国立公園部だより、国立公園9、30-31
- 7) 厚生省国立公園部（1952）：伊勢志摩国立公園計画、国立公園32、26-27
- 8) （財）国立公園協会編（2006）：自然公園の手引き、49-51、78-82

「レジャー活動」と「レクリエーション」に関するランダム化比較試験の システマティック・レビュー

- 上岡 洋晴（東京農業大学地域環境科学部教養分野）
 津谷 喜一郎（東京大学大学院薬学系研究科医薬政策学講座）
 高橋 美絵（身体教育医学研究所）
 本多 卓也 春日 翔子（東京大学教育学部身体教育学コース）
 山田 有希子（東京厚生年金病院図書室）
 眞喜志 まり（横須賀市立市民病院図書室）
 下嶋 聖（東京農業大学地域環境科学部造園科学科）

キーワード：ランダム化比較試験、レジャー活動、レクリエーション

1. 目的

本研究は、「レジャー活動」と「レクリエーション」の心身に及ぼす影響について、ランダム化比較試験（RCT）のシステマティック・レビュー（SR）を行うことにより、1)効果を明らかにすることと、2)研究の質を評価することを目的とした。

2. 方法

英文キーワード検索として、「leisure activity and randomized controlled trial」と「recreation and randomized controlled trial」、和文キーワード検索としては、「レジャーとランダム化比較試験」「レクリエーションとランダム化比較試験」として行った。データベースは、「OVID Full text」、「Web of Science」、「PubMed」、「Scopus」、「医学中央雑誌」、「JDream II」であった。検索は、2006年6月から9月の期間に実施した。

適格基準は、研究デザイン:RCT、出版言語:無制限、対象・サンプル数:無制限、観察期間:無制限、評価指標:無制限であった。除外基準は、「ランダム化比較試験ではないこと」、「レジャーやレクリエーションの言葉が論文中にあっても、その定義がなく、身体活動や運動、リハビリテーションが主な介入方法であること」、「無関係な内容であること」であった。RCT研究の質を評価するために、「PEDro Scale」²⁾および上岡ら³⁾と高橋ら⁴⁾の先行研究に基づいて、17項目からなる評価指標を作成した。各項目について、「実施していれば1点」、「実施していないか、記述がなければ0点」の17点満点で評価した。

3. 結果と考察

「レジャー活動」と「レクリエーション」のキーワードを合わせて、英語検索では「Ovid Full Text」が196件、「Web of Science」が18件、「PubMed」が36件、「Scopus」が13件、日本語検索では「医学中央雑誌」が119件、「JDream II」内の「JMedPlus」が8件ヒットしたが、最終的に該当する論文は3編だけであった。

該当論文が少なかったことは、RCTデザインで実施することが困難だということだけではなく、「レクリエーション」と「レジャー活動」という用語について、学術的なコンセンサス（とくに医療・保健・福祉や関連する学際領域）が国際的に得られていないため、「運動」や「リハビリテーション」などの用語にマスクされている可能性が高いためと考えられる。

Siedliecki⁵⁾は、運動器の慢性的な疼痛を有する患者60名を対象として、自分で

好きな音楽を聴く群(PM)、実験者がリラクゼーションになると想定した音楽を聴く群(SM)、対照群(C)に割り付けし、1日1時間、7日間連続で聴かせた結果、Cと比較してPMとSMが、有意な疼痛と抑うつ軽減、活気の向上があったが、PMとSMの間には有意差はなかったことを報告している(質の評価:8点)。

Fitzsimmons⁹⁾は、介護福祉施設に入所している抑うつ傾向にある高齢者40名を対象として、車椅子連結自転車を利用して2週間(1日1時間で週5回)レクリエーションをする群(R)と対照群(C)に割り付けした結果、Rで抑うつ程度が有意に軽減したことを報告している(質の評価:8点)。

Parkerら⁶⁾は、脳卒中患者(466名)に対して、退院後に6ヶ月間の一般的な自宅での作業療法を行う群(1回30分以上で10回以上)と、レジャー活動を行う群(レジャー活動に必要な動作要素も含む)、何もしない対照群の3つに割り付けをして、気分や日常生活動作の程度、レジャー活動の参加の程度を6ヶ月後まで追跡して調べた結果、3群間に有意差がなかったことを報告している(質の評価:11点)。

研究の質において3研究に共通しているのは、「レジャー活動とレクリエーションの明確な定義づけがなされていない」、「有害事象の記述がない」という事項であった。

4. 結論

「レジャー活動」と「レクリエーション」が、心身に及ぼす影響について明らかにしたRCTは3編と少なく、統合が不可能であり、効果に関する一定の結論を下すことはできなかった。国際的に「人を対象とした治療や健康増進の研究に従事する学識経験者」に対して、「レジャー活動」と「レクリエーション」が、それ自体で独立した介入手法となりうる明確な定義を示す必要性があり、合わせて効果についてのエビデンスを示すためにRCTの蓄積が望まれる。

[附記]

本研究は、平成18年度厚生労働省厚生労働科学研究費補助金(循環器疾患等生活習慣病対策総合研究事業)「温泉利用と生活・運動・食事指導を組み合わせた職種別の健康支援プログラムの有効性に関する研究、主任研究者:上岡洋晴(H18-循環器等(生習)-一般-036)」の一部として実施した。

[参考文献]

- 1)Physiotherapy Evidence Database: Access, <http://www.pedro.fhs.usyd.edu.au/index.html>
- 2)上岡洋晴,津谷喜一郎他:温泉の治療と健康増進効果に関するシステマティック・レビュー,日本温泉気候物理医学会誌,69:155-166,2006.
- 3)高橋美絵,上岡洋晴他:中高年者の健康増進を目的としたランダム化比較試験による運動・生活指導介入のシステマティック・レビュー:介入研究の課題と介入モデルの検討,日本老年医学会誌(投稿中).
- 4)Siedliecki SL: Effect of music on power, pain, depression and disability, J Advanced Nurs, 54: 553-562, 2006.
- 5)Fitzsimmons S: Easy rider wheelchair biking: a nursing-recreation therapy clinical trial for the treatment of depression, J Gerontol Nurs, 27:14-23, 2001.
- 6)Parker CJ et al.: A multicentre randomized controlled trial of leisure therapy and conventional therapy after stroke, Clin Rehabil, 15:42-52,2001.

メディア・ビオトープ構築に関する基礎的研究

土屋 薫 (江戸川大学)

1. はじめに

産業革命以降、200年にわたって、我々の生活を便利なものにしてきた技術革新と工業化の進展は、我々に、分業化に対する絶対的な信仰を植え付けた。それが完全なものでないことは、社会政策（計画）の目標値としての「新国民生活指標」（1992）が有効なツールと成り得ていないことからわかるだろう。

産業一般に通じる分業化に基づく方法論は、ものごとをリニアに、大規模に展開するには向いている。だが、個々人の生活における豊かさを追求しようとしたとき、この方程式は十分な解を与えてくれない。言い換えれば、価値観の多様化した現代社会において、我々の求めている「正解」は必ずしも一つではないし、時に必ずしも他人と同じではない。つまり、幸福の「かたち」は人それぞれによって異なるし、「正解」は「いくつも」存在するのである。

もちろん、福祉国家の実現という文脈に則した社会指標の開発も社会政策上重要な要件ではあるが、今やそれとともに、満足感の得られる場を「日々の生活の中」に創り出していくこと自体も求められているのではないだろうか。そしてそれは、産業政策に基づく方法論とは別な形で、「目に見える」しくみを提示することでもある。またこれは、生活一般の中でもとりわけ産業に牽引されてきたわが国のレジャーのパラダイムを見つめ直す重要な視点なのではなかろうか。

そこで本研究では、先行研究に基づき、「能動的観光行動をサポートするデジタル・アーカイブによる情報提供」という枠組みからさらに議論を進め、それを包括するしくみとしての「メディア・ビオトープ」について構想し、その構築可能性について明らかにすることを目的とする。

2. これからの観光における情報提供の「かたち」

レジャー活動の中でも観光を例にとると、ポスト・マス・レジャーの時代には、「もうひとつの観光」（オールタナティブ・ツーリズム）のひとつとして、エコツアー（ツーリズム）が登場するが、この「移行」が「自動的に」為されるものではないのは先行研究でも指摘されている通りである（土屋 2004a）。そこには、個人のライフストーリーの結果として、環境保護問題に積極的に関わろうとする態度が要求される。たとえ「団体旅行では何かもの足りない」と思ったとしても、それだけでは「他にどうしていいかわからない」という状況に置かれるに過ぎないのである。

そのとき意味を持つのが、能動型あるいは発見型の観光行動を支援していくツールとしての情報媒体であり、その核になるのが、データベースである。また、「一人十色」と呼ばれるような、価値観の多様化した現代において、十分に機能を発揮し得るデータベースを構築するためには、たとえば「wikipedia」に見られるような自己増殖型のアーカイブ方式が有効であろうと予想される。

またMR技術による重量表示を使えば、利用客が、自身のレディネスに従って、知りたいと思う情報を演繹的に手繰っていくことができるしくみをつくるのが出来る（土屋 2005）。利用者には与えられた「思いもよらない」気づきは、次の観光行動の動機づけとなる。この気づきと動機づけの連鎖は、現場から遡及して自分の求めるものを探し当てることを可能にするわけで、施設集約型ではなく、観光客の立っている地点をそのまま「観光スポット」に変えることになる。

3. 「メディア・ピオトープ」の意味するもの

「ピオトープ」とは生物学に由来する概念で、たとえ一つ一つは小さな生態系であったとしても、それらを大切に保全していくことによって、その生態系内のみならず、小さな生態系間のネットワーク生成も含めて、多様性が維持され、生態系全体に資する、という考え方である。「メディア・ピオトープ」とは、これをメディア空間にあてはめた概念で、マスコミに代表される巨大メディアや携帯電話に代表されるプライベートなメディアの間に位置する「中間的な存在」だという(水越 2005)。

それでは、ここでいう「中間的」とは、どういう意味だろう。先に挙げた MR 技術による重畳表示も、生態系になぞらえるならば、観光客と観光情報との間に見られる直接的な捕食関係(=小さな生態系のごく一部)として捉えられる。またメディアそのものに着目すれば、各種メディアにおける観光情報の採り上げ方やメディア特性といったマクロな状況(=生物社会全体)に目が向くだろう。

ただし、観光情報そのものに焦点を合わせると、話は少し違ってくる。

一つのキーワードに関して各種メディアはそれぞれ情報を持っているし、またそれらの情報は、それぞれの観光地へと直接結びついている。逆に言えば、観光地という「源泉」から流れ出した観光情報という「水」は、様々なルートを通して、われわれの「口」に入る。さしずめ、瓶詰めにもされたり、ろ過されたり、消毒されたり、冷凍されたり、といったところだろうが、ここで大事なことは、「水を飲みたい」ときに、おいしい「水」が飲めるか、ということである。

ここで言う「中間的」とは、メディアベースや利用者ベースではなく、情報流通ベースの視点を意味するものとして理解することができるだろう。

4. 観光版「メディア・ピオトープ」の「かたち」

通例われわれは、観光に出かける前段階として、まずテレビや雑誌・友人の話などからイメージを持ち、番組や記事・評判の中からキーワードやスポットをチェックし、さらに本や雑誌・インターネットといったもので調べていく、といったリニアなステップを踏んでいくのではないだろうか。

観光地と観光客を観光情報でつなぐとき、そこに多様性を維持するためには、マーシャル・マクルーハンの議論を借りるならば、「多様なメディアによるアクセス・ルートを同時並行的に確保する」という方向性が伺える。そして、それを実現する「かたち」として考えられるのは、観光地から発せられた情報が観光客へ直接届けられる前に再構築し直して提供する、ということではないだろうか。

再構築される「場」として最適なものは、もちろん、多様性を保持し得る存在としての「まち」であり「ひと」であろう。そして、「ひと」と「まち」と各種メディアによる情報を飲み込んで多様な情報提供のできる「メディア・ピオトープ」を構築する可能性を持つ事例の一つとして注目されるのが、神田神保町周辺なのである。

5. 参考文献

- 土屋 薫 2006 『豊かさを感じる『技術』に関する考察 レジャー行動モデルからのアプローチ』江戸川大学紀要『情報と社会』、第16号
- 土屋 薫 2005 『観光と情報 デジタル・アーカイブによる知的観光推進の可能性』江戸川大学情報観研研究所『Infoforma 情報教育と環境』、3巻2号
- 水越 伸 2005 『メディア・ピオトープ メディアの生態系をデザインする』紀伊国屋書店
- 土屋 薫 2004a 『デジタル・アーカイブと観光ナビゲーションシステムの可能性』『レジャー・レクリエーション研究』、52
- 土屋 薫 2004b 『『豊かさ指標』を読み込むためのツールに関する基礎的研究』『地域社会研究』、第12号
- 土屋 薫、浅野武夫 2003 『シンクロリアリティによる観光ナビゲーション ―青森県浅虫温泉における応用事例―』『ウェアラブル・アウトドアVR研究』

教員養成大学学生における「野外活動」の意識に関する研究 ～教員志望者と非教員志望者に着目して～

○佐藤 修大(大阪体育大学)

松永 敬子(大阪体育大学)

鈴木 祐志(大阪体育大学大学院)

井澤 悠樹(大阪体育大学大学院)

教員養成大学 野外活動 自然体験活動 教員志望者 意識

1. 緒言

平成14年度から実施されている新学習指導要領は、「生きる力の育成」をテーマに行われている。「生きる力」とは、「変化の激しい社会で主体的に対応できる能力、自分で課題を見つけ、自ら問題を解決できる能力など、全人的な能力」と定義し、育成が課題とされている。この新学習指導要領は学力低下の原因とされ、見直しが求められていた。しかし、平成17年7月中央教育審議会義務教育特別部会は、審議会経過報告として、継続して「生きる力」の育成と重要性を確認する報告をした。この生きる力の育成の方策として、体験活動が重要視されており、「自然体験活動」などの「野外活動」が注目されている。学習指導要領上では、学校教育における野外活動の位置づけが、学校行事として「(旅行)・宿泊的行事」「健康安全・体育的行事・旅行・集団宿泊的行事」などの項目にあてはまる。科目としては、体育科の「野外活動」と表記されており、「自然とのかかわりの深いスキー、スケートや水辺活動などの指導については、地域や学校の実態に応じて積極的に行うことに留意するものとする。」という記載がある。総合的な学習の時間においては、実施上の留意点として「自然体験やボランティア活動、就業体験などの社会体験、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論、ものづくりや生産活動など体験的な学習、問題解決的な学習を積極的に取り入れること。」という表記がある。そして、ほとんどの小中学校で宿泊体験学習(林間・臨海など)などの自然体験・野外活動実習が行なわれている事や、近年注目されている環境教育の一環としてなど、学校教育にとって野外活動は今後さらに深いかかわりができてくるものと考えられる。

学校で行なわれる野外活動は、組織的、計画的に、一定の教育目標を持って行われるものである。そのため、野外活動の実施には、指導者の存在が不可欠であり、指導者つまり教員の資質は、野外活動の成果を大きく左右するものである。野外活動の指導者の具体的な役割は、全体の企画・運営に携わる事、プログラムの進行や生活面の管理などの役割を指揮統括する事、特定の活動種目をするための専門的な知識や技術指導をする事が挙げられる(文部科学省青少年の野外教育の振興に関する調査研究協力者会議・報告1996)。

野外活動をより効果的かつ安全に行なうための、参加者に対する研究は数多くある。しかしながら、指導者に関する研究は少なく、特に将来の指導者である教員養成大学学生の野外活動の意識に関する研究は、中林ら(1998)が行なっているが、研究の数はあまり多くない。そのため、教員養成大学学生の意識を明らかにすることは、将来の学校教育における野外活動のために意義が大きいものといえる。しかし、教員養成大学においても、実際に教員を志望しない学生もいるため、教員免許取得後、教員を志望する者に特に焦点をあてた。

2. 研究目的

本研究の目的は、教員養成大学に在籍する学生に注目し、教員志望者、非教員志望者の「野外活動」に対する意識を明らかにすることによって、今後の学校教育における野外活動の指導者の資質を向上するための基礎的資料を得ることを目的とする。

3. 研究方法

本調査は各教員養成大学にて平成 17 年 11 月 21 日～平成 17 年 11 月 26 日に留置法（手渡し）による質問紙調査を実施した。調査対象者は A 大学体育学部学生 196 名（回収率 98.5%）、B 大学教育学部学生 79 名（回収率 97.5%）、C 大学教育学部学生 91 名（回収率 95.0%）である。分析は教員志望者の意識を明らかにするため、非教員志望者との比較分析を行なった。

4. 結果および考察

1) 調査対象者の特性

性別は 49.7%が男性、50.3%が女性となり、ほぼ同じ割合となった。次に免許取得意志は 91.0%が教員免許を取得する意志があり、9.0%が免許取得意志がないと回答し、ほとんどの回答者が免許取得意志があるという結果がえられた。しかし、教員免許の取得意志がありながら、実際に教員志望ではない学生が 34.3%を占める事が明らかになり、本研究では教員志望者 65.7%と、非教員志望者 34.5%のグループの比較分析をさらに進めた。

性別 (n=358)	男性	49.7
	女性	50.3
	計	100.0
所属大学 (n=358)	A大学 体育学部	54.2
	B大学 教育学部	21.8
	C大学 教育学部	24.0
	計	100.0
免許取得意思 (n=357)	取得する	91.0
	取得しない	9.0
	計	100.0
免許取得者の希望進路 (n=325)	教員志望	65.7
	非教員志望者	34.3
	計	100.0

2) 野外活動に対する意識

「野外活動は好きか」という質問に対して、「4.とても好き」から「1.まったく好きではない」の4段階で回答を求め点数化し平均値で比較した結果、教員志望者の平均値が 3.18、非教員志望者の平均値が 3.20 と両者平均よりも高い値を示し有意な差は認められなかった ($t=0.254$)。次に「学校教育において野外活動は重要か」という質問に対して「4.とても重要である」から「1.全く重要ではない」の4段階で回答を求めた結果、教員志望者の平均値が 3.35、非教員志望者の平均値が 3.20 となり、5%水準で有意な差が見られた ($t=-2.028$)。

3) 野外活動を行う教員に必要な資質

「野外活動を行う上で教員に必要な資質について 12 項目の中から選択を求めた質問に対する上位 5 項目の結果は、教員志望者、非教員志望者ともに、「野外活動や自然についての知識や経験が豊富にある事」を最も多くが選び、「責任感があること」「野外活動が好きである事」の順で多かった。全体的に、野外活動に関する技術や知識に関する項目が上位を占め、次に教員の人間性に関する項目、最後にプログラムの企画・運営に関する項目が重要視される結果となった。

尚、発表当日は結果及び考察のより詳しい報告を行なう。

地域スポーツイベントにおけるプログラムの満足度に関する研究 —小学生を対象にしたレクリエーション・スポーツプログラムの事例—

○鈴木 祐志（大阪体育大学大学院） 松永 敬子（大阪体育大学）
井澤 悠樹（大阪体育大学大学院）

地域スポーツイベント レクリエーション・スポーツプログラム 満足度

1. 緒言

スポーツイベントとは、「スポーツの競技力の発揮や普及・交流、および興行を目的に開催される大会や行事」（スポーツ白書 2006）とされている。スポーツイベントには、国際的なイベントからローカルなイベントまで様々な形で行われている。国際的なスポーツイベントは、オリンピックやワールドカップなどがメガスportsイベントとして注目を集めており、さらにスポーツビジネスとしても成立している。一方で、地域におけるスポーツイベントは、スポーツだけでなく、レクリエーションやニュースポーツなども取り入れ、地域住民の健康増進やクオリティ・オブ・ライフの向上や、スポーツ及びレクリエーションの普及・振興の役割を担っている。また、イベント開催の地盤整備による地域経済への波及効果やスポーツイベントの参加者集客による経済効果が注目され、地域活性化と強い関わりを持つようになってきている。さらに、地域スポーツイベントの開催による人材育成や地域コミュニティの形成、子どもの基礎体力づくりなど青少年の健全育成への効果も期待される。最近では、大学においても地域貢献などを目的とした活動が行われている。そのような中、大阪体育大学生涯スポーツ学科スポーツマネジメントコースの松永研究室でも、ゼミ活動として地域貢献プログラムを地元の町とタイアップして行っている。

継続的にイベントを開催するにあたり、参加者の満足度に目を向けることは非常に重要である。ヘスケットら（1994, 1998）は企業に様々な利益をもたらす価値連鎖を起こす根幹となるものが、顧客満足であるという主張を繰り返していた。特に著名な研究結果として知られているのが、顧客満足とロイヤルティの関連性に注目したゼロックス社の事例である。ゼロックス社の製品とサービスに対する満足度調査を実施し、最高5点から最低1点までの5段階尺度で月に4万人もの顧客から回答を求め、分析を進めたところ、「5. 非常に満足」と評価した顧客と、「4. 満足」と評価した顧客とでは、最購買率が6倍も異なることが明らかになったのである。つまり、同じ「満足」という結果であっても、「4. 満足」と「5. 非常に満足」の両者では、企業にもたらす利益は大きく異なり、顧客の満足度を、いかに「5. 非常に満足」に引き上げる戦略が重要化を示唆したものといえる。この研究は、スポーツイベントにも置き換えることができ、本研究においても地域スポーツイベントでの実践を試みた。今回の調査は、「子どもゆめ基金」の助成事業として2003年からA町と大阪体育大学の共催事業として行っていたイベントが「子どもゆめ基金」がなくなり、2005年からリニューアルされたイベントで、今後のイベント継続のためにもリニューアル後の第1回目が重要であることをふまえて研究を進めた。

2. 目的

本研究では、ヘスケットらの研究によって得られた知見に基づき、事例研究として地域

スポーツイベントにおいて、特に「5. 非常に満足」と回答している参加者の保護者の満足度を中心にイベントの事前・事後調査の比較分析を進めることにより、今後の地域スポーツイベントの継続のために、より充実したプログラムを提供するための基礎的資料を得ることを目的とする。

3. 研究方法

本研究では、A町で行われた、小学1年生から6年生を対象とした地域スポーツイベントに参加した子どもの保護者を対象に、2005年8月8日のイベント初日に留置法(手渡し)による事前調査、また最終日の8月12日に事後調査の質問紙を配布し、後日研究室に郵送するという郵送法による質問紙調査を実施した。回収率は、事前調査が保護者回収数(率)53部(83%)、事後調査が保護者回収数(率)41部(64%)であった。

4. 結果及び考察

本研究は、子どもの地域スポーツイベントなどの参加について最終的に決断を下す保護者に調査を行った。

表1はイベントに参加した子どもの保護者の事前調査(以下、事前)と事後調査(以下、事後)の特性を示したものである。性別は、全体的に母親である女性の割合が多くを占めた。また、イベントでは、1・2年生をAコース、3・4・5・6年生をBコースとして実施したが、地域のスポーツ活動が多くなる5、6年生の参加が少ないイベントであるため低学年の保護者の割合が高いことが推察される。

		事前		事後	
		(n=53)		(n=41)	
性別	男性	1.9	7.3		
	女性	96.2	92.7		
年齢	20代	3.8	4.9		
	30~34歳	15.1	14.6		
	35~39歳	30.2	34.1		
	40~44歳	30.2	24.4		
	45歳以上	5.6	9.7		

表2は、プログラム効果に対する事前の期待度・事後の満足度に対して、「5. 非常に期待・満足」、「4. やや期待・満足」と回答した保護者の割合を示したものである。その結果、事前調査におけるプログラムへの期待度は、すべての項目において非常に高いことがわかる。事後調査でも、全体的にみると満足度は非常に高い。しかし、先行研究でも指摘されているように、同じ満足でも「4. やや満足」という回答者は最購買率の割合が低いという点に注目し、「5. 非常に満足」と回答している対象者に焦点を当て、さらに分析を深めることにより、より満足できるプログラム内容を展開する必要がある。

尚、発表当日は結果及び考察のより詳しい報告を行う。

表2 プログラム効果に対する期待度・満足度 (%)

	事前調査		事後調査	
	(n=48)		(n=38)	
	5. 非常に期待する	4. やや期待する	5. 非常に満足	4. やや満足
新しいできる・できた	35.3	47.1	26.3	34.2
協調性を身に付ける・できた	35.6	41.1	20.5	33.3
積極性を身に付ける・できた	44.0	41.8	25.6	43.6
礼儀作法を身に付ける・できた	47.1	37.1	7.7	20.5
忍耐力を身に付ける・できた	49.0	37.1	15.4	25.6
運動不足の解消・できた	62.3	32.1	58.5	31.7
運動能力を高める・できた	50.3	32.0	30.8	30.8
同世代とのふれあい・できた	60.7	31.5	56.4	35.9
他世代(リーダー)とのふれあい・できた	77.0	20.7	94.2	5.1

※事前調査「1. 全く期待しない」から「5. 非常に期待する」、事後調査「1. 非常に不満」から「非常に満足」までの5段階尺度を用いて、今回は「4. やや期待する」「非常に期待する」「4. やや満足」「非常に満足」を表記。

「レクリエーション講習会参加者の特性とニーズについて」

～平成 17 年度大阪府レクリエーション協会アンケート調査より～

○横山 誠（財団法人大阪府レクリエーション協会）

相奈良 律（財団法人大阪府レクリエーション協会）

1. 緒言

レクリエーションという言葉は、英語の create（つくる）に「再び」を意味する接頭辞「re-」がついたもので、再びつくる、つまり「つくりなおす」という意味である。原義は、壊れたものがつくり直されること、人間でいえば壊れた状態（病気）が癒えること、疲労から元気を回復することである。（日本レクリエーション協会、2000）

我が国におけるレクリエーションのニーズは、スクエアダンス、フォークダンス、青少年の野外活動、職場レクリエーション、レジャー・レクリエーション等、時代と共に変遷してきた。近年では、多様化する社会のニーズに応じるべく、（財）日本レクリエーション協会は 21 世紀をめざすレクリエーション運動のビジョン「緊急総合 5 年計画」を発表し、①生涯スポーツ②芸術・文化・学習活動③ネイチャーレクリエーション④福祉レクリエーションと 4 つの推進目標を立てた（1997）。各都道府県のレクリエーション協会においても、この推進目標に沿ったさまざまなイベントや事業、指導者養成等を展開している。しかし、それらの事業に対する参加者の特性やニーズの把握、プログラム評価を十分に実施できているとは言い難いのが現状である。

横山ら（2003）によれば、（財）大阪府レクリエーション協会（以下、大阪府レク協会）の講習会参加者と特性として、レクリエーション・インストラクター養成課程認定校学生の参加者が過半数を占めており、学生、一般共に福祉領域からの参加者が多いことを明らかにしている。また、今後期待する講習内容については、福祉レクリエーションに関する内容に大きな期待を寄せられているものの、性別や年代で期待する内容が違うことも明らかにしている。

本研究の目的は、大阪府レク協会のケースを取り上げ、特に大阪府レク協会が主催する指導者養成に関する講習会の参加者の特性とそのニーズを明らかにし、今後のレクリエーション事業の方向性と指導者養成プログラム開発の基礎的資料を得ることである。

2. 研究方法

本研究は、2005年度大阪府レク協会が主催する7つの指導者養成に関する講習会参加者に対して質問紙調査を実施した。質問項目は、性別、年齢、所属、情報源、これまでの参加回数、その日受講した講習会の感想、満足度、今後期待する講習内容等で、調査期間は2005年5月から12月、有効回答標本数は780であった。

3. 結果と考察

調査対象者の属性は、男性 25.1%、女性 74.9%であり女性が圧倒的に多いという結果であった。年代別では10代 19.8%、20代 21.4%、30代 10.8%、40代 16.8%、50代 19.6%、60歳以上 11.7%、所属別では、学生 33.8%、社会人 66.2%であった。所属のうち学生の約60%が福祉領域の学生で、社会人でも65%を超える方が福祉関係者であることが明らかとなり、福祉関係者からのニーズやレクリエーションに関する興味関心が高いことが示唆された。(図1. 2. 3参照)

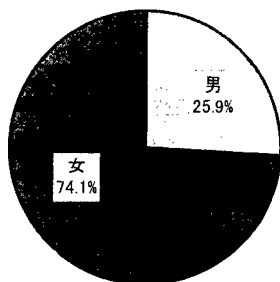


図1. 男女比

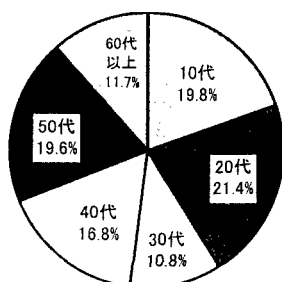


図2. 年代

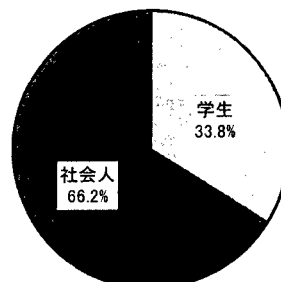


図3. 所属

情報源については、「府レク協会だより (37.6%)」と「学校や職場 (33.4%)」からが大きな割合を占めた。また、これまでの参加回数を見てみると「初めて」の割合が約3割で逆に約7割がリピーターという結果であった。その要因について、学生は資格取得のための現場実習、社会人は自己研鑽、特に福祉関係者は情報やレク財の入手という参加が多いことが考えられる。

感想と満足度については、「とても楽しかった」から「全く楽しくなかった」、「大変満足」から「大変不満足」までの5段階評定尺度を用い調査を行った結果、「とても楽しかった」と「楽しかった」、「大変満足」と「満足」という回答は9割を超える結果となった。

社会福祉におけるレクリエーションの展開と課題 ～文部科学省検定教科書を通して～

滝口 真（西九州大学健康福祉学部）

1. はじめに

昨今、福祉施設における生活支援のあり方は、ユニットケア（大収容施設を数名の利用者単位にグループ構成し、各グループ毎に生活支援を綿密に行い、食事・入浴・排泄などの介護を行なう）、及びグループホーム（自立可能な認知症高齢者が1ユニット9名までを条件とし、小集団で生活する福祉施設。新設の場合は2ユニットまで許可されている。利用者対職員比率は3:1であり、きめ細かい生活支援が可能となる。昨今はホスピスケアの重要性も指摘されている）など、利用者への個別援助が重要視されてきている¹⁾。

このような福祉援助の動向のなか、近年のレクリエーション援助においても、利用者個人の生活歴をアセスメント（事前評価）し、援助計画したうえで、レクリエーション実践および評価を行なうことが求められてきている^{2) 3) 4)}。そこで、本報告では、社会福祉援助技術（ソーシャルワーク）におけるレクリエーションの位置付けを高等学校福祉科用文部科学省検定教科書から確認し、社会福祉分野におけるレクリエーションの展開と課題について若干の報告を試みたい。

2. 高等学校福祉科用 文部科学省検定教科書の概要

1) 監修及び著作者（掲載順）

監 修：大橋謙策（日本社会事業大学学長・日本学術会議第18期社会福祉・社会保障研究連絡委員会委員長・前日本社会福祉学会会長）

著作者：大橋謙策（前掲）・福山和女（ルーテル学院大学）・千葉和夫（日本社会事業大学）・宮城 孝（法政大学）・滝口 真（西九州大学）・斉藤くるみ（日本社会事業大学）

2) 検定意見通知と経緯（主なもの掲載）

- ①平成14（2002）年8月29日 文部科学省検定教科書『社会福祉援助技術』検定意見通知（文部科学省初等中等教育局）
- ②平成15（2003）年3月20日 文部科学省検定済
- ③平成16（2004）年1月20日 発行（発行所：中央法規出版）

3. 文部科学省検定教科書の第3章「レクリエーションの考え方と展開」について

1) 第3章 第1節 2 高齢者・障害者へのレクリエーション活動援助

(1) 高齢者・障害者の生活時間

①基礎生活（30万時間）、②社会生活（10万時間）、③余暇生活（30万時間）

※人生80年＝70万時間への生活支援がレクリエーション援助として理解されている。

(2) 高齢者・障害者へのレクリエーション活動援助の展開過程（当日配布資料参照）

2) 第3章 第2節 2 レクリエーションの計画策定

(1) 利用者の欲求と活動歴の確認

表 1: Aさんへのレクリエーション活動援助の取り組み ― 事前評価 (アセスメント) シート

記入者氏名: ○○××	記入年月日: ○○年 ××月 △△日 (□)
勤務先: △△市××デイサービスセンター	(職種名: 福祉レクリエーション・ワーカー)
利用者との関係: センター利用者と援助者 (福祉レクリエーション・ワーカー)	

利用者氏名: (イニシャル) A. M										(男性・ <input checked="" type="radio"/> 女性) 74 歳)	
特記すべき疾病・障害の程度: 白内障、うつ傾向、高血圧、左耳難聴											
A D L	移動	排泄	食事	更衣	入浴	視力	聴力	会話	麻痺	情緒・落ち着き	
	自立	自立	自立	自立	一部 自立	白内障 右 0.5 左 0.3	左耳 難聴	問題 なし	左 右 なし 上 上 下 下	うつ傾向	
レ ク リ エ ー シ ョ ン 関 連 情 報	人間交流			集団活動				個人活動			
	現在、うつ傾向 会話少ない			以前はあったが、現在はなし				なし			
余 暇 歴						レクリエーション活動援助にとって必要な情報					
生け花、書道、園芸						仲間とおしゃべりすることが好きであった。 ごく最近まで生け花や書道を趣味としていた。					
利 用 者 を 取 り 巻 く 環 境 な ど	家族構成		経済状況		家族・親戚の援助・支援			住 宅 状 況			
	長男夫婦と孫2人の 5人家族		年金生活		主たる介護者は長男の嫁			2階建て 4LDK, バリアフリーなし			
	現在利用している福祉サービスおよび社会資源							仕 事 歴			
	××デイサービスセンター、配食サービス。 今まで、センターの利用はなし。							主婦、内職 (洋服)			

出典: (財)日本レクリエーション協会組織部人材担当「福祉レクリエーション・ワーカー通信教育養成課程資料」を一部加筆修正。

表 2：レクリエーション活動援助の目標設定シート

利用者氏名	A. M	記入年月	〇〇年××月△△日	記入者氏名	〇 〇 × ×
①レクリエーションニーズの評価 (プラス条件)		②レクリエーションニーズの評価 (マイナス条件)			
1) ADL の側面 日常生活において問題なし。 2) 心理的側面 よく話をされる。以前は話し好きだった。 3) 過去の活動歴 生け花、書道、園芸 4) 現在の活動 なし 5) その他の関連情報 長男夫婦と孫 2 人の 5 人家族、 年金生活、主婦であった。		1) ADL の側面 白内障(右 0.5, 左 0.3), 左耳難聴(会話は問題なし) 2) 心理的側面 うつ傾向 3) その他の関連情報 特に最近になって自宅にこもり、うつ傾向である。			
③考えられる到達目標 (考えられるだけいくつもあげましょう)		④到達目標の整理と順序づけ			
<ul style="list-style-type: none"> ・ デイサービスセンターにおいて、生け花と書道の余暇を活かし、「生け花と書道クラブ」に入会することで、仲間との交流を図る。 ・ デイサービスセンターにおいて、生け花と書道教室を開き、教室の講師となる。 ・ デイサービスセンターにおいて、仲間づくりを行いうつ傾向を改善する。 ・ デイサービスセンターのグループ同士の観光旅行(日帰りまたは 1泊2日)に参加して、気分転換を図る。 ・ デイサービスセンターにおいて、生け花と書道を行い仲間同士の交流を図る。 ・ デイサービスセンターにおいて、「生け花と書道クラブ」で仲良くなった友達とともに地域への作品発表を行う。 		<ol style="list-style-type: none"> 1) デイサービスセンターにおいて、仲間づくりを行い、うつ傾向を改善する。 2) デイサービスセンターにおいて、生け花と書道を行い、仲間同士の交流をはかる。 3) デイサービスセンターにおいて、生け花と書道の余暇を活かし、「生け花と書道クラブ」に入会して仲間との交流を図る。 4) デイサービスセンターのグループ同士の観光旅行(日帰りまたは 1泊2日)に参加して、気分転換を図る。 5) デイサービスセンターにおいて、生け花と書道教室を開き、教室の講師となる。 6) デイサービスセンターにおいて、「生け花と書道クラブ」で仲良くなった友達とともに地域への作品発表を行う。 			

出典：(財)日本レクリエーション協会組織部人材担当「福祉レクリエーション・ワーカー通信教育養成課程資料」を一部加筆修正。

4. おわりに

上記の通り、検定教科書から示されるレクリエーションの理解とその展開を踏まえた上で、以下に若干の考察を試論する。

- ① 社会福祉分野において、一般的には「レクリエーション＝グループワーク」として理解されてきた経緯がある。しかし、今後の福祉領域におけるレクリエーション援助は、利用者個々の価値観への確認と個人への生活支援がより一層求められてきている。つまり、非日常的且つ集团的活動として理解されてきたレクリエーションが、社会福祉領域においては、日常生活全体を視野に入れた個別支援型レクリエーション援助として理解されてきており、レクリエーションイメージとその内容の転換が求められてきている。
- ② 援助者の経験論によって支持されてきた福祉現場における実践が、公的介護保険制度及び障害者自立支援法の導入によって、利用者やその家族から選ばれるサービスのあり方へと変革してきた。このことは、サービスにおける費用対効果が検討され、ケアの科学化が追及されることに繋がる。すなわち、レクリエーション援助の効果検証が求められ、特にレクリエーション援助の実践と評価に大きな関心が寄せられてきている。
- ③ ②の実現のためには、本報告で示した A・PIE プロセスを援助の基軸に置き、明確な目標設定と実践及び評価への検証など、循環型サービスの展開とその評価が求められる。
- ④ 先述の平成 14（2002）年 8 月 29 日、文部科学省検定教科書『社会福祉援助技術』検定意見通知において（文部科学省初等中等教育局）、福祉サービス利用者の「エンパワメント」が強調された。このことは、利用者がバックメニューとしての福祉サービスを画一的に受けるのではなく、個々人が置かれている生活背景とその周辺的生活環境等の力動性を総合的にアセスメント（事前評価）し、利用者がサービスの主体者であり、自らの生活課題を解決する最大の援助の所在は、自らの能力向上によるものであることを、レクリエーション援助の中で意識づけし、具体的行動に移せるよう支援する計画的援助がより一層求められよう。

<注>

- 1) 例えば、社会福祉法人九州キリスト教社会福祉事業団 特別養護老人ホームいずみの園が早期から少人数構成へのケアを試み、高い水準のケアサービスを展開し、全国的にも注目を集めている。年間の施設見学者は 1500 名を超え、施設フェスタ開催時には、地域住民が 2000 人を超え、地域福祉交流を積極的に展開している。
- 2) 拙論「痴呆性老人専用棟におけるレクリエーション援助に関する研究—利用者の余暇歴と個別援助技術の関連を中心として—」福祉文化研究第 7 号、日本福祉文化学会、pp.35-43. 1998 年。（平成 9 年度老人福祉施設実践研究奨励賞受賞）。
- 3) 拙論「福祉レクリエーション援助の全体像」福祉レクリエーションシリーズ I 『福祉レクリエーション総論』。（財）日本レクリエーション協会監修、中央法規出版、pp.25-133. 2000 年。
- 4) 拙論「高齢者のレクリエーション援助」、『レクリエーション援助』。滝口 真他編、金芳堂、pp.88-98. 2002 年。

レクリエーション組織とプロスポーツクラブとの パートナーシップ事業に関する報告

竹田 隆行（日本文理大学）

はじめに

これまで、わが国のスポーツは学校体育、企業スポーツによって発展してきた。そのため、スポーツは学校、企業で行うものであり、地域社会でのスポーツ環境は整備されていなかった。地域スポーツは、行政サービスとして地域住民に提供されるか、特定のスポーツを仲間内で楽しむと言う形が一般的であった。しかし、少子化社会の進展により部活動の休廃部、長引く不況による企業スポーツの休廃部により、スポーツ活動の場が減少、さらに地域社会の機能低下などが指摘される中、スポーツに寄せる期待は高まりを見せ、新しいスポーツ環境の整備が求められている。

このような背景の中、文部科学省は、2000年に「スポーツ振興基本計画」を発表した。この基本計画は、生涯スポーツの社会の実現に向け、2010年までに全国の市町村に少なくとも一つは総合型地域スポーツクラブを育成することを目標としており、多種目、多世代、技術レベルの多様性を目指している。地域では、スポーツレクリエーションスポーツのように誰もが気軽にできるスポーツが注目されつつある。

レクリエーション組織の現状

レクリエーション組織は、これまで地域スポーツの中で地道に活動を続けてきた。多くの組織は、経営資源が乏しく小さな組織である。ボランティアを含めた人的資源は大きな組織に負けない情熱を持っているのが特徴である。レクリエーションスポーツは、誰もが気軽にできるものが多く、やってみれば結構のめり込むものも多い。問題は、認知度が低いことが上げられる。認知度を上げるためには、マーケティングが必要であるが、経営資源の少ない組織ではマーケティング活動は難しい。一般的にマーケティングとは、売れる商品をつくり出すことである。そのためには、市場調査、プロモーションが重要な役割を果たす。既にできあがった商品（スポーツ）を売り出すためには、プロモーションが大きな役割を果たす。レクリエーションスポーツの普及には、プロモーションが欠かせないが、プロモーションには多額の費用がかかるため現実には難しい。

プロスポーツクラブの現状

大分トリニータは、基盤となった企業もなく全くのゼロからスタートしたというJリーグでも異質のチームである。大分という地方都市のためスポンサー確保も非常に難しく、J1クラブで一番収入の少ないクラブである（Jクラブ個別経営情報開示資料）。

入場者の内訳は、30代、40代が中心で家族連れが7割という特徴がある（2005Jリーグ観戦者調査）。大分トリニータの試合の開門時間は、他のクラブよりも1時間早い3時間前となっている。スタジアムに入っても試合開始までの3時間待たなければならない。特に子供達にとってはかなり苦痛な時間となる。クラブ側としてもオーロラビジョンで映像を流したり、様々なイベントを行い、試合開始までの場つなぎに苦労している。

ステークホルダーとその関係性

従来スポーツ組織におけるステークホルダーは、組織と競技者、コーチ、指導者でしかなかった。レクリエーション組織とプロスポーツクラブは、「するスポーツ」「見るスポーツ」と異なるスポーツ分野、または競合する組織として考えられてきた。しかしながら、視野を広げると住民や他のスポーツ組織、メディア、スポンサーなどもステークホルダー（利害関係者）として考えられる。

今回報告する事業は、平均2万人集まるスタジアムでレクリエーションスポーツの参加体験型コーナーを設けたことで、1)レクリエーションスポーツの認知度を高めることができた、2)試合開始までの時間つぶしを解消できたというものである。

パートナー事業に関する関係者の評価

大分県レクリエーション協会関係者と大分トリニータ関係者、レクリエーションコーナーを利用した子供の保護者にヒアリングを行った。ヒアリングの結果を下記にまとめた。

■レクリエーション組織の評価

- ・大分トリニータのゲームの観戦者、平均2万人にピーアールができた。
- ・子供達が楽しそうに遊ぶ姿を見るとうれしい。
- ・試合ごとにスタッフを集めるのが難しい

■プロスポーツクラブの評価

- ・子供達にとって、試合開始までの時間つぶしになる。
- ・イベント費用がかからない
- ・スタッフがボランティアや学生のためサービスの質が一定しない

■利用した子供の保護者の評価

- ・子供達が試合開始まで遊べるのでうれしい。
- ・スタジアムを利用したウォークラリーをしてほしい。
- ・サッカーに関連の種目があればいい。

まとめ

レクリエーション組織、プロスポーツクラブ、保護者の評価は良かった。今後の課題として、種目のマンネリ化を避け、コーナーを運営するためのスタッフの確保があげられる。そして単なるイベントではなく、愛好者に育てていくことが重要である。そのためには、講習会や競技大会などのチラシやポスターの掲示など勧誘活動が重要である。

今回の報告は、これまでのスポーツ組織は、参加者や関係者といった内側のステークホルダーしか意識しなかったのに対して、外側のステークホルダーを意識した結果できた事業である。幸いにもお互いの問題点をカバーできるものであり、結果、観戦者にも喜ばれるといったものであった。サッカーだけでなく他のスポーツ組織と協力すればレクリエーション組織の活動の幅も広がり、さらに多くのステークホルダーとの事業提携に広がるのではないかと考えられる。

福祉領域におけるレクリエーションに関する専門家の導入をめぐる提言 ～セラピューティックレクリエーションを中心に～

キーワード:

楽しさ・おもしろさ

EPL (Enjoying Personal Living)

セラピューティックエクササイズ (Therapeutic Exercise)

○ 釘持 武 ((社福) 仲生会; 関東学院大学院)

鈴木英悟 (東海大学)

鈴木秀雄 (関東学院大学人間環境学部)

I. 研究の目的

介護の社会化をはかる意図から 2000 年 4 月に施行された介護保険制度は、2005 年 6 月に改正され、その主な見直しの一つに、介護予防を重視した仕組みへの転換が位置づけられた。特に、筋力向上や転倒・骨折予防など、身体運動による介護状態への予防あるいはその進行の抑制 (いわゆる要介護予防運動¹⁾) などの導入が掲げられている。

福祉関連施設では、現在でも、ややもするとレクリエーションの本質から乖離した活動が、あたかも疑いなくレクリエーションであるかのように実践されていることがみられる。このことから、今までのレクリエーションが“古い”とその誤りを指摘するよりも、これからの福祉領域におけるレクリエーションは、むしろ“レクリエーションの新しい捉え方”のもと、多様な視点から、深く、広がりのある真のレクリエーション観のもとで身体運動の社会化を進めていく必要がある。

II. 研究の方法

本研究は、福祉領域におけるレクリエーションに関する専門家の導入をめぐる課題を明確にする目的から、実体験 (レクリエーション指導者養成講座および講習会の受講; 同講座の講義・演習・実践科目の担当; レクリエーション関連資格講習会への参画および指導者としての役割; 大学におけるレジャー・レクリエーション科目群およびセラピューティックレクリエーション科目群の担当; 社会教育主事課程科目群の担当; 介護支援専門員としてのレクリエーションプログラムへの関わり; 大学における当該専門科目等履修生としての関わり; レクリエーション協会および関連協

会の役員および専門委員; 要介護予防運動スペシャリスト (TES) および同コーディネーター (TEC) 公認資格養成講座の受講および講師としての関わり等) に基づき、現行の指導者養成制度からうかがえる限定化されたレクリエーション観をひも解くものである。

III. レクリエーション観の誤りの是正

いまだに通所介護 (デイサービス) において、日程表には「午後の活動; レクリエーション」などと表記されていることが多い。ここでのレクリエーションでは、それらは即ちゲーム、唱歌という捉え方が強く存在している。レクリエーションを集団活動と捉えたり、担当者がゲームや歌をリードしていくものとされている。本来、ゲームとは、ソーシャルゲーム (Social Game) の意味で、集団で何かをする場合に、集団の雰囲気や和を和らげる意図 (アイスブレイキング) や集団のなかで個人が心根の優しい思いやりをもって人を処するホスピタリティとしての姿勢が求められるとき、それらを醸し出す手法として、楽しさやおもしろさを創造する目的で活用されるものがこのソーシャルゲームで、ソーシャルゲームそのものの意味や意義を理解せずに、単にレクリエーションと置き換えることの誤りが根強く存在している。このように誤った認識や限定化して捉えてしまっているレクリエーションに対する考え方が、現在の福祉関連施設には根深く残っている。

本来、レクリエーションの意味は、「単なる遊びから創造的活動までを含む一連の段階的な広がりやなかであって、①余暇に、②自由で選択され、③楽しむ (おもしろさを含む) ことを主たる目的としてなされる活動・経験のすべてを含む」²⁾ ものであり、概念的

にはとても広い領域・範疇を扱うものである。

つまり、レクリエーションとは、一つの狭い枠のなかに閉じ込めて捉えるのではなく、その活動や意識における心身の動きも重要となる。福祉施設に限らず、今まで社会のあらゆる場面におけるレクリエーションは、集団に対する指導や演出補助的機能、あるいは楽しさやおもしろさを集団のなかで得ていくための指導者養成形態³⁾であったといえる。この形態は、時に強制的で、拘束的な構図をつくり易く、対象者の心の状態とは何ら関係なく、決められた時間にすべての人が同じ方向を向いた形態のプログラムが導入され、楽しむことを強いられる結果ともなる。レクリエーションを正しく捉えるとき、その人の心身の状態が極めて重要となることは言うまでもない。

福祉の現場で、今後、介護予防の身体運動が展開されていくなか、介護職員（介護福祉士等）によるレクリエーション的支援として、次の3項目⁴⁾について十分に考慮することが必要であり、課題となる。

それらは；

- 1) QOL (Enhancing the Quality of Life)
生命、生活、人生の質的向上の支援
- 2) ADL (Activities of Daily Living)
日常生活動作の支援
- 3) EPL (Enjoying Personal Living)
自身の生活に対する喜びの支援

である。

従来、介護の現場では、QOLの向上とADLの拡大は、盛んに叫ばれてきたが、EPLが生活のなかでしっかりと認識できるよう展開していかなければならない。レクリエーションの役割には、人間の基本的営み（基礎的欲求）としての役割、生活の活性化としての役割、介護のなかでの役割、楽しさ・ゆとり・喜びとしての役割などが存在するからである。QOLの向上とADLの拡大とともに、要介護者の生活に対する個人の喜びを支援する場合、いかに生活機能から離脱するか、いわゆる日常生活から抜け出し、またいかに社会機能から離脱するか、いわゆる労働や仕事から抜け出し、単なる遊びでもなく仕事でもない領域に身を置き、楽しみ、ゆとり、豊かさを実感して、実生活に帰帰するための支援を進めていくことが大切である。

人は楽しさや喜びの実感をもって、介護予防の身体運動に取り組んだとき、その活動（運動）自体をより身近なものとして捉えることができるようになり、その習慣化・日常化が実現する。介護予防の身体運動の指導に携わる者は、「しなければならない運動」というやや強制的な意識を、やがて「したい、やりたい運動」の意識へと心の状態を好転させ、さらに創造的で広い身体運動の獲得に至るまで導き、いざなうことが求められる。

介護予防の身体運動に限らず、介護のすべての領域においてレクリエーションの正しい認識があつてこそ、本来、1人ひとりが求める介護のあり方が直接的にも間接的にも具体的にみえてくる。

如上のことこそ、“レクリエーション観の誤りを是正しレクリエーションの本来の意味を明確に理解”したレクリエーションの専門家が、福祉領域における活動支援に関わることが求められる理由である。

IV. 介護の予防に必要となる身体運動の領域の理解

共同研究者である鈴木秀雄⁵⁾は、要介護予防運動をセラピューティックエクササイズ (Therapeutic Exercise) と表記し、セラピューティック (Therapeutic)、すなわち「治療的、療法的、療育的」な意味とエクササイズ (Exercise) 「身体運動」を意味するとしている。

以下の鈴木が表現する用語群：セラピューティック

EXERCISE セラピューティックエクササイズ
エクササイズおよび要介護予防運動は、ともに登録商標である。

鈴木セラピューティックエクササイズの定義は、「健全（自立している）者のみならず、障害を有している人や要介護状態の人が、意図的あるいは計画的な運動（身体活動）を行うことにより、心と体の積極的な健康の獲得・回復・維持・向上を主たる目的とする運動であり、その運動法であるとしている。そして、セラピューティックエクササイズは、楽しさやおもしろさを含み持つレクリエーション的効果と治療的効果の並存を求めるセラピューティックレクリエーションとの重なりを時に有しており、リハビリテーションとセラピューティックエクササイズとの関係も同

様である。リハビリテーションは、障害や疾病あるいは心身の課題を有している対象者に改善や快方を求めてなされるものであり、その個人が健康で、生活が自立していれば、リハビリテーションの必要性はなくなる。予防を前提とし、未然に防ぐための行為が、たとえリハビリテーション訓練と同じような内容・方法であっても、それはセラピューティックエクササイズの領域に位置するからである。つまりセラピューティックエクササイズは、課題が明らかに医療として実施されればリハビリテーションとなり、楽しみやおもしろさが意図されればセラピューティックレクリエーションとなる。同じ内容の身体運動であっても、その実施の意図により、それぞれに変容していくのである。」勿論、セラピューティックレクリエーションの領域が身体的側面を中心とすれば、それはセラピューティックエクササイズの範疇となることは言うまでもない。

福祉施設における身体運動のプログラムを考えるとき、この領域と三者の関係性をしっかりと認識し、正しく理解しておく必要がある。

レクリエーションそのものに対する効果の認識は、1961年に全米医師会が、レクリエーションは健康に関連するひとつの専門分野であると規定し、レクリエーションサービスは、①より積極的な健康に貢献する、②病気の予防に貢献する、③病気の治療に役立つ、④身体的、感情的、社会的、知的な可能性を回復させるのに役立つ⁶⁾ということをステートメントとして発している。鈴木によれば、「セラピューティックレクリエーションとは、レクリエーションそのものに治療的効果（癒し）が強く内在するという保障のもとに、レクリエーションを治療的側面と階梯的（段階的）に結合させてとらえ、なおかつ、種々の欲求である楽しみや喜びを含んだ社会的、心理的、身体的価値を喪失することなく、レクリエーション本来の特質、特性、価値を保持しつつ、自身の裁量でレクリエーションへの関わりが強制されずに自由に行える自立・自律状態、即ち“レクリエーション的に独立（Recreationally Independent）”できるためのプログラムを展開している」とされている。⁷⁾

高齢者の介護予防のための身体運動は、レクリエー

ションがその個人の健康の維持増進に積極的に働くことから、セラピューティックレクリエーションによって、さらに高められていくことになる。だからこそ、楽しさやおもしろさの割合や度合いの少ないセラピューティックエクササイズを、ある程度の妥協や譲歩を含みつつ段階的に、楽しさやおもしろさが十分に存在し得るセラピューティックレクリエーションへと移行させていくことが求められる。

セラピューティックエクササイズの分野において、レクリエーションの専門家は、レクリエーションの目的的活用と手段的利用について明確に理解しておかなければならない。

VI. まとめ

福祉領域においてレクリエーションに対する捉え方が、未だ、旧態依然の昭和30年代～50年代あたりの経済成長の中で活用されたレクリエーションのまままで認識されていたり、限定化して捉えられたりしている現実を是正するということは、その領域へのセラピューティックレクリエーションの導入にあたっては最も重要である。社会における誤りの認識を是正するには、長い期間を必要とする。例えば、エアロビクスダンスがブームのように導入され、エアロビクスダンスそのものが、あたかも「エアロビクス」であるかのように勘違いされたまま社会に普及した。エアロビクスが有酸素運動であると正しく理解されるまでには、かなりの時間を要したが、是正された理由は、唯ひとつ、当該の専門家が正しい表現と正しい概念の導入に向かって地道な努力をしたことによるものである。

福祉領域において介護予防のための身体運動が積極的に実施されていく今こそ、現存のレクリエーション観の軌道修正をはかり、レクリエーションに正しい理解を普及していくことが最優先課題である。レクリエーションそのものの正しい概念化なくしては、セラピューティックレクリエーションの正しい普及も不可能である。近年、アメリカでのセラピューティックレクリエーションの研究を進めたり、その専門家としてのその専門性を標榜するとき、日本におけるレクリエーションの現状の理解とレクリエーションの本質

的理解をしなければ、既存のレクリエーションに上乘せした、レクリエーション活動の展開に終始することにならざるを得ない。

横浜市市民活動支援センターにおいて日本レジャー・レクリエーション学会セラピューティックレクリエーション専門分科会の研修会(2001年9月7日(金))が開催され、「セラピューティックレクリエーションの理解とその解き明かし」と題し、鈴木がセラピューティックレクリエーションに関する制度化について具体的施策を提案した経緯もあるが、正しいレクリエーションの普及とともに、セラピューティックレクリエーションに関する制度化と資格化も待ち望まれて久しい。この研修会にはさらに、「日本においてレクリエーション本来の正しい概念化をすすめることが難しい状況であるならば、セラピューティックレクリエーションの正しい概念普及を通して、日本におけるレクリエーションそのものの正しい概念の啓発を進めることも説いている。レクリエーションの部分概念であるセラピューティックレクリエーションを専門的に導入するにあたっては、レクリエーションのスコop(範囲)とシークエンス(連続性・順序)を理解することが求められている。」とも鈴木は述べている。

介護を受けることを必要としないために予防的方法のひとつとして行われていく身体運動だからこそ、セラピューティックエクササイズという手段的な活動として始まることになる。決してQOLの向上とADLの拡大のみを目的とせず、EPLの獲得を強く意識し、楽しさやおもしろさ、喜びに満ち溢れた活動への好転がはかられ、身体運動の習慣化・日常化が定着されていくためにも、真のレクリエーション観を有する人材が関わっていくことが必要となる。

介護支援専門員の立場から、レクリエーションを理解し、レクリエーションによる支援形態を助言するならば、福祉領域におけるレクリエーションに関する専門家の導入をめぐる提言として、特にしっかりとセラピューティックレクリエーションを理解した専門家によるレクリエーションプログラムの導入と展開こそが必要である。セラピューティックレクリエーションの専門家が導入するプログラムが必ずしもセラピューティックレクリエーションプログラムを意味し

なくてもよい。なぜなら、レクリエーションに治療的、処方的、療育的側面がしっかりと内在しているのであり、プログラムの視点が明確にセラピューティックレクリエーションの目的と方法を持って実行されることこそが重要である。

福祉レクリエーションなどと言葉の表現はどのようにも可能であるが、実態として障害を有しようが健康であろうが、レクリエーションの本質に変化はない。

あてがいぶち的な押し付けのレクリエーションが福祉領域で提供されてはならないことが重要な提言の一つでもある。医療行為とは異なること、提供者に主体があるのではなくプログラムを享受するものにその主体があることを肝に銘じておかなければならない。一般社会での辞書的なレクリエーションの理解から、専門用語的なレクリエーションの理解にむけて、専門家であると自認するものは、レクリエーションは実践が優先するのだとばかりに、論理的な背景を軽んじてはならないこともまた提言の一つである。

《引用文献》

- 1) 鈴木秀雄「健康づくり実践編～要介護予防運動のすすめ～」『社会保険』(社)全国社会保険協会連合会, 2005年4月-2006年3月, p. 16.
- 2) 鈴木秀雄『レクリエーション指導法 その理論と活動レクリエーションの効果と治療的效果の並存を求めて』誠信書房, 1996年3月, p. 3.
- 3) 鈴木秀雄「レクリエーション指導者養成及び資格認定に関わる課題 レクリエーションの今日的視点からの人材育成」『生活・労働・余暇』第6号 生活科学論研究会, 1997年7月, p. 12.
- 4) 鈴木秀雄『レクリエーション指導法 その理論と活動レクリエーションの効果と治療的效果の並存を求めて』誠信書房, 1996年3月, pp. 71-76.
- 5) 鈴木秀雄「健康づくり実践編～要介護予防運動のすすめ～」『社会保険』(社)全国社会保険協会連合会, 2005年4月-2006年3月, pp. 15-16.
- 6) 7) 鈴木秀雄『セラピューティックレクリエーション』不昧堂出版, 1995年1月, pp. 48-49.

元気高齢者に対する要介護予防的運動の積極的導入を図るための視点

～運動形態からの提案～

○ 田中光（洗足学園短期大学）

鈴木英悟（東海大学非常勤）

鈴木秀雄（関東学院大学）

Key words :

要介護予防的運動、意識的運動

1. 研究の目的

長寿国として知られる日本は、平均寿命が80歳をこえ、一面では快適で大変豊かな生活を手に入れたが、2010年（平成22年）には、全人口に占める高齢者の比率が21%を超える“超高齢社会”に突入するとされ多くの課題が浮き彫りになってきている。

現在、要介護認定の高齢者は400万人を越えており、今後の介護保険費の増大を防ぐには、保険システムを利用しなくて済む“元気高齢者”を増やす方策を構築し、その取り組みを定着させる必要がある。病気にならないため、あるいは健康を害さないための予防を重視した社会の実現が期待されることから、健康の維持・増進や体力の向上を主眼に置く一貫性のある総合的なシステム作りを急がねばならない。今後、団塊の世代も含め多くの高齢者が生き生きと暮らすことが、社会全体の活力を維持することに繋がると考えられる。

本研究の目的は、元気高齢者の増加に繋がる要介護予防的運動の積極的な導入を検討することとする。

2. 要介護予防的運動の検討

要介護予防とは、要介護状態の発生をできる限り防ぎ遅らせることと、要介護状態の悪化をできるだけ防ぎ、活動的な生活を送れるよう支援することである。すなわち、老年症候群である認知症、転倒、うつ病、閉じこもり等の予防を行い、要介護状態になる以前の高齢者、もしくは近い将来介護が必要となるおそれのある高齢者予備軍に対し、「運動器の機能向上」や「栄養改善」などの介護サービスを実施し、生活機能の低下を防ぐことである。

介護サービスが、生活機能や身体諸機能の維持・改善であるにもかかわらず、依然として、サービス利用が家事援助に陥り、自立を援助するための身体機能の維持・改善ではな

く、さして身体を動かなくてよい状況を生み出している可能性がある」と懸念されている。

要介護状態になる原因は、疾病の結果として機能が低下することで起こるだけではなく日頃の生活習慣と密接に関係していることから、要介護予防は疾病予防とともに機能低下予防を包括的にとらえていくべきである。

介護が必要な状態になるのを予防するという視点からは、要介護状態の原因となる生活環境の改善や身体機能の低下を予防するための支援を積極的にすすめ、意識的運動の導入を運動習慣がない高齢者にどのようにアプローチしサポートするかが今後の焦点となる。

元気高齢者の増加のためには、65歳未満の高齢者にも積極的な運動の提供を導入するための社会システムの実現と、個人の意識の啓発が重要である。今後の要介護予防においても、介護や支援を必要とする高齢者を対象とするだけでなく、特に元気高齢者の増加を目指すにあたり“要介護予防的運動”の積極的な導入（下図①の領域を中心とするもの）を図ることが必要である（図1）。

3. 意識的運動の具体策の検討

1) 運動実施率への名称変更の提案

文部科学省のスポーツ振興基本計画（平成12年8月告示）によれば、“スポーツ実施率”という名称のもとに、成人がスポーツを1週間に1回30分程度行う割合を、当初の約37.2%（平成12年）から50%（平成22年）に引き上げることを目標に掲げた。しかし、目的的なスポーツ実施に重点を置く傾向により従来のスポーツ観のもとにその振興策が展開されている。しかし手段的なスポーツ実施も視野に入れた視点からは、その名称も“スポーツ実施率”から“運動実施率”へと考え方をシフトする必要がある。このことによりスポーツは、“余暇活動の中でしか行われな

いもの”という概念の導入によれば、仕事や通勤、通学などあらゆる日常生活の中に現れるものとは表現できない。しかしその運動を自ら積極的に導入するという観点から、意識的な運動を生起させることが必要である。高齢になっても生き生きとした生活を維持するためには、日常的に運動する機会を増やし、運動実施率を高めることが重要である。日常生活の中でいかに工夫し積極的に運動を実施するかが重要である。

積極的に運動をするという視点は、運動習慣が日常生活化することから“あそび”から高次元に組織化されたスポーツへの誘いに結びつくため、結果的に文部科学省がいうスポーツ実施率も向上するといえるからである。

2) 要介護予防的運動における運動形態からの提案

要介護予防のための運動実践は、健康の維持・増進や生活機能及び身体機能の低下を防ぎ、ADL（日常生活動作）の向上を図ることである。それらの機能低下を防ぐ身体づくりを行うことが必需であり、高齢による衰弱、転倒、骨折、老化による認知症などの老年症候群の発生を予防することと、その進行を抑える運動プログラムの導入と社会化が必要である。老化による運動機能の低下がその後の

運動を制限し結果として機能が低下するという悪循環の連鎖を断つことが求められている。

通常、筋力のピークは20歳代であり、その後の加齢に伴う筋力の減少率は、60歳までは、年間減少率が2%程度である。減少率はさらに60歳代では、15%に、70歳代では、なんと30%にも達するとの報告がある。¹⁾

普段の生活で運動量が減少し、筋力を使うことが不足してくると、加齢とともに筋力や身体諸機能は著しく低下し、気が付けば足腰や腕の力が弱り、生活するために必要な機能が徐々に失われるという事態が起こっている。生活機能や身体機能の低下を防ぐための運動や筋力向上は、日頃からの積み重ねが重要であり、継続することが健康を維持する基本である。日常生活の中で運動を積極的・意識的に取り入れることを通して、元気高齢者の増加を図るためには、高齢者健康づくり事業(例えば、“健康運動クラブの創設”など)を充実し、さまざまな運動形態を刺激し運動の拡幅化・深奥化が実現できるよう具体策の検討が求められている。

【引用文献】

- 1) 鈴木秀雄「要介護予防運動のすすめ」『社会保険』(社)全国社会保険協会連合会刊、2005年12月号、No.665、p. 27.

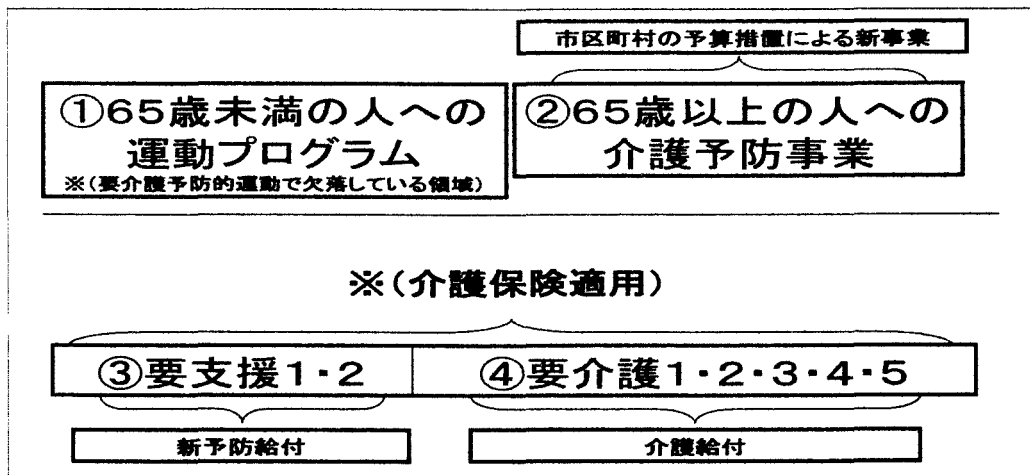


図1. 高齢者に対する運動プログラムの全体像の図描

障害者のスポーツにおける Equity と Equality の視点 ～英国の事例から～

○ 田中暢子（英国ラフバラ大学大学院スポーツ・レジャー政策研究室）

鈴木秀雄（関東学院大学人間環境学部）

キーワード：Equity、Equality

I. はじめに

イングランドにおいて、スポーツは政策的ツールとして果たす役割が大きい。ブレア首相は、2002年の政策文書‘Game Plan’の中で、「スポーツは多くの政策目標を達成させる上で、政府に貢献することが多い」と述べている。たとえば、マイノリティ・グループに属すとされている障害者のソーシャル・インクルージョン(Social Inclusion)も、そのひとつである。障害者をスポーツという社会活動に参画させ、地域の一員として位置づけることを試みたのである。ブレア政権の政綱とされている第三の道で Giddens¹⁾は、平等はインクルージョンを指し、不平等は排除と定義した。そして、インクルージョンは市民権の尊重を意味すると述べている。

Equity と Equality は、市民のスポーツ権利を向上させ、また障害者のスポーツ推進のキーワードとして、障害児教育やスポーツイングランド（体育協会と同様の役割を担う協会）などで用いられている。しかし教育とスポーツ協会とでは、Equity と Equality の基盤となる概念に微妙な違いがある。リーダーズ英語辞典によれば、Equity は公正、Equality は平等と訳される。但し、Equity については公共政策の Fairness や Justice も時として公正と訳されており、混乱を避けるため、本稿では英語表記で示すこととした。Equality についても同様に英語表記とした。

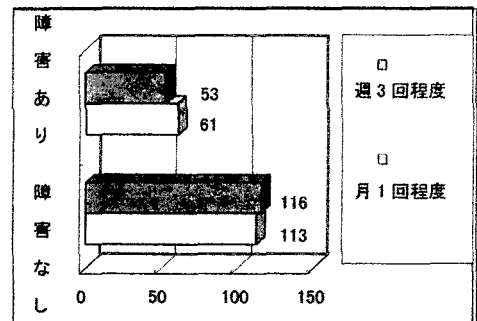
本研究では、この Equity と Equality の概念の違いに注目し、イングランドにおける障害者のスポーツ動向を概観する。

II. イングランドにおけるスポーツ参加率

1995年の障害者差別禁止法（Disability Discrimination Act）の施行は、障害を理由とした差別の全面撤廃を掲げ、障害者のスポーツにおいても、絶対的なスポーツ権利を保障した。これにより、障害者のスポーツの振興は、スポーツイングランドが取り組むべき最重要課題として再認識された。さらに、2000年の政府文書‘Sporting Future for All’により、スポーツ参加率の低い他の市民層（たとえば移民など）と共に、障害者も全レベルのスポーツ活動に参画する機会が保障された。

しかし、前掲のスポーツイングランドの2001年と2005年の報告によれば、障害者は依然として同年齢層の健常者と比べスポーツ活動への参加率が低く（参照：図1）、また障害児においては、参加する種目の数も少なかった。この衝撃的な報告は、改めて障害者に対するスポーツ活動の参加促進に取り組む必要性を再確認させた。

図1 イングランドにおける障害者と健常者のスポーツ参加の比較（参考文献²⁾を参考に作成）



注1：平均値は100

注2：全年齢層の月1回程度のスポーツ参加率は43%、週3回またはそれ以上は14.4%に対する比較値

Ⅲ. 障害児教育に関わる者の Equity と Equality の見解

障害者のスポーツ権利においては、政策の歴史と共に（参考：表1）、障害児に対する体育の概念変遷は注目に値する。1981年の教育法（Education Act）は、特別なニーズ（special educational needs：SEN）とは何かを示し、教育現場における Equal Opportunity を提唱した。

表 1 イングランド及び英国のスポーツ関連法案

年	法令や政府文書	目的・特色
1944	Disabled Persons Act	雇用
1975	Sex Discrimination Act	平等
1976	Race Discrimination Act	平等
1981	Education Act	SEN
1992	National Curriculum for Physical Education	児童権利
1993	'People with Disabilities and Sport: Policy and current / planned action'	政府文書
1995	Disability Discrimination Act	人権
2000	'Sporting Future for All'	政府文書
2001	Inclusion of Pupils with Special Educational Needs and Disability Act	SEN

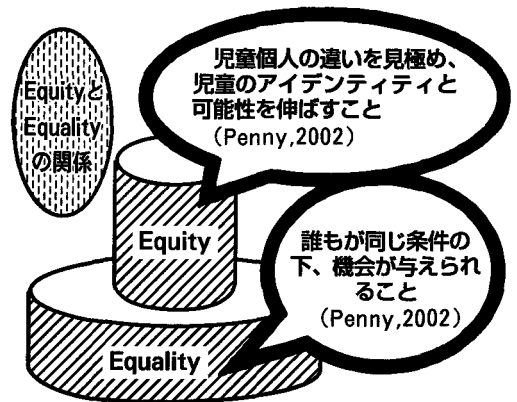
注1：' ' で示したものは政府発行文書である。

しかし、法案成立後から1990年代にかけて、民族や社会・文化的背景、または障害の種別や程度によって、単一的な Equal opportunity（それは個人の背景を考慮せず、時として自動的に提供される機会）を提供することはできないと議論されるようになった。この論点は、児童一人ひとりに違いがあること（Differency）、また、たとえ Equal opportunity を提供したとしても、Equal な成果を得るとは限らないことだった³⁾。こういった「違い」への認識は、児童のスポーツ参加へのアクセスや能力に至るまで、広範囲に及んだ。具体的には、児童個人の身体能力や過去の運動体験、個人のニーズ、家庭・生活環境に留まらず、学校の体

育施設の整備、体育に関する学校の方針などである。すなわち、個人因子（障害児個人の運動能力など）だけでなく、環境因子（障害児を取り巻く学校環境〔施設や教師の考え方など〕）によっても、平等で同じカリキュラムを提供するには限界があるというものであった。

この Equal opportunity がもつ限界への気づきこそが、児童一人ひとりの個性、可能性、身体能力、関心ごと、ニーズ、社会環境を重視させ、やがて Equity といった考え方の重要性を高めていくこととなる。

図 2 障害児教育における Equity と Equality の関係



1992年の体育に関するナショナル・カリキュラム（National Curriculum for Physical Education：以下「NCPE」と略す）は、Equity・Equality・インクルージョンを理念に置く。このカリキュラムは、障害を持つ児童を含む全児童に対し、広範でバランスの取れた体育授業を受ける権利を保障した⁴⁾。ところが、教師たちは時間に余裕がなく授業の準備不足がある結果、十分な体育指導をできない現状が学校現場にあった⁵⁾。言い換えれば、NCPEは、社会的に、そして道徳的に全児童（障害児も含む）が体育授業を受ける権利を示した。しかし、カリキュラムの質や内容は、学校や教師に依るといった危険因子が内在していた³⁾。

ブレア政権下では、社会的排除対策と可能性の再分配を達成するため、教育への投資を最優先課

題としている。しかし先に論じてきたように、平等な機会、いわゆる Equality に留まらず、そして障害児のニーズやタレント性を教師らが発見し育てられる Equity が実践されているかは疑問である。したがって、障害児の体育教育における社会的排除は、完全なる解決を見ていないのが実情である。

IV. スポーツイングランドの定義するところの Equity と Equality

スポーツイングランドによれば、「Equity とは、スポーツと “Equal Access” におけるフェアネスである：不平等に対する気づき、そしてそれらに対し対策を講じること」⁶⁾とし、一方、「Equality とは、個人を平等に遇することである」と定義した⁷⁾。

(1) Equity

2000年、スポーツイングランドは、スポーツにおける不平等としての課題 (issue) 解決に向けて、競技団体に ‘Equity Guideline’ を作成した。この中のターゲットグループは、①移民 ②障害者 (知的障害、視覚障害、聴覚障害、脳性麻痺、車椅子乗用者、切断 [amputee]) ③女性の3グループである。そして、5段階の Equity 実現のための過程として、①Equity 計画案、②情報収集、③協議、④定款の作成及び Equity 計画の実施案、⑤Equity 計画の実践・モニタリング (監視法)・評価を示した。このガイドラインには、「Equity とはフェアネスに関することである：権力、公平性、差別がない状態での資金と権利の活用 (分配) (または再分配)。すなわち、ソーシャル・インクルージョンを通じ、機会の公平性、個人の人権の是認といったフェアネスも含む」とする、よりビジネス的な観点の定義も掲載されている。

Equity を実践するスポーツ協会にとって、情報収集と分析は重要である。なぜならば、ターゲットグループに対し、組織としての社会支援の価値基準を定める鍵となるからである。Rawls⁸⁾は、社会的協働の公正な条項 (The fair terms of social cooperation) は、協働している人々が取り結ぶ合意によるべきと考えた。したがって、民主的社会的

のもと存在する合意の観念は、いかなるときも公正であり、その合意は分析を基盤にして決定される。障害者のスポーツが道徳的に必要だとされても、公正な条項により、例えば、移民を支援対象とし障害者を対象外としたり、同じ障害者でもメダル獲得が見込まれる車椅子の競技選手は支援するが、その期待がもてない脳性まひ者は支援しないと決定できる。つまり、支援対象の決定は、組織の価値に効果が期待できるものが優先事項を占める。Covellら⁹⁾はスポーツ組織と社会責任のジレンマについて議論する中で、法的な要求があろうとも、また道徳的に社会支援を行いたいとしても、全てを支援対象とすることは資金・運営の観点からも厳しいと示唆し、スポーツ政策の限界を指摘した。

一方で、2004年のスポーツイングランドの声明によれば、障害者のスポーツが十分に受け入れられていない背景に、多くの競技団体が障害者のスポーツは無関係であると考えていることに起因するとの見解を示した。これにより、スポーツイングランドは、障害者のスポーツを競技団体にメインストリーム (mainstream) させるため、障害者差別禁止法の理解を深めるよう、競技団体に再び働きかけている。

Equity Guideline により、各スポーツ協会が障害者のスポーツを推進するプロセスが示された。しかし前述したように、Equity を推進する構造には、公正な条項のもと、社会的排除といった新たな問題を誘発させる仕組みも存在する。今後、ガイドラインに沿った Equity の実現には、スポーツ協会はどのように費用を負担し、そして支援の度合いをいかに許容するかなど、突き詰めるべき問題は数多いと思われる。また、スポーツ競技団体によって、資金・政治における力関係の差があることも今後更なる議論がなされるべきであろう。

(2) Equality

‘Equity Guideline’ から4年遅れて、スポーツイングランドは ‘Equality standard’ を示した。Equity Guideline が、イングランドの競技スポーツ団体を中心に働きかけているのに対し、Equality

Standard はコミュニティのスポーツ協会やクラブを主な対象として発信されている。

Equality Standard は、スポーツの参画レベル（参加型のレベルから競技レベルまで）ごとに、期待される成果と課題とが、具体的に箇条書きで示されている。そして、市民をスポーツに参加させる機会の場を創造することを、アクティブコミュニティのスローガンのもと、優先的に取り組む事項とした。これには、地域のスポーツ活動を推進するリーダーやボランティアの育成を通じ、市民とコミュニティ間の連携とスポーツの構造化を促進させたいとの狙いがあるからである。つまり、地域に根付いた質の高いサービスや、スポーツへのアクセスを浸透させるには、まずは地域において、多くの人にスポーツの門戸を広げることが効率的であるとの考えの現われである。

V. おわりに

スポーツカウンスルが1993年発行した‘People with disabilities and sport: Policy and current/planned action’において、「スポーツの振興とは、基礎的なスポーツを学び、あるいは個人の選択と競技レベルにおいて、スポーツ活動に参加できるよう機会を提供するプロセスや社会構造を系統化していくことである」と定義している。2000年の‘Sporting future for all’のマニフェストでは、体育の授業を受けるに始まり、参加型のスポーツ活動レベル、積極的にスポーツ活動を行うレベル、競技レベルに至るまで、障害児者双方のスポーツ権利が広く示された。

積極的に政策を進めている英国でさえ、障害者のスポーツはいまだ発展の途上にある。Equity も Equality 両者とも、スポーツ振興を系統化させる重要な因子である。そのため、この二つの用語は時として、インクルージョンの視点に立ったとき、区別されず用いられることもある³⁾。しかし、障害児教育とスポーツ協会とでは、その領域の特徴が反映し、異なる解釈をもたらしていた。障害児教育においては、Equality は Equal Opportunity を提供すること、そして Equity は児童一人ひとりの違いを敬うことであり、ふたつの言葉は“教育の権

利”を基盤に置いていた。他方で、スポーツ協会に対しては、市民権としてのスポーツ参加の促進だけではなく、Equity はマネージメントの視座も基盤に置き、Equality は地域に活動の場を根付かせ、市民のスポーツ参加を拡大することを重点に置いていた。

イングランドには、社会階層による強固な社会的不平等が内在する。そのため、障害者も含めたマイノリティ・グループに対し、“スポーツにおける不平等”と戦い、そしてソーシャル・インクルージョンを促進させるために、Equity や Equality といった概念は今なお必要である。障害者のスポーツの発展には、個人に対する支援と社会構造の変化の両者に対する積極的な政策と理解がさらに求められる。

参考文献：

- 1) Giddens, A.(1988) *The Third Way, The Renewal of Social Democracy*. London: Policy Press, pp102-103.
- 2) Sport England (2005) *Participation in Sport in England: Sports Equity Index*. London: Sport England, 2005, p22.
- 3) Penny, D. (2002) ‘Equality, equity and inclusion in physical education and school sport’. In *The Sociology of sport and physical education*. London: Routledge, pp110-128.
- 4) DfEE/QCA(Department for Education and Employment/Qualifications and Curriculum Authority) (1999) *Physical Education: The National Curriculum for England*, London: HMSO.
- 5) Curtner-Smith, M.D. Kerr, I.G& Clapp, A.J.(1996) The impact of National Curriculum Physical Education on the teaching of health-related fitness: a case study in one English Town, *European Journal of Physical Education*, 1. pp.66-83.
- 6) Sport England (2000) *Making English Sport inclusive: Equity guidelines for governing bodies*. Sport England : London.
- 7) Sport England (2004) *The Equality Standard: A Framework for Sport*. London: Sport England.
- 8) Rawls, J. (2001) *Justice as fairness: A Restatement*. Cambridge: Harvard University Press, pp.14-18.
- 9) Covell, D., Walker, S. Siciliano, J.& Hess, P. (2003) *Managing Sports Organizations: Responsibility for Performance*. Thomson: Ohio, pp44-49.

余暇活動における水の事故に関する研究

～特に新聞の掲載記事分析を中心に～

キーワード：

余暇能力 (Leisurability)

自由裁量活動と自己責任

自然公物の自由使用

公德心 (Sense of Public Duty) ¹⁾

○ 鈴木英悟 (東海大学非常勤講師)

鋤持 武 (社会福祉法人 伸生会 ; 関東学院大学大学院)

鈴木秀雄 (関東学院大学人間環境学部)

I. はじめに

梅雨明けと共に本格的な夏を迎え、海水浴シーズンが到来する。一例として、海水浴者数日本一とされる江ノ島片瀬海岸では、海開きを皮切りに、402万8千人(2006年7月～8月の2ヶ月間; 2005年同時期間: 383万7千人、藤沢市観光協会調べ)もの海水浴者が余暇活動を楽しんだ。夏本番のこの時期、海、河川、湖沼やプールなど水のある場所で過ごす余暇活動が増加することから、他の季節と異なり、水の事故の発生数(率)が高くなる。

警視庁の「平成17年水難事故統計」(平成18年6月9日発表)によると、同年の水難事故発生件数が1,363件(平成16年比142件減少)、水難者が1,663人(平成16年比168人減少)、死者・行方不明825人(平成16年比67人減少)にのぼった²⁾と発表した。また、平成17年に水死者が多発した場所は、海、河川、用水路、の順に多く、水死者が“水”に入った理由を精査すると、魚とり・釣り、水泳中、歩行中の順であった。同庁によると、この10年間おおまかな傾向としては水難事故の発生件数は、減少傾向であるとしているが、2006年のお盆時期(8月11日～17日まで)の1週間の全国での海や河川などで発生した水の事故は、2005年のお盆時期に比べ71件も多い169件、死者は32人多い77人(中学生以下13人)であり、件数、死者共、過去5年間で最も多く、2006年の統計結果が待たれるが、事故発生件数も確実に1000件を下回ることはない。毎年同じような悲惨な事故が繰り返されるが、余暇活動としての海水浴等も自由な活動で

あるだけに、このような水による事故を未然に防ぐための安全に対する意識、また自然のメカニズムを知ることにより「危険を予知」し「危険を回避」する具体策(心構え等)、を広く普及するための対策を早急に講じる必要がある。

II. 研究の目的

余暇活動の中で起こる“水の事故”に関連する新聞掲載記事を中心に、①水の事故の全貌、②水辺活動の種類や形態、③事故とその発生原因、を明らかにし、事故を未然に防ぐためには「どのようなことが必要なのか」、また、危険な場所あるいは二次災害が想定される場所で余暇活動を行っている者に対し、どのような形態で指導し、危険を未然に防ぐ、即ち、「危険予知能力」及び「危険回避能力」の獲得のための知識・技能を高める手助けとしていかなる啓発活動を進めていくべきかについて、明らかにすることが本研究の目的である。

なお、本研究に携わった3名はいずれも日本赤十字社水上安全法、同救急法、同幼児安全法の全ての指導員資格あるいは、複数の関連資格を有し、この領域でのボランティア活動も長きにわたり展開していることから本研究を共同研究として進めたものである。

III. 研究の方法

わが国において一般的に余暇活動としての水辺活動が盛んになる梅雨明けから旧盆(8月15日を含む期間)に水による事故の件数が増加すること

から、その時季に発生する事故の全容を明らかにするため、調査方法として、7月初めから9月末までに掲載された主要な関連新聞記事を調査・分析した。

IV. 分析

事故とその発生原因を探るため、掲載された主要な水の事故関連新聞記事（参考とした新聞記事には共同研究者の記事掲載を含む）をもとに、それぞれの事故の主要ケース（全容、水辺活動の種類と形態等）を、シート化《項目：何処で(Where)、何を(What)、誰が(Who)、誰と(Whom)どうした(How)、いつ(When)、なぜ(Why)》し、それらの事故事例を分析した。シートの詳細は、発表時に提供する。

V. 考察

新聞記事から、事故とその発生原因を探ると、多発する事故から読み取ることができる課題が浮かび上がってくる：

まず、水辺活動での事故の発生場所の分析結果からは、圧倒的に流水である Active Water(海、河川、用水路)での事故が、止水である Still Water(通常のプール、湖沼等)の件数より多く、警視庁生活安全局地域課が平成 18 年 6 月 9 日に発表した「平成 17 年中における水難の概況」³⁾の調査においても同様の結果(流水 670 件、91.8%;止水 60 件、8.2%)が示されている。

一般的な止水等で行なわれる余暇活動は、多くの場合、一定の水の管理(水温、水底、水質、水深、水流)、監視体制(危険物の持ち込み、危険行動等)が整えられている条件下で活動が行なわれるものであり、たとえ余暇活動を行っている個人が、危険や事故から自分自身を守る知識、技能が十分といえなくとも、監視員・指導員等の「指導・注意の喚起」等により重大な事故を未然に防ぐこともなされている。しかしながら、流水のもとで行われる余暇活動は、様々な自然界(台風、落雷、集中豪

雨、地震、離岸流、水中・海中生物等)の影響により環境要因が刻一刻と多様に変化しているにも関わらず、それを気づけないことや、察知できたとしても現場対応の遅れが起こってしまい事故が生起する。“原則的に自由使用である自然公物”を積極的に利用し、余暇活動を楽しむためには、個人が上述した自然環境の変化を素早く察知し、危険を未然に防ぐことができる、「危険予知能力」及び「危険回避能力」の知識・技能を身につけることが重要である。もちろん余暇になされる活動は、自己責任の範疇で行なわれるものであり、その個人が活動に対する責任を常に有していることを明確に自覚し、活動現場に出る以上、自然環境の変化に対する情報も乏しくなることは常であるのだから、危険を予測し回避するしっかりした知識と技能の獲得が求められる。

自己責任の範疇であるとばかりに個人の責任に全てを委ねることだけでは、事故の回避は困難であるのだから、多発し続ける事故に対し、行政も関係団体とのより綿密な連携や素早い情報提供のシステムを確立していくことが喫緊の課題である。去る 8 月 17 日に起きた酒匂川(神奈川県)の増水により、2 人が死亡した事故の教訓から、神奈川県の定例会見(8 月 22 日)で松沢知事は、「増水の危険性を下流側に伝えるシステムが十分でなかった。下流域の市町や漁協との情報共有を図る態勢づくりが必要」⁴⁾と述べ、流域 7 市町と異常増水時の連絡方法など事故防止策を話し合う連絡会議を設置することを決めた。

システムの構築・導入は重要ではあるものの、逆にシステムが十分であるからといって事故が皆無になるというわけにはいかないであろう。また、それにより事故を完全に防ぐことが出来るとは言い難い。前述したように、むしろ市民のこの類の事故防止に関する明確な認識、いわゆる“自由裁量活動における自己責任”という考え方が広く啓発されなければ、指示があるまで何事も大丈夫であるという安易で危険な状態で活動を展開するこ

とになりかねない。次に、水上活動として用具や器具・機材を用いる中で発生する水の事故のケースとして、近年、水上バイク等のレジャー用小型船舶による事故の問題である。第九管区海上保安本部(新潟市)の「まとめ」⁵⁾によると、ここ数年水上バイク等を楽しむ人は増加傾向にあり、遊具の無謀な使用や、スピードを上げて暴走することに対する苦情件数の増加、遊泳客との、接触事故等が問題となっている。岩手県では水上バイクについてはスピード等を取り締まる条例を設けているが、実際に水上バイク等のスピードを制限する法律がないため、海上保安庁では「海事関係法令違反」を適用できるかを検討している。これらの問題は、操縦者のマナーとモラル、即ち、公德心(Sense of Public Duty)が問われるものであり、しっかりと規則を守る“自己規制”を自由裁量活動としての余暇活動の中で確かな意識を持つことが必要であり、その啓発が不可欠である。

VI. 啓発活動の意義とその必要性

第一に、余暇時間の拡大と共に、余暇活動の多様化が進んできた。しかし、残念ながら余暇活動において自己中心的な行動が多面で散見される。余暇活動は当然自由裁量活動として行なわれ、余暇活動の中で使用される自然公物も原則的に自由使用である。その活動・行為は、自己責任の範疇に委ねられるからこそ活動を行なっている個人が、しっかり規則を守る「自己規制」の意識を高める」必要と啓発の意義がある。加えて、自然の中に身を投じ、余暇活動を楽しむ場合、自然の摂理を十分理解することが不可欠であるし、我々人間は、猛威を振る自然の驚異・危険に対し、必ずしも意のままにコントロールすることはできないのであるからこそ、自然の力と自身の知識・技能・技術との兼ね合いでどう自らの命を守るか⁶⁾という力につながる、「自身の技術・能力を客観的かつ冷静に見つめる力」が必要になってくる。さらに、二次的災害等に巻き込まれないためにも「危

険予知能力」及び「危険回避能力」の正しい知識・技能を身につけるための啓発活動が重要となってくるし、余暇活動としてフィールド(現場)に出れば、活動に狂するあまり天候等に対する情報入手も乏しくなり迫りくる危険性を察知できず適切な行動に至らないことになる。そこで、「野外(自然界)での安全な活動に対する個人の余暇能力」を高めるとともに、“いざという危険を伝える効果的な公共の警報・伝達システムの構築・導入”等により、余暇活動における水の事故の軽減にむけた啓発も必要といえる。

本研究者全てが日本赤十字社の安全事業に携わっていることから、水の安全な活用による余暇活動に対する今後の指導や啓発活動に微力ではあるが参画し続けていきたいと考えている。共同研究者による水難事故を防ぐ「心得」⁷⁾の概要は、自己管理能力に乏しい子どもへの監視体制のあり方の不備や、用具の開発に伴う体力の代替機能の向上により個人があたかも体力をつけたかのような思い違いなどが重大な事故につながる根源と警鐘を鳴らしているのである(次頁の全体記事参照)。

【引用文献】

- 1) 鈴木秀雄「OUTDOOR & NATURE」No.16、巻頭言、2006年8月、神奈川県野外活動協会(ONRAA-K)刊。
- 2) 警視庁「平成17年水難事故統計」、2006年6月9日。
- 3) 警視庁生活安全局地域課「平成17年中における水難の概況」2006年6月9日発表。
- 4) ○神奈川新聞「流域で連絡会議を～酒匂川増水事故で～」2006年8月23日、朝刊。○読売新聞「酒匂川増水：流域7市町と連絡会～事故防止策を協議～」2006年8月24日朝刊。
- 5) 毎日新聞「第九管区海上保安本部(新潟市)海保まとめ」2006年9月14日、朝刊。
- 6) 7) 東京新聞「水難事故を防ぐ心得」2006年8月1日、朝刊。

第36回日本レジャー・レクリエーション学会大会 ポスター発表演題

■ A-②会場 / 4号館 4-101教室

- P-1 森林浴におけるリラックス効果
○井川原弘一〔岐阜県森林研究所〕
- P-2 大学生の余暇活動について
○相奈良 律〔(財)大阪府レクリエーション協会〕
横山 誠〔(財)大阪府レクリエーション協会〕
- P-3 レクリエーション活動におけるエコロベースの検討
～障害者エコベース大会の追跡調査～
○高橋 仁美〔同志社大学〕
来田 宣幸〔京都大学〕
西山 龍之〔京都市障害者スポーツセンター〕
清水 潔〔日本エコロベース協会〕
- P-4 レジャー志向性尺度の開発に関する研究
○佐橋 由美〔大阪樟蔭女子大学〕
多留 里香〔大阪樟蔭女子大学〕
- P-5 障害者スポーツセンターにおける知的障害者の余暇支援の報告
○永井由美子〔大阪市舞洲障害者スポーツセンター〕
茅野 宏明〔武庫川女子大学〕
- P-6 障害者とレクリエーション
～A県立総合リハビリテーションセンターにおける余暇教育プログラム～
○竹園 恵〔武庫川女子大学大学院〕
出原由美子〔武庫川女子大学大学院〕
茅野 宏明〔武庫川女子大学〕
- P-7 老人病院における余暇支援
～特殊疾患療養病棟への余暇支援の試み～
○今井 悦子〔(医法社)慶成会 青梅慶友病院〕
草壁 孝治〔(医法社)慶成会 青梅慶友病院〕
左近 慎平〔(医法社)慶成会 青梅慶友病院〕
- P-8 体操による健康の自己管理能力を高めるための取り組み
～心身の影響を見る「気づきスコア」を使って～
○三浦 玲子〔芝浦工業大学非常勤〕
小椋 一也〔芝浦工業大学非常勤〕
佐々木明男〔芝浦工業大学〕
澤田 弘子〔㈱マベリックトランスナショナル〕
小嶋 紀子〔㈱マベリックトランスナショナル〕

■ B-①会場 / 4号館 4-102教室

- P-9 大学生にみる自由時間の構造とその類型化
○永松 昌樹〔大阪教育大学〕
緒方 真理〔大阪教育大学大学院〕
- P-10 児童の放課後における自由時間の意識と行動
○長手 良平〔大阪教育大学大学院〕
永松 昌樹〔大阪教育大学〕
- P-11 介護保険制度など環境の変化にともなう特
養老人ホームにおけるレクリエーション・
プログラムの変遷と今後の課題
○萬井 瑩子〔福祉レクリエーション・ワーカー〕
マーレー寛子〔平安女学院大学〕
- P-12 花と緑のまちづくりにおける地域住民の認
識に関する研究
～長野県小布施町を事例として～
○朝日 隆太〔東京農業大学地域環境学部〕
麻生 恵〔東京農業大学地域環境科学部〕
- P-13 自然学習における教材の作成
～磐梯朝日国立公園・磐梯山を対象とした
地形+情報模型パズル～
○菱沼 みほ〔東京農業大学地域環境科学部〕
栗田 和弥〔東京農業大学地域環境科学部〕
- P-14 武尊山百漫歩(100km)トレイルの道づくり
と管理運営に関する課題
○平方 敦〔東京農業大学地域環境科学部〕
岸 昌孝〔NPO法人利根川上下流連携
支援センター〕
栗田 和弥〔東京農業大学地域環境科学部〕
- P-15 輪島市三井地区における農村景観の保存・活用手法に
関する研究
○大西 広司〔東京農業大学〕
鹿島 善晴〔東京農業大学〕
恵谷 浩子〔東京農業大学大学院〕
麻生 恵〔東京農業大学〕
- P-16 棚田における景観体験構造に関する研究
○高梨 夏美〔東京農業大学地域環境科学部4年〕
麻生 恵〔東京農業大学地域環境科学部〕

ポスター発表 概要

P-1

森林浴におけるリラックス効果

井川原 弘一（岐阜県森林研究所）

森林浴は1982年に林野庁によって提唱された日本独自の概念であり、わずか20数年で私たち国民の間に広く定着した。このことから考えると森林浴に対する国民のニーズは極めて大きいものと考えられる。森林浴による気分転換効果やリラックス効果に対する期待は大きいものの、これまでは何となく癒されたという認識に過ぎなかった。そこで、これらの効果を科学的に検証するために4回の森林浴実験を行った。

気分転換の測定には、POMS（気分転換プロフィール検査）を用いた。森林の中を歩く前と歩いた後での気分状態を測定し比較すれば、森林浴による気分状態の変化を評価することができる。また、リラックス効果は生理指標であるコルチゾール（ストレスホルモン）濃度を測定することで評価した。

これらの実験結果から森林浴の効果について得られた知見を以下にまとめる。

- 森林浴には、気分転換をもたらす効果がある。
- 森林浴には生理的なストレス状態を緩和する効果がある。
（散策時の条件によって効果に違いはある）
- 日頃からストレスを感じている人ほど効果は大きいと考えられた。

P-2

大学生の余暇活動について

○相奈良 律 横山 誠（財団法人大阪府レクリエーション協会）

「余暇」は、社会学小事典（1977）によれば、生活時間から労働時間と生理的必需時間を差し引いた時間として定義され自身が自由にデザインできる時間活動である。その活動は、人々の生活水準の向上や休日の増加による自由時間の増大など、現代社会における生活構造やライフスタイルと密接に関連している。また、「モノ」の豊かさから「ココロ」の豊かさへと人生の価値観の重点が移る中で、余暇の積極的な活用は生活自体を充実させるためにも注目すべきことである。

本研究では、学生の余暇意識及び余暇活動への実態を調査するために、「余暇活動に関する」アンケート調査を2006年度のレクリエーションに関する授業を履修した学生を対象に実施した。質問項目は、性別、年齢、領域（体育系・福祉系等）、日常の余暇意識、余暇活動内容、余暇活動に必要な資源、今後取り組みたい余暇活動等で、調査はレクリエーション授業の初講に実施され、有効回答標本数は274であった。

調査対象者の属性は、男性65.3%、女性34.7%、年代別では10代83.9%、20代16.1%、領域別では、体育系48.2%、福祉系9.1%、教育系5.1%、その他37.6%であった。日常の余暇意識については、とても意識する方だと思ふ15.3%、思う38.7%、どちらともいえない27.7%、思わない15.7%、全く思わない2.6%という結果となり、半数以上は日常において意識していることがわかった。余暇活動については上位順に、テレビを見る85.4%、仲間と過ごす77.7%、携帯電話・携帯メールをする73.7%となっており、仲間との交流によって精神的にリラックスしたいという傾向がみられた。

レクリエーション活動におけるエコロベースの検討
障害者エコロベース大会の追跡調査

高橋 仁美 (同志社大学)

来田 宣幸 (京都大学大学院)

西山 龍之 (京都市障害者スポーツセンター)

清水 潔 (日本エコロベース協会)

知的障害者を取り巻く環境において、運動不足による肥満が課題として挙げられる。知的障害者には運動が苦手な者が多く、筋力トレーニングやフィットネスエクササイズ、あるいは、チームスポーツやルールが複雑な種目を継続的に実施することは困難であった。しかし、京都市障害者センターでは「エコロベース」を運動プログラムに取り入れ、5年間にわたり継続してきた。その結果、これまで困難であるとされてきた知的障害者によるチームスポーツが定着し、運動量も確保されるようになった。エコロベースは、ベースボール型のニュースポーツであり、ルール理解が容易であり、知的障害者向けにルール変更することが可能であった。また、使用する道具が安全に配慮されていた。そこで、本研究では、京都市障害者センターにおける5年間の運動プログラム実践を追跡調査することによって、知的障害者の運動継続にかかわる要因について明らかとすることを目的とした。文献およびインタビューに基づいて、障害者がエコロベースを通じて連帯感や友好を深めながら、スポーツ参加の拡大と技術向上の過程を明らかとすることを目的とした。

レジャー志向性尺度の開発に関する研究

○佐橋 由美 (大阪樟蔭女子大学人間科学部)

多留 里香 (大阪樟蔭女子大学人間科学部心理学科)

Key words: れじゃーにおける志向性、レジャー参加のスタイル、レジャーの質、well-being

レジャー活動は個人のエネルギー投入あるいは自我関与の強さによって大きく、カジュアルレジャー、シリアスレジャーの2タイプに分けられよう。これまでの研究は、このうちシリアスレジャーの参加が個人のwell-being向上に直接的に寄与することを示唆している。本研究は、どのタイプのレジャー活動への動機づけが強いのかを探る志向性尺度を作成して、この志向性が実際にどのタイプのレジャー活動参加に繋がり、ひいてはレジャーの質、生活全般の満足度にどう影響するのか、量・質両面への影響を検討するものである。

28項目からなる志向性尺度(4件法)とともに参加状況を把握する52項目のレジャー行動目録、レジャーの質を測定するための退屈感尺度(LBS)やレジャー内発的動機づけ尺度(ILM)、さらに全般的なwell-beingを測定する尺度からなる質問紙を、女子大学生に授業時間内に実施した。レジャー志向性尺度の検討にあたっては、志向性28項目に対して因子分析を行い(N=102)、①長期的展望-向上 ②活動性 ③主導性 ④対人関係志向 ⑤自然志向の5因子を抽出し、レジャー志向性は5つの観点から把握されることを確認した。また、相関分析によりこれら各観点における傾向性がレジャー参加のスタイル、レジャーの質、全般的なwell-beingに及ぼす影響を検討したところ、5因子のうち特に①~③因子の影響度が高いことがわかった。即座の楽しみを抑えても長期的な展望に立ち自己の向上に励む志向をもち、身体的・社会的な意味で活動的で、他人に追従するのではなく、自ら率先して計画・行動する個人は、どちらかといえばシリアスレジャーに分類されるであろう活動への参加度が高く、レジャーの質も高く、全般的なwell-beingレベルも高かった。

障害者スポーツセンターにおける知的障害児の余暇支援の報告

永井 由美子（大阪市舞洲障害者スポーツセンター） 茅野 宏明（武庫川女子大学）

生活支援、就労支援とならび、余暇支援は知的障害児者の重要な支援項目の三本柱の一つとされている。知的障害児者にとって、余暇活動に関する知識や技術を習得することは余暇活動の範囲や生活の幅を広げ、QOLの向上にも役立つ。しかし、障害の特性ゆえの余暇技術獲得の困難さや環境不整備などの様々な要因のために、適切な余暇支援を受けている知的障害児者は少ないのが現状である。知的障害児者には、障害の特性や個々のニーズを考えた分かりやすい支援方法が必要であり、余暇活動能力を高めるための重要なポイントである。それゆえに、対象者のニーズ、必要な介入方法、サービス、方向性が明白で、明確な目標設定が可能であるセラピューティックレクリエーションサービスの考え方が適格な支援方法であると考えられる。

A市にあるB障害者スポーツセンターには、平成17年度には、延べ63000人（団体専用利用を除く）の知的障害児者が余暇活動のために来館した。その数は全体の約24%を占める。B障害者スポーツセンターで、知的障害をもつ9歳男児を対象にセラピューティックレクリエーションの基礎にもとづいた余暇支援について実践報告する。

障害者とレクリエーション

～A県立総合リハビリテーションセンターにおける余暇教育プログラム～

○竹園 恵（兵庫教育大学大学院） ○出原 由美子（武庫川女子大学大学院）
茅野 宏明（武庫川女子大学）

A県立総合リハビリテーションセンター内自立生活訓練センターは、肢体不自由者が自立厚生への訓練を受け、社会復帰するための適性機能の回復を目的とした施設である。近年、身体障害の重度化、高齢化によりニーズは多様化している。社会リハビリテーションを中心とし、医療・職業リハビリテーション等の各領域から、個々の問題解決に向かい社会適応訓練や自立生活訓練を行っている。訓練のプログラムには体育訓練、学習、作業療法、理学療法などがあるが、プログラムの一つとして余暇教育プログラムが行われている。余暇教育プログラムは、スタッフとの対話を中心とし個々のニーズに合わせ、余暇活動への取り組みを支援するものである。

本プログラムを通じて障害者、主に身体障害者のレクリエーション活動に注目した。利用者が希望する余暇活動をまとめ、その中から実際に余暇活動に取り組んだ事例を挙げるとともに今後の課題について報告する。

P-7

老人病院における余暇支援～特殊疾患療養病棟への余暇支援の試み～

○今井 悦子 草壁 孝治 佐近 慎平 (医療法人社団慶成会 青梅慶友病院)

A老人病院では「豊かな最晩年をつくる」ことを事業目標に掲げている。進行性疾患及び重度意識障害状態の特殊疾患患者は、高度な医療を継続的に必要とし、疾患の進行による能力低下をソフトランディングすることが重要とされ、終末期には日常的に全面的な介護が必要となるケースが多い。特殊疾患患者の家族は患者のおかれた現状を受け止めつつも、残された時間を共にどのように過ごせばよいか、困惑されることも少なくない。

そこで、平成15年7月より「特殊疾患療養病棟での余暇支援プログラム」をスタートした。主な流れは、レクリエーションワーカーが(以下RW)がリアリティーオリエンテーションを行ない、多職種で歌・生演奏やマッサージ、体操を実施する。その他にもコミュニケーションを図る時間として、お茶を飲みながら患者や家族とスタッフで、世間話や季節感を共有し、生活の質を高め穏やかな時間を過ごす。その際、RWが中心となり相互交流を促す。

患者は常に自身の身体状態と向き合うことでの身体的・精神的苦痛感はあるが、プログラム中は心身の安定が見られた。また家族自身も出来ることを探し、プログラムの実施日に合わせた面会が増えた。今回は3年にもわたり現在も継続している、特殊疾患療養病棟での余暇支援プログラムについて報告する。

P-8

体操による健康の自己管理能力を高めるための取り組み

～心身への影響をみる「気づきスコア」を使って～

○三浦 玲子 小椋 一也 佐々木 明男 (芝浦工業大学)

澤田 弘子 小嶋 紀子 (株式会社マベリックトランスナショナル)

キーワード：体操指導、心身への影響、気づきスコア、自己管理

健康体操の実施が身体面の健康維持だけでなく、心の面の健康にも影響し、参加者自身がそれに気づくことが自分の健康状態を客観的に見つめ、自己管理することにつながるのではないかと考えた。今回はその基礎資料を得ることを目的とする。

健康維持には運動の継続的な実施が大きな課題といえる。運動を実施する場合の参加方法として、定期的に行われる体操教室等に参加する場合(集団型)と、自分の都合に合わせて自由に行なえるフィットネスクラブ等に通う場合(個人型)と、大きく二つのタイプに分けられる。今回は定期的な体操教室の運動に参加している人たちを対象に、運動前後の身体の調子、心の調子がどのような状態かアンケートにより確かめたいと思う。また、それは参加者自身が自己の心身への影響を把握するための「気づきスコア」を試案しているところである。

本研究の目的は、大学生を対象に自由時間行動を構成する因子構造を明らかにすることにある。教員養成系大学の1年生を対象に749名からデータを収集し自由時間行動について集計ならびに統計分析を施した。日本レジャー・レクリエーション協会が開発した「娯楽型」・「発散型」・「生産型」・「休養型」の4タイプ分類をもとに因子構造を明らかにすることにより、より詳細な類型化を図ろうと試みた。

大学生は一過性ではあってもその時間を楽しもうという意識が強く「発散型」の自由時間行動を示す者が多かった。しかしながら「生産型」行動においても「自分で何か作ることが好きである」や「自分の趣味について専門家なみに他の人に説明できる」、「自由に使うことのできる時間に、自分の将来に役立つことをしている」という“探求”的色彩の濃い行動が好まれていることも示唆した。

インターネットや携帯電話の発展から自身に役立つ情報をいち早く入手できる現代では情報収集の知識を有効に活用し自由時間を過ごす大学生が大半となろう。さらにそれらを自身内だけに留め置くだけではなく情報発信するケースも増えていることが推察される。卒業後の進路に対する明確な意思の有無や日々の生活に対する充実感の大小などが自由時間を過ごす上でも生活や行動力に影響を及ぼす。

今日、子どもの体力・運動能力の低下が社会的問題になってきている。その原因の一つに、子どもの運動経験や外遊びの減少が考えられる。近年、二極化傾向を示し、継続して運動やスポーツに参加する子どもと参加しない子どもが存在する。特に児童期の中・高学年の場合、運動に積極的に参加している子どもは習い事としてスポーツに参加する傾向が顕著である。そこで本研究では、神戸市で実施された児童の自由時間に関する意識と行動調査を活用し、スポーツに関する習い事にみられる現状と児童の運動に対する意識について考察し、運動経験の少ない子どもがどのようにすれば運動参加することができるかを検討することを目的とした。習い事の現状は男子で野球、女子で水泳の参加率が最も高かった。習い事の傾向は学年が上がるに連れてスポーツ系の習い事からその他の習い事に移行していた。これは中学受験のための塾や予備校へ移行していることを示している。スポーツ系の習い事参加の阻害要因はその他の習い事参加群で、「生活時間要因」が阻害要因である傾向が強く、習い事をしていない群では、「不足要因」と「態度的要因」が阻害要因である傾向が強いことがわかった。子どもが遊びや自由時間を過ごすとき、3間(時間・空間・仲間)が必要である。個々での不足要因としては3間の中でも空間や仲間を示しており、子どもは特に、空間的要素が不足していると感じている。

P-11

「介護保険制度など環境の変化にともなう特養老人ホームにおけるレクリエーション・プログラムの変遷と今後の課題」

○萬井¹⁾ 瑩子（福祉レクリエーション・ワーカー） マーレー寛子（平安女学院大学）

A特別養護老人ホームで集団レクリエーション活動のプログラムを提供しはじめて14年が経過した。その間、入居者の顔ぶれも職員の顔ぶれも相当かわっていき、施設を利用する人たちが重度化するにつれてプログラム内容もかなり変化していった。2000年介護保険制度の導入により、Aホームのような従来型施設でもユニットケアの試みがなされた。そのためにレクリエーション活動の場所の確保が難しい時期が続いた。また介護報酬改正で職員の配置が少なくなり、業務におわれる職員に余裕がなくなってレクリエーション活動への参加、協力も減り、レクリエーションのもつ機能に対する認識がさまざまになってきた。レクリエーション活動の中では日頃はケアする側とケアされる側がそれぞれの立場を忘れて、楽しい場を共有し、共感しあう仲間としての関係を築き上げていく。利用者にとって安心の場の提供でもある。一人ひとりがよりよく生きるためのレクリエーション援助はこういった変化の中、どういう方向をめざせばいいのかこれからの課題である。

P-12

花と緑のまちづくりにおける地域住民の認識に関する研究
～長野県小布施町を事例として～

○朝日 隆太（東京農業大学地域環境科学部造園科学科）
麻生 恵（東京農業大学地域環境科学部）

本研究の対象地である長野県小布施町は良好な景観の形成に関する「環境デザイン基準」を策定しており、景観・まちに関して意識が高く、まちづくりについては全国でも高く評価を受けている。この地は、昭和51年に北斎館が開設されたことによって観光客が訪れるようになり、現在のまちづくりを行うきっかけとなっている。その中で、地域住民は小布施町を住みやすくするという目的のもとに「花づくり」という花によるまちづくりを前唐沢町長の発案により、昭和55年から積極的に行っている。そこで、本研究では小布施町において花づくりがどのような仕組みになっているのかを解明した。また、花づくりによって作られた地域花壇・オープンガーデンの場所を地図にプロットし、量・面積をもとに3つのゾーンを組み、空間把握をした後に地域住民はその空間をどのように認識しているのが把握できた。それらを踏まえ、今後小布施町を事例にして、これからのまちづくりの手法の一つとして、他の市町村等が花を使いまちの修景効果を高める際の指針（知見）を導くことを目的とした。

自然学習における教材の制作

～磐梯朝日国立公園・磐梯山を対象とした地形+情報模型パズル～

- 菱沼 みほ（東京農業大学 地域環境科学部 造園科学科）
- 栗田 和弥（東京農業大学 地域環境科学部 造園科学科）

近年環境問題が深刻化する中で我が国では環境教育に注目し、2003年「環境保全活動・環境教育推進法」が成立され、各地でさまざまな取り組みが行われている。現在の環境教育は持続可能性と併せて考えられることが多く、本制作では環境教育に含まれる自然学習に焦点を当てた。

自然学習では学んだ経験を行動に移す為にさまざまな教材が博物館やビジターセンターなどで展示されている。それらは対象としている地域の自然環境や文化、歴史等がさまざまな表現方法で説明され、学習を深める為の重要なものとなっている。

本制作は、磐梯朝日国立公園・磐梯山を対象とし、裏磐梯ビジターセンターにおいて活用および検証する事を前提に制作した。裏磐梯ビジターセンターには年間10万人が来館し、年齢層も豊かであるので、制作したものを展示し、使用される教材の使われ方を明確にしたい。そして自然環境に対して興味・関心を持ち、フィールドで行動することで体験に繋がるきっかけとなったり、現地での学習の手掛かりになることを目的に、磐梯山の地形模型を基本にその他情報を盛り込んだパズル教材を制作した。

武尊山百漫歩（100km）トレイルの道づくりと管理運営に関する課題

- 平方 敦（東京農業大学地域環境科学部造園科学科）
- 岸 昌孝（NPO法人利根川上下流連携支援センター）
- 栗田 和弥（東京農業大学地域環境科学部造園科学科）

日本には人々を魅了する遊歩道（トレイル）がある。群馬県では、北部に位置する川場村、片品村、みなかみ町および沼田市にまたがる武尊山を周遊する100kmのトレイルを、既存の古道を活用しつつ新しい資源として、あるいは環境教育の場として「杜と対話していた時代」から学ぶ「里山・森林トレッキング」ができる周遊歩道を創造する「武尊山百漫歩（100km）トレイル」計画が行われている。これらは長距離ながら周遊することができる数少ないトレイルで、従来の登頂を目的とした登山道と異なって、むしろ水平に移動するトレッキングを行う歩道としても注目されている。本研究では、このトレイルの整備がまだ着手されていないことに着目し、行政主導ではなく予算が潤沢にはない条件で、地域住民やいくつもの団体の協働による道づくりであることから、トレイルを整備する上で、また、整備後の管理・運営に関わるであろう具体的な担い手や団体の取り組みへの姿勢などについて、計画実現に向けて役立たせることを目的としてそれらの課題を検討した。

輪島市三井地区における農村景観の保存・活用手法に関する研究

○大西 広司 (東京農業大学)

鹿島 善晴 (東京農業大学)

恵谷 浩子 (東京農業大学大学院)

麻生 恵 (東京農業大学)

本研究の対象地である石川県輪島市三井地区は、豊かな山林を背景に茅葺き屋根の民家が点在する美しい田園地域である。近年「文化的景観」の制度が成立するなど、農村景観に対する関心が高まる中で、地域固有の景観の保存や活用がますます求められている。その為にはまず、地域の景観特性を把握し、その価値を評価する必要がある。三井地区に関しては、平成4年度観光資源保護調査として「能登・三井茅葺き民家調査」、また平成17年度文化的景観・民族技術調査として「輪島三井大沢・上大沢調査」が行われている。しかし、それらは茅葺き民家に特化した記述が多く、集落景観に関してはその構造を大きく捉えた段階にすぎない。そこで、本研究では三井地区内の9つの集落に関して、景観の現況を把握し集落レベルの特徴や価値を抽出した。その結果、三井地区では住居の外壁や屋根の素材が統一されていることや、適切な生産活動が行われていることなどが魅力ある農村景観の維持へつながっていることが明らかとなった。一方で改善すべき景観阻害要素も把握された。そして、それらをふまえ、今後の文化的景観選定も視野に入れた保存・活用の方向性や課題を検討した。なお、本研究は東京農業大学造園科学科自然環境保全学研究室の活動として行われたものである。

棚田における景観体験構造に関する研究

○高梨 夏美 (東京農業大学 地域環境化学部 造園科学科)

麻生 恵 (東京農業大学 地域環境科学部)

本研究の目的は、日本の棚田においてより効果的な体験をするための棚田のあり方を明らかにするものである。

背景として、棚田でのさまざまなイベントや農業体験が数多くなされるようになり、棚田を対象とした観光に力を入れる地域も多くなってきた。まだ残されている棚田をこれからも存続させ、さらにより良い体験が出来るようにすることが必要である。そのために農家の方をはじめとしてボランティアや観光客など多様な主体にとって、良好だと感じる棚田体験がどのようなものであるかを明らかにする。主体の違いにより、良好な棚田体験には違いが出てくると思われるので、それをふまえて各主体にあわせた棚田体験のプログラム、棚田の整備方法（遊歩道や展望台の整備）のモデルを作ることを目的とする。

具体的な研究方法としては、棚田サミットや大山千枚田の収穫祭等の参加者に対してアンケートを行ない、人々が感動したり望んでいる棚田での体験を明確化する。今後さらに棚田による観光や地域活性化に役立つものをつくる。

日本レジャー・レクリエーション学会 (JSLRS)

会則及び諸規程	114
役員選出細則設置の趣旨	118
投稿規程・原稿作成要領・投稿票	124

日本レジャー・レクリエーション学会会則

〈第1章 総則〉

第1条 本会を日本レジャー・レクリエーション学会(英語名:Japan Society of Leisure and Recreation Studies)という。

第2条 本会の目的は、レジャー・レクリエーションに関する調査研究を促進し、レジャー・レクリエーションの普及・発展に寄与する。

第3条 本会の事務局は、埼玉県入間郡三芳町藤久保1150-1 淑徳大学国際コミュニケーション学部 西田俊夫研究室内に置く。

〈第2章 事業〉

第4条 本会は第2条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 学会大会の開催
- (2) 研究会・講演会等の開催
- (3) 機関誌の発行ならびにその他の情報活動
- (4) 研究の助成
- (5) 内外の諸団体との連絡と情報の交換
- (6) 会員相互の親睦
- (7) その他本会の目的に資する事業

第5条 学会大会は、毎年1回以上開催し、研究成果を発表する。

〈第3章 会員〉

第6条 本会は正会員の他、賛助会員、購読会員、および名誉会員を置くことができる。

- (1) 正会員は第2条の目的に賛同し、正会員の推薦および、理事会の承認を得て、規定の入会金および会費を

納入した者とする。

(2) 賛助会員は、本会の事業に財政的援助をなした者で理事会の承認を得た者とする。

(3) 購読会員は、本会の機関誌を購読する機関・団体とする。

(4) 名誉会員は、本会に特別に貢献のあった者で、理事会の推薦を経て総会で承認された者とする。

第7条 会員は、本会の編集刊行する機関誌(紙)等の配布を受け本会の営む事業に参加することができる。

第8条 会員にして会費の納入を怠った者および会の名誉を毀損した者は、理事会の議を経て会員としての資格を停止されることがある。

第9条 会員は原則として、いずれかの支部に所属するものとする。

〈第4章 役員〉

第10条 本会を運営するために、役員選出規則により正会員の中から次の役員を選ぶ。理事25名以上30名以内(内 会長1名、副会長若干名、および理事長1名)、監事2名

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時、または会長が欠けたときは、会長が予め指名した順序により職務を代行する。

3 理事長は、理事会を総括し、理事は会務を執行する。

4 監事は、会計および会務の執行状況について監査する。

第12条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。役員選出についての規則は別に定める。

第13条 本会に名誉会長および顧問を置くことができる。

2 顧問は、本会の会長または副会長であった者および本会に功労のあった者のうちから理事会の推薦により会長が委嘱する。

〈第5章 会議〉

第14条 本会の会議は、総会および理事会とする。

第15条 総会は、毎年1回開催し本会の運営に関する重要事項を審議決定する。

2 総会は、会長が招集し、当日の出席正会員をもって構成する。

3 議事（会則改正を除く）は、出席者の過半数をもって決定される。

第16条 理事会が必要と認めた場合、もしくは正会員の1/3以上の開催請求があった場合、臨時総会を開くことができる。

第17条 理事会は理事長が招集し、幹事若干名および事務局員を選出し、会務を処理する。

2 理事会は、運営の円滑化をはかるため、常任理事会を置くことができる。

〈第6章 支部および専門分科会〉

第18条 本会の事業を推進するために、支部ならびに専門分科会を置くことができる。

2 支部ならびに専門分科会についての規則は別に定める。

〈第7章 会計〉

第19条 本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもって支弁する。

第20条 会員の会費は次の通りとする。

- (1) 入会金 2,000円
- (2) 正会員 年度額 8,000円
- (3) 賛助会員 " 20,000円以上
- (4) 購読会員 " 8,000円

第21条 本会の会計年度は毎年4月に始まり、翌年3月に終わる。

附 則

1. 本会の会則は、総会において出席正会員の2/3以上を得た議決により変更することができる。

2. 本会則は、昭和46年3月21日より施行する。

附 則

本会則は、昭和46年3月21日より一部改訂する。

本会則は、昭和51年5月1日より一部改訂する。

本会則は、昭和55年5月11日より一部改訂する。

本会則は、昭和56年11月8日より一部改訂する。

本会則は、昭和57年6月12日より一部改訂する。

本会則は、昭和58年10月30日より一部改訂する。

本会則は、昭和59年6月9日より一部改訂する。

本会則は、昭和62年10月17日より一部改訂する。

本会則は、平成3年11月10日より一部改訂する。

本会則は、平成5年10月17日より一部改訂する。

本会則は、平成8年11月24日より一部改訂する。

本会則は、平成10年11月23日より一部改訂する。

本会則は、平成17年12月10日より一部改訂する。

日本レジャー・レクリエーション学会 理事会の運営に関する規定

昭和57年6月12日制定

昭和58年10月30日改訂

平成7年12月10日改訂

平成11年4月26日改訂

1. 会則第17条の規定により、理事会の運営は、会則に定められているほか、この規定に基づいて行うものとする。
2. 理事会は、原則として年に1回以上開催するものとし、理事長がその議長となる。
3. 理事会の招集に当たっては、書面によって付議事項を明示しなければならない。
4. 理事会は、理事の過半数の出席により成立し、議決は出席者の2分の1以上の賛成を必要とする。
ただし、表決に当たっては、予め書面（署名捺印）を以って当該議事に対する意向を表示した者を、出席者とみなす。
5. 常任理事会の構成および業務は次のとおりとする。
 - (1) 常任理事会構成員は若干名とする。
 - (2) 常任理事会は、理事会の決定の方針にもとづき、日常業務の執行にあたる。
 - (3) 常任理事会の議事録（概要）はできるだけすみやかに各理事に送付するものとする。
6. 理事会は、業務を遂行するために次のような専門委員会を置く
(1)総務、(2)研究企画、(3)編集、(4)広報渉外、(5)財務
また専門委員会の委員は、理事会の承認を得て必要により会員の中から委嘱することができる。ただし当該専門委員の理事会への出席はできない。
7. 理事会には、専門的に研究、調査および審議を必要とするような場合には、特別委員会には、理事以外の適任者を委嘱することができるがその人選は理事会の承認を必要とする。
8. その他理事会の運営に必要な事項は、理事会で決定することができるものとする。

日本レジャー・レクリエーション学会 専門分科会設置に関する規定

昭和57年6月12日制定

平成7年12月10日改訂

1. 会則第18条規定により、本会会員が専門分科会を設置しようとする場合は、この規定に基づいて行うものとする。
2. 専門分科会の設置は、原則として研究分野を同じくする本学会正会員20名以上の要請があった場合とする。

3. 専門分科会の設置を求めようとする正会員は下記により本学会会長に申請するものとする。
 1. 設立経過および主旨
 2. 名称
 3. 発起人代表者
 4. 発起人名簿
 5. 連絡事務所
 6. その他
4. 専門分科会は次の事項について各年度ごとに本部に報告する。
 1. 活動状況の概要
 2. その他必要と認められる事項

日本レジャー・レクリエーション学会 役員選出細則 設置の趣旨

“学会の活性化”と“学会の継続性”とのバランスから、次の項目について配慮した：

- 1) 理事役員の半軟上陸という観点から、理事総数の半数にあたる15名を正会員による直接選挙（順位標記の5名連記による無記名投票）とした
- 2) 改選前理事10名を、現行理事会での互選とした
- 3) 学会運営の強化を計るために、理事長推薦理事5名以内を設けた
- 4) 会長、副会長、監事は、選挙後初めての理事会で選出することとした
- 5) 会長、副会長は理事以外からの選出ができることとした
- 6) 理事長は、新役員に選出された理事（25名）により、選挙後初めての理事会で互選により選出することとした
- 7) 被選挙権及び理事就任については、辞退を認めた
- 8) 役員欠員に対し、補充選挙は行わないこととした
（会長については本則に従い、理事については補充選挙は行わない）
- 9) 選挙管理委員会を設置し、その委員会（5名）の推薦を理事会とした
- 10) 会則の改正（第10条）を必要することとなった
- 11) 学会の活性化の側面的効果として、選挙権（人）及び被選挙権（人）の確認事項により、正会員に手続きの明確化をはかった（会費等手続き期日の指定）

日本レジャー・レクリエーション学会 役員選出細則

（趣旨）

第1条 この細則は、会則第12条に規定する役員を選出に関し、必要な事項を定める。

（選出の時期）

第2条 すべて役員を選出は、その任期の前年のうちに行わなければならない。

（選出の種別と人数）

第3条 この細則により選出される役員の種類と人数は、会則第10条の規定により次の通りとする。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 理 事 25名以上30名以内
- (4) 監 事 2名

（資格の制限）

第4条 選挙権、被選挙権は、選挙実施前年の12月31日までに正会員としての資格を有し選挙実施年の6月30日現在、当該年度の会費を納めている正会員とする。ただし6月30日以降に正会員の資格を失った者を除く。

- 2 被選挙権の辞退は認めるが、あらかじめ選挙管理委員会に文書で選挙公示後10日以内に届け出るものとする。

(選出の形態)

第5条 会長、副会長、監事、現行理事から選出される理事（以下「改選前理事」という。）及び理事長推薦理事を除く役員は、正会員の直接選挙により選出する。

(選出の方法)

第6条 役員の選出方法は、次の通りとする。

- (1) 会長、副会長、監事は、初めての理事会において選出する。
- (2) 理事のうち、新理事15名を正会員による順位標記の5名連記で、郵送による直接無記名投票とし、改選前理事10名を現行理事会での互選とし、新理事長による推薦理事5名以内を新理事長の任命によって選出する。
- 2 会長、副会長は、理事以外からの選出ができる。ただし理事以外から選出された会長、副会長は、就任と同時に速やかに会則第10条の規定により理事となる。
- 3 改選前理事は、新理事の選挙の前に選出し公表する。改選前理事に選出されない現行理事も細則第4条の規定を満たす限り新理事としての被選挙権を有する。
- 4 理事長は、新役員に選出された理事（25名）による初めての理事会での互選による。

(投票の有効性)

第7条 投票のうち次のものは、無効とする。

- (1) 規定用紙以外のもの
- (2) 定数を越えて記入したものは、その区分全部
- (3) 氏名以外の文字または記号を記入したものは全部

(当選の決定)

第8条 選挙による新理事（15名）の決定は、有効投票の最多得票者から15名とする。ただし同点者がある場合は、順位標記による総得点の高得点者とし、なお同点の場合は順次高順位ごとの得票数の多い者とする。理事就任時に辞退者があるときは、次点者を繰り上げる。次点者に同点者があるときも同じ得点の算定による。順位ごとの得票数によっても同点のときは選挙管理委員会で推薦決定する。

- 2 順位標記による得点の算定は、高順位1位を5点とし順次下位を減数し5位を1点として積算する。

(辞退の届出)

第9条 選挙により選出された新理事が、その就任を辞退しようとする時は、通知が到着した日から5日以内に正当な理由を示して選挙管理委員長に届け出なければならない。

(補充選挙)

第10条 任期中において役員に欠員が生じても、補充選挙は行わない。

(選挙管理委員会)

第11条 役員（会長、副会長、監事、改選前理事、理事長推薦理事を除く）の選挙を実施するため、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、5名をもって構成する。
- 3 委員の選出は、理事会の推薦による。

- 4 委員の任期は、役員選挙年度の5月1日から翌々年の4月30日までの2年間とする。
- 5 委員会に委員長を置く。委員長は、委員の中から互選する。委員長は、この細則にしたがって選挙を執行する責任と権限を持つものとする。
- 6 委員会は、投票の期日、方法等を選挙の1ヵ月以前に、公示しなければならない。
- 7 委員会は、順位区分（1位～5位）を明らかにした氏名記入用投票用紙を作成する。
- 8 委員会は、被選挙人名簿及び投票用紙を、選挙の14日以前に正会員届け出住所に送付しなければならない。
- 9 委員会は、得票数が決定したとき得票数順に上位30位までの一覧表を作成し確認印を押し、その結果を公示するとともに、理事会に報告する。

（細則の改廃）

第12条 この細則の改廃は、理事会の過半数の賛成を得て総会の議決による。

- 2 この細則の変更は、会則の変更に準ずるものとする。

付 則

- 1 この細則は、平成10年度の役員改選から適用する。
- 2 この細則は、平成8年11月24日から施行し、従来の役員選出内規及び申し合わせ事項は廃止する。

日本レジャー・レクリエーション学会 現行理事会から選出される理事の選出に関する申し合わせ

（趣旨）

第1条 本学会の役員選出細則第6条第1項第2号の規定により現行理事会から選出される理事（以下「改選前理事」という。）の選出にあたり、この申し合わせを定める。

（選出の時期）

第2条 改選前理事の選出は、役員改選前年度の最初に開催される理事会以前とする。

（選出の形態）

第3条 改選前理事の選出の形態は、現行理事による直接選挙とする。

（選出の方法）

第4条 改選前理事の選出の方法は、現行理事による順位標記の10名連記で、郵送による直接無記名投票による。

（投票の有効性）

第5条 投票のうち次のものは、無効とする。

- （1） 規定用紙以外のもの
- （2） 定数を越えて記入したものは、その区分全部
- （3） 氏名以外の文字または記号を記入したものは全部

（当選の決定）

第6条 改選前理事の当選の決定は、改選前理事選出理事会（役員改選前年度の最初に開催される理事会）において

郵便投票を開票し決定する。

- 2 改選前理事（10名）の決定は、有効投票の最多得票者から10名とする。ただし同点者がある場合は、順位標記による総得点の最高得点者とし、なお同点の場合は順次高順位ごとの得票数の多い者とする。理事就任時に辞退者があるときは、次点者を繰り上げる。次点者に同点者があるときも同じ得点の算定による。順位ごとの得票数によっても同点のときは、役員改選前年度の最初に開催される理事会において、出席者の投票により決定する。
- 3 順位標記による得点の算定は、高順位1位を10点とし順次下位を減数し10位を1点として積算する。

（選挙管理）

第7条 選挙管理事務は、事務局が行う。

付 則

（施行期日）

1. この申し合わせは、平成10年度の役員改選から適用する。
2. この申し合わせは、平成9年5月26日から施行する。
3. 第2条の規定に関わらず、平成10年度の役員改選に伴う改選前理事の選出の時期は、役員改選前年度の最初に開催される理事会以前でなくてもよいものとする。

日本レジャー・レクリエーション学会 新役員に選出された理事（25名）による理事長の選出に関する申し合わせ

（趣旨）

第1条 本学会の役員選出細則第6条第4項の規定により選出される理事長の選出にあたり、この申し合わせを定める。

（選出の時期）

- 第2条 理事長の選出は、現行会長により招集される役員改選後の最初に開催される理事会（以下「新理事会」という。）において互選する。
- 2 理事長が選出されるまでは、新理事会の議長は現行会長が暫定議長となる。

（選出の方法）

第3条 理事長の選出の方法は、現行会長及び会長、副会長、監事の選出に関する申し合わせ第2条により構成されている候補者選定委員会の意見を聴取し審議・決定する。

付 則

（施行期日）

1. この申し合わせは、平成10年度の役員改選から適用する。
2. この申し合わせは、平成9年5月26日から施行する。

会長、副会長、監事の選出に関する申し合わせ

(趣旨)

第1条 本学会の役員選出細則第6条第1項第1号の規定により選出される会長、副会長、監事の選出にあたり、この申し合わせを定める。

(候補者の選定)

第2条 会長、副会長、監事の候補者の選定は、役員改選後の最初に開催される理事会（以下「新理事会」という。）以前に、現行の会長、副会長、理事長、及び常任理事会で選任された常任理事若干名を含む7名により候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を構成し、それぞれ複数の候補者を選定する。

- 2 委員会は現行会長が招集し、委員長は初回の委員会において互選とし、委員長が議長となり以後の委員会を必要に応じ招集する。

(候補者の推薦)

第3条 会長、副会長、監事の候補者の推薦は、委員会が新理事会に推薦する。

(選出の形態)

第4条 会長、副会長、監事の選出の形態は、委員会の報告に基づき新理事会により審議・決定する。

(選出の方法)

第5条 会長、副会長、監事の選出の方法は、最初の新理事会において新理事による単記の直接無記名投票による。

- 2 新理事が最初の新理事会に欠席する場合は、前項の投票は郵便による投票ができる。

(当選の決定)

第6条 会長、副会長、監事の当選の決定は、それぞれ有効投票の最多得票者からとする。ただし同点の場合は、委員会の推薦により決定する。

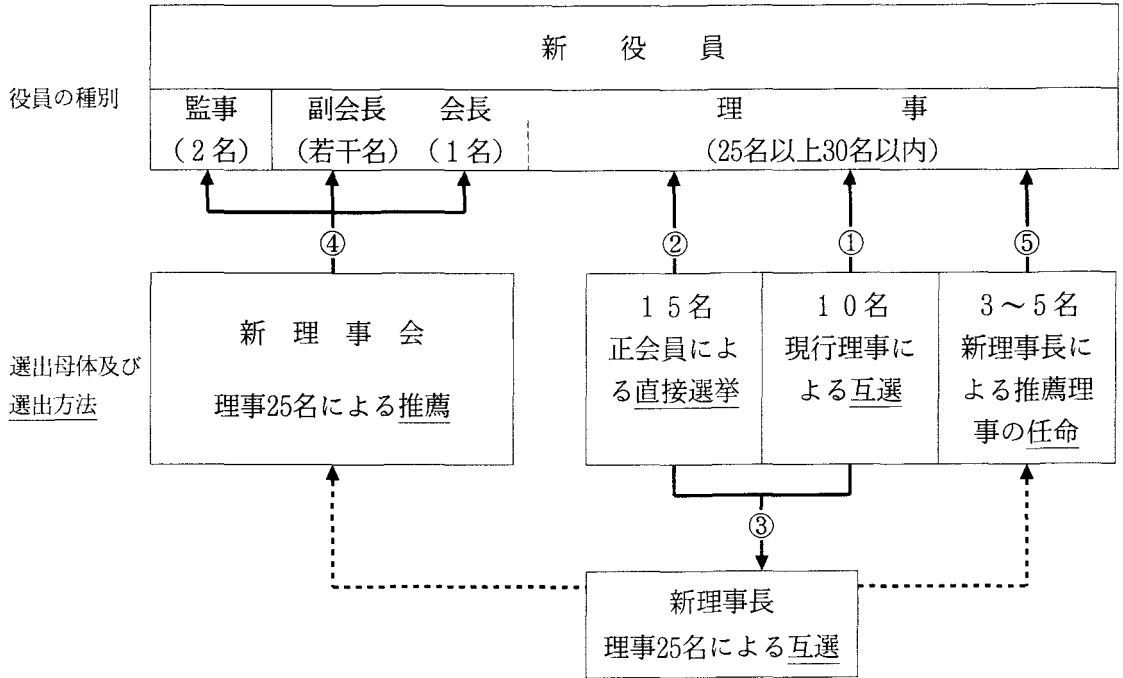
付 則

(施行期日)

1. この申し合わせは、平成10年度の役員改選から適用する。
2. この申し合わせは、平成9年5月26日から施行する。

日本レジャー・レクリエーション学会 役員選出方法及びプロセス（図説）

〔注〕図説中の①～⑤の数字は、新役員の選出される順序を示す。



≪各役員選挙投票用紙≫

〔改選前理事選出投票用紙【a】〕

学会会則第10条及び第12条、役員選出細則第6条第1項第2号、現行理事から選出される理事の選出に関する申し合わせ第4条、の各規定による「改選前理事」10名の選出投票用紙【a】（順位標記の10名連記）

1. ()
2. ()
3. ()
4. ()
5. ()
6. ()
7. ()
8. ()
9. ()
10. ()

〔新理事選出投票用紙【b】〕

学会会則第10条及び第12条、役員選出細則第6条第1項第2号、の各規定による正会員による新理事15名の選出投票用紙【b】（順位標記の5名連記）

1. ()
2. ()
3. ()
4. ()
5. ()

〔会長、副会長、監事選出投票用紙【c】〕

学会会則第10条及び第12条、役員選出細則第6条第1項第1号、会長、副会長、監事の選出に関する申し合わせ第5条第1項及び第2項、の各規定による会長（1名）、副会長（若干名）、監事（2名）の選出投票用紙【c】（無記名单記）

- 会長
()
-
- 副会長
()
-
- 監事
()

「レジャー・レクリエーション研究」投稿規定

昭和46年3月21日制定

昭和57年6月12日改訂

昭和58年7月1日改訂

平成元年2月2日改訂

平成8年4月1日改訂

平成15年2月8日改訂

1. 投稿資格

本誌に寄稿できる原稿の筆頭著者は、本学会々員に限る。但し、編集委員会が認めた場合は、この限りでない。

2. 原稿種類と審査

- (1) 原稿に用いる言語は原則として、和文もしくは英文とする。但し、編集委員会が認めた場合は、この限りでない。
- (2) 原稿の種類は、レジャー・レクリエーションを対象とした研究領域における総説、原著、研究資料、実践研究、評論、その他とし、他誌に未投稿、未発表のものに限る。なお、上記のうち総説、原著、研究資料、実践研究は、編集委員会が依頼する複数の査読者による審査を経た学術論文である。
- (3) 原稿の定義は以下の通りである。
 - 1) 総説とは、レジャー・レクリエーションを対象とした研究領域に関わる特定のテーマを、文献レビューなどに基づいて大局的かつ客観的に総括したもの。
 - 2) 原著とは、客観性、論理性、普遍性を備えた学術的価値の高い内容を持つオリジナルな研究成果をまとめたもの。
 - 3) 研究資料とは、学術的な資料性が高い研究成果などで、客観性・論理性・普遍性などに検討の余地が残されているものの、速報性等があり公表する価値が認められるもの。
 - 4) 実践研究とは、実践的な事例調査をまとめた研究成果などで、客観性・論理性・普遍性などに検討の余地が残されているものの、速報性等があり公表する価値が認められるもの。
 - 5) 評論とは、ある特定の事項に関する評価、善悪、優劣などを批評し論じたもの。
 - 6) その他の原稿とは、書評や紹介記事、用語解説、シンポジウム・講演会の記録などで、編集委員会が掲載を認めたもの。
- (4) 原稿の長さは、原則として、総説、原著については刷り上がり12ページ以内、研究資料、実践研究、評論については同6ページ以内とする（1ページは2,016字に相当）。ただし、やむを得ない場合には規定ページ数の1.5倍まで認める。その他の原稿については、編集委員会で認められたページ数とする。
- (5) 原稿の採否および掲載時期については、編集委員会が最終的な決定を行う。なお、学術論文の採否については、査読者による審査結果に基づく。
- (6) 大会発表論文集への投稿規定は別に定める。

3. 原稿の提出

- (1) 原稿の提出にあたっては以下に従うこと。
 - 1) 投稿原稿は、別に定められた原稿作成要領に従い、原文の鮮明なコピー 3 部を提出する。原文は、郵送事故などに備えて投稿者が保管する。
 - 2) 投稿原稿は、各部ごとに、標題、抄録（総説、原著、研究資料、実践研究の場合）、本文（註・文献を含む）、図（写真を含む）、表の順にまとめ、ダブルクリップ等で留めて提出すること。
 - 3) 原稿の郵送は簡易書留や宅配便など、配達記録が証明できる方法で行う。本学会ならびに編集委員会は、郵送事故には責任を持たない。
 - 4) 提出先は、日本レジャー・レクリエーション学会事務局とする。
 - 5) 原稿および図表は原則として返却しない。
 - 6) 投稿の際には、本誌掲載の「レジャー・レクリエーション研究 投稿票」に必要事項を記入し、投稿原稿と合わせて 1 部提出する。なお、投稿票にコピーを用いても構わない。

4. 費用

- (1) 審査料・掲載料は原則として無料とするが、次の場合には投稿者にその実費を負担してもらうことがある。
 - 1) カラー印刷など特殊な印刷を要したり、分量が規定を超過する場合など。
 - 2) 別刷を必要とする場合。別刷りは 50 部までは無料とするが、それ以上必要な場合には 50 部単位で購入できる。

5. その他

- (1) 原稿の作成に当たっては、別に定める原稿作成要領に従う。
- (2) その他、当規定の問い合わせは、学会事務局宛に行う。

「レジャー・レクリエーション研究」原稿作成要領

(平成15年2月8日制定)

1. 原稿の作成

- (1) 原稿は、原則としてワードプロセッサなどを使用し、下記にしたがって作成すること。
 - 1) 用紙はA4判を縦長に使用し、横書きで作成すること。
 - 2) 書式は、和文の場合には1頁に800字詰め(25字×32行)、欧文の場合にはダブルスペース(30行)とする。また、それぞれ左40mm、右80mm、上下30mm程度の余白を残すこと。
 - 3) 欧文、数字、小数点、および斜線(/)は半角文字を使用すること。
 - 4) 句読点は、マル(。)およびテン(、)を使用すること。
- (2) 原稿の採用決定後に、フロッピーディスク等に保存された文章ファイルの提供を要請する。
- (3) 手書で原稿を作成する場合には、400字詰原稿用紙(20字×20行)を用いること。

2. 原稿の体裁

- (1) 投稿原稿は、①標題、②抄録、③本文(註・文献を含む)、④図、⑤表の順番で体裁を整える。
 - 1) 標題ページには、①原稿の種類、および②タイトル(和文・英文の両方)を記入する。このページに著者名や所属などは一切記入しない。
 - 2) 抄録ページには、総説・原著論文・研究資料・実践研究では、英文投稿・和文投稿にかかわらず、英文抄録(250語程度)と和文抄録(500字以内)添える。これらは、刷り上がり時に本文と一緒に印刷される。評論およびその他の原稿については抄録は必要ない。
 - 3) 本文ページには、本文・註・文献などを記入する。なお、本文の作成にあたっては以下の点に留意すること。
 - ①本文の中央下にページ番号を記入する
 - ②本文の左側に、可能な限り、5行おきに行番号を記入する。
 - ③母国語ではない言語による投稿では、投稿前にネイティヴによる文章校閲を受ける。
 - ④和文原稿では必要以上の専門外来語の使用を控える。用いる場合は、片仮名書きとする。
 - ⑤見出し記号を用いる際は、大見出しから順に、1.、2. …、(1)、(2) …、1)、2) …、①、②…とする。
 - ⑥学術用語は、学会会議制定の用語に準じ、度量衡単位はSI単位(m、cm、mm、kg、g、mgなど)とする。
 - ⑦本文中の文献表記は、引用箇所後に、³⁾、^{2) 4) 8)}、⁵⁻⁷⁾のように、該当する文献番号を上付きにする。註をつける場合も同様にする。
 - ⑧本文欄外に図表の挿入箇所を朱筆により明示する。
 - ⑨謝辞、および付記(研究費交付等)は本文の末尾におく。
 - ⑩註は、本文の末尾と文献の間に、註1)、註2)・・・というように番号順に一括して記載する。

⑪文献は、筆頭著者の姓のアルファベット順に並べるか、ないしは引用順に、1)、2)、3) …と通し番号を付ける。

⑫文献の記載方法は以下を参考にする。

〈学術誌・雑誌の場合〉

著者名、論文名、雑誌名 巻号：ページ数（始頁—終頁）、西暦年号 の順

[例1]西野仁・知念嘉史、E S M（経験標本抽出法）を用いた日常生活におけるレジャー行動研究の試み、レジャー・レクリエーション研究38：1—15、1998

[例2]Eeva Karjalainen and Liisa Tyrvaainen, Visualization in forest landscape preference research: a Finnish perspective, Landscape and Urban Planning 59(1): 13-28, 2002

〈単著などの場合〉

著者名、書名、発行社、発行地：ページ数（始頁—終頁）、西暦年号 の順

[例3]ヨゼフ・ピーパー（稲垣良典訳）、余暇と祝祭、講談社、東京：120pp、1988

[例4]Simon Bell, Element of visual design in the landscape, E & FN Spon, London, 11-30, 1993

〈共著書などの場合〉

著書名、論文名、（編集者名、「書名」、発行社、発行地）、ページ数（始頁—終頁）、西暦年号 の順

[例5]下村彰男：リゾート景観の保全と創造、（日本造園学会編、「ランドスケープの計画」、技報堂出版、東京）、217—227、1998

[例6]Richard Broadhurst and Paddy Harrop, Forest tourism: Putting policy into practice in the Forestry Commission,(In Xavier Font and John Tribe Eds., Forest tourism and recreation, CABI publishing, New York),183-199,1999

4) 図・表の作成にあたっては以下の点に留意すること。

①図・表は、それぞれ1点につき1枚の用紙を使用する。

②表は、表1、Table2のように通し番号を付け、題名を表の上部に記載する。

③図は、図3、Fig. 4のように通し番号を付け、題名を図の下部に記載する。

④図表の作成にあたっては、刷り上がり時の巾（2段にまたがる場合は横幅最大14cm、1段の場合は6.5cm）、および縮尺を考慮し、明瞭に作成する。

⑤写真を掲載する者は、原稿の採用決定後にE L版以上の紙焼き写真を提出する。

⑥採用決定後、オリジナルの図表を提出する際には、裏面に、図表の番号、上下の印、および筆頭著者名を鉛筆で薄く書き込んでおく。

⑦特殊なオリジナル図表は、トレーシングペーパーをかけるなどして、できるだけ汚損対策を施す。

レジャー・レクリエーション研究 投稿票

受付年月日

受付番号

ふりがな 連絡先氏名						
連絡先	〒 _____ TEL. _____ FAX _____ E-mail _____					
全著者名 および所属 (英文表記も)						
原稿の種類	総説、原著、研究資料、実践研究、評論、 その他(具体的に: _____)					
原稿の枚数		初稿	2稿	3稿	採用後の フロッピー添付	有・無
	標題	枚	枚	枚	カラー印刷	有・無
	抄録	枚	枚	枚		
	本文	枚	枚	枚		
図表	枚	枚	枚	別刷希望数	部	
原稿の動き	初稿	2稿	3稿	初校印刷		
著者→編集委員会				著者送付		
編集委員会→審査者				著者校正		
審査者→編集委員会				2校印刷		
判定				2校校正		
編集委員会→著者				3校印刷		

和文要旨
(貼り付け可)

原稿投稿時の
チェック
リスト

以下の項目の確認後□にチェック(✓)してください。

- ~~~~~
- 標題ページ 原稿の種類は記入してあるか
 タイトル (和・英) は記入してあるか
 著者名・所属は未記入でないか
 本文ページ 本文の体裁は原稿作成要領に即しているか
 註の体裁は原稿作成要領に即しているか
 文献の体裁は原稿作成要領に即しているか
 ページ番号 (本文中央下) を記入したか
 行番号を記入したか (本文左)
 母国語でない場合、文章校閲を受けたか
 見出し記号は原稿作成要領に即しているか
 図表挿入箇所の表示をしたか
 図 表 図表1点につき1枚の用紙が使用されているか
 図のタイトルは適切か
 表のタイトルは適切か

~~~~~  
イタリック表記の部分は投稿者が記入すること。

## 「レジャー・レクリエーション研究」

### 投稿募集

研究論文の投稿は、常時受け付けております。  
積極的にご投稿下さい。

編集委員会

## 「レジャー・レクリエーション研究」への投稿について

研究論文の審査、修正作業には最短でも2ヶ月程度の時間を要する点を考慮して、投稿してください。

投稿は、常時受け付けております。会員の皆様の積極的な投稿をお願いいたします。

### ■投稿論文送付先

〒354-8510 埼玉県入間郡三芳町藤久保1150-1

淑徳大学 国際コミュニケーション学部

西田俊夫研究室内

日本レジャー・レクリエーション学会編集委員会

## 学会大会号編集企画

|                |                |
|----------------|----------------|
| 鈴木 秀雄 (学会会長)   | 嵯峨 寿 (学会常任理事)  |
| 小田切毅一 (学会副会長)  | 下村 彰男 (学会常任理事) |
| 坂口 正治 (学会副会長)  | 田中 伸彦 (学会常任理事) |
| 大谷 善博 (学会監事)   | 西野 仁 (学会常任理事)  |
| 寺島 善一 (学会監事)   | 沼澤 秀雄 (学会常任理事) |
| 西田 俊夫 (学会理事長)  | 松尾 哲矢 (学会常任理事) |
| 麻生 恵 (学会常任理事)  | 山崎 律子 (学会常任理事) |
| 小椋 一也 (学会常任理事) | 横内 靖典 (学会常任理事) |
| 片桐 義晴 (学会常任理事) |                |

### 第36回学会大会号 (No.57) 編集委員会

|             |         |
|-------------|---------|
| 西田 俊夫 (委員長) | 西野 仁    |
| 横内 靖典       | 高橋 伸    |
| 小椋 一也       | マーレー 寛子 |
| 麻生 恵        | 田中 光    |

#### Editorial Committee for Papers of the 36th National Congress

|                          |             |
|--------------------------|-------------|
| T.Nishida (Chief Editor) | H.Nishino   |
| Y.Yokouti                | S.Takahashi |
| K.Ogura                  | H.Merlei    |
| M.Asou                   | H.Tanaka    |

Address: Subscription Manager, Japan Society of Leisure and Recreation Studies (JSLRS).  
c/o: Shukutoku University  
1150-1 Fujikubo Miyoshicho, Irumagun, Saitama, Japan  
Tel. & Fax. your country code+81+0492-74-1511

『レジャー・レクリエーション研究』第57号 (DEC.,2006)

平成18年11月18日 印刷

平成18年11月25日 発行

編集・発行人：西田 俊夫

発行所：日本レジャー・レクリエーション学会

〒354-8510 埼玉県入間郡三芳町藤久保1150-1

淑徳大学 国際コミュニケーション学部

西田俊夫研究室内

電話・FAX：0492-74-1511



**JOURNAL**  
**of**  
**Leisure and Recreation Studies**  
**No. 57**

Papers of the 36th National Congress

Special Issue :

Papers Presented at the 36th National Congress of  
Japan Society of Leisure and Recreation Studies

(Dec. 2nd. 3rd., 2006)

(Heian Jogakuin University : Osaka, Japan)

**Japan Society of Leisure and Recreation Studies (JSLRS)**

**Dec. 2006**